

江戸

按ずるに、町奉行職制の定まりしは三代將軍以後にして、殊に寛永以前にありては、其沿革を詳かにししがたし、今累代の武官より右に抄出して參考に供ふ、寛永以後は、左表に掲ぐ。

Table of names and titles, including 任、寛永、元文、延享, etc.

江戸

Table of names and titles, including 元文、延享、天明、寛政, etc.

江戸

Table of names and titles, including 嘉永、安政、文久, etc.

江戸六組 通日雇 江戸市中便宜の地に六組日本橋、京橋、芝、本芝、赤坂、神田に分ち置たる故に名づく

エナガヒサコ 柄長瓢 柄の長き抄をいふ、瓢は抄なり、鎌倉年中行事に、公方機御發向の事

エナノコホリ 惠奈郡 關東美濃國也、關東神代紀の日向可愛の地なるべし

エノマ 繪之間 關東聖武は戸部子に繪を入す(郡名異同一覽、法令全書)

エドロ

見えたり、其圖註に示す、又陸奥記應永三十二年九月十日の條、今日上皇御幸東山泉涌寺部

エナノ

エノヤマノミササキ 可愛山陵 壇々軒幕の御陵、陸奥國陸奥郡東水引村大字宮内に在り

エノミ

エノモトキカク 榎本其角 寶井其角、カクキカクをいふ、按て同敷多ければ、いづれの間と





エホシ

一門に遠藤三郎源光と云者、呼寄て元服せさせ...

エホシノコ 烏帽子子 烏帽子親に對し、元...

エホシナ 烏帽子名 元服の際に附する名、...

エホシハジメ 烏帽子始 元服(ゲンブク)...

エマキ

をながきて奉ることにはなりぬ、武者繪を奉るこ...

古今著聞集に、後白河院の時年中行事の繪を畫かせ...

Table with columns for names and associated figures/locations. Includes entries like 石山寺, 源氏物語繪巻, etc.

Table with columns for names and associated figures/locations. Includes entries like 百鬼夜行, 福富草, etc.

Table with columns for names and associated figures/locations. Includes entries like エンガクジ, エンガク,

エマコ

エマコジラウ 江馬小次郎 北條義時(ホ...

エマキモノ 繪巻物 繪に圖書を...

エンガ

エンガクジ 圓覺寺 圓覺相模國鎌倉郡...

エンガク 圓覺 朝庭又は公卿等の家にて...

エンガ

奉の属領を下す、康安二年五月後光嚴天皇勅して、開山に開滿常照師の靈號を賜ふ、應安七年十一月二十三日出火して堂宇灰燼となる、永和二年義堂遺教奉行入等と謗し、十州管内棟別錢及び鎌倉中の課役を以て逐に功を終らしむ、四年佛殿成る、至徳三年將軍足利義滿京鎌倉五山の座位を定む、當寺第二位たり、其後後小松天皇宸筆の扁額を賜ふ、應永十四年十一月二十八日、再度燒失す、永正十二年、天文十一年北條氏令して公役を免す、永祿六年十二月又回祿の災あり、是より講堂興廢する年あり、然れども今猶山門佛殿以下の堂宇宏大なるもの十數字あり、山門の額に花園天皇の宸筆、佛殿は寛永二年の建築にかゝると云ふ、元和三年寛永十三年の兩度、江戸幕府より寺領の朱印を賜ふ、○塔頭、正倫院、萬年山と號す、北條貞時建立、建武二年後醍醐天皇勅して開山塔となす、舍利殿、佛牙の舍利を取む、北條貞時の造營する所、今特別保護建築物となる、○開山塔、舍利殿の後にあり、伏見天皇の宸筆勅給佛光禪師の額あり、開山佛光の木像を安置す、○黄梅院、傳衣山と號す、徑山傳來の法衣、當院の什寶たり、○般若菴、萬富山と號す、文和申足利尊氏佛滿の爲に創建し師を開祖とす、中興の開基今川國朝、大永四年今川氏親再造す、後古河義氏所願所となす、○佛日菴、北條家の祠堂、輪隱を中興開祖とす、○雲頂菴、開山塔の號なりと、中興の開基長尾忠景入道成忠、○傳宗菴、文保元年の創建、僧土雲開祖、○臥龍菴、菴二字より山上を瀾香、山下を臥龍と稱す、開祖大川、○開山菴、開祖是英、僧奇文を中興の祖、北條氏康中興の開基、○龍隱菴、開祖大雅、中興の開基尼孝春、○法珠院、應永中の創建、開祖芳隱、○瑞光菴、開祖天外、○寶物に、北條時宗時貞の眞蹟、足利尊氏自筆の法華經、道隆祖

エンガ

元一山の靈蹟、道隆正念疏石等の畫像は、何れも天下の絕品にして、其外古文書、什器歴史上の參考となるべきもの頗る多し、○左に歴代を示す（新編相續國風土記稿、園寶目録）

- 祖元 正念(大徳) 覺圓(大徳) 德信(大徳) 道然(大徳)
- 子孫(大徳) 一寧(大徳) 圓範(大徳) 昭元(大徳) 喜日(大徳)
- 士雲(大徳) 首座(大徳) 惠輪(大徳) 巧安(大徳) 殊石(大徳)
- 正澄(大徳) 道通(大徳) 嘉宗(大徳) 志高(大徳) 居中(大徳)
- 妙瑩(大徳) 通川(大徳) 福隆(大徳) 正因(大徳) 十徳(大徳)
- 永興(大徳) 智證(大徳) 可允(大徳) 印元(大徳) 法忻(大徳)
- 宏潤(大徳) 友丘(大徳) 契閑(大徳) 士啓(大徳) 光一(大徳)
- 妙謙(大徳) 獵辨(大徳) 是英(大徳) 善次(大徳) 祖龍(大徳)
- 大開(大徳) 妙在(大徳) 契光(大徳) 慶芳(大徳) 全快(大徳)
- 妙積(大徳) 海輝(大徳) 識桂(大徳) 道欽(大徳) 德俊(大徳)
- 存圓(大徳) 通妙(大徳) 有承(大徳) 與伊(大徳) 誠珍(大徳)
- 性珍(大徳) 元勝(大徳) 周摩(大徳) 周濟(大徳) 圓方(大徳)
- 文景(大徳) 知春(大徳) 得智(大徳) 奧折(大徳) 祖松(大徳)
- 中國(大徳) 正隆(大徳) 妙佐(大徳) 敬忠(大徳) 全用(大徳)
- 梵興(大徳) 惟可(大徳) 等敬(大徳) 了善(大徳) 中樹(大徳)
- 長會(大徳) 維輝(大徳) 妙冲(大徳) 永旭(大徳) 淨輝(大徳)
- 中學(大徳) 惟中(大徳) 中央(大徳) 瑞瑞(大徳) 見機(大徳)
- 大徳(大徳) 法部(大徳) 珠珍(大徳) 宗晃(大徳) 中智(大徳)

エンガ

- 德聰(大徳) 巨鏡(大徳) 天松(大徳) 曾妙(大徳) 純乾(大徳)
- 梵松(大徳) 心奥(大徳) 梵澤(大徳) 第一(大徳) 心水(大徳)
- 天哲(大徳) 省音(大徳) 問留(大徳) 繼理(大徳) 一暎(大徳)
- 存香(大徳) 英智(大徳) 祥致(大徳) 中儀(大徳) 本徳(大徳)
- 飯才(大徳) 長旭(大徳) 昌猷(大徳) 昌薰(大徳) 景芳(大徳)
- 正安(大徳) 妙薫(大徳) 周南(大徳) 法勳(大徳) 芳輝(大徳)
- 周有(大徳) 梵樞(大徳) 用輝(大徳) 心林(大徳) 心正(大徳)
- 士倫(大徳) 純清(大徳) 中和(大徳) 徳珠(大徳) 妙訓(大徳)
- 光瀟(大徳) 中義(大徳) 守旭(大徳) 正文(大徳) 徳荷(大徳)
- 法紹(大徳) 省菊(大徳) 長全(大徳) 徳三(大徳) 周顯(大徳)
- 妙然(大徳) 妙續(大徳) 奧徳(大徳) 徳平(大徳) 中淳(大徳)
- 中風(大徳) 嗣俊(大徳) 法珠(大徳) 正心(大徳) 禪輝(大徳)
- 省輔(大徳) 周昭(大徳) 梵樞(大徳) 輝才(大徳) 法興(大徳)
- 昌伊(大徳) 昌聞(大徳) 妙意(大徳) 玄瑞(大徳) 是憲(大徳)
- 昌益(大徳) 妙壽(大徳) 碩林(大徳) 梵于(大徳) 昌隆(大徳)
- 中國(大徳) 碩秀(大徳) 昌泉(大徳) 是倫(大徳) 昌滋(大徳)
- 昌益(大徳) 碩然(大徳) 碩輝(大徳) 昌宣(大徳) 是倫(大徳)
- 周法(大徳) 碩隆(大徳) 周幹(大徳) 周璋(大徳) 周棟(大徳)
- 周朴(大徳) 周雍(大徳) 是鈞(大徳) 周朝(大徳) 梵仲(大徳)
- 法教(大徳) 法如(大徳) 碩朝(大徳) 周樞(大徳) 周古(大徳)

エンガ

エンガクシウダイジン 圓覺寺右大臣 藤原良相(フナハラノヨシヅク)を見よ、エンガクシハ 圓覺寺派 藤原宗一派、無學祖元禪師を祖とし、祖元(ソゲン)禪宗センシユウ(臨濟宗ハリンサイシユウ)を見よ、エンガクシフキヤウ 圓覺寺奉行 室町時代の職名、鎌倉圓覺寺の事を掌る、室町記永和元年五月二十二日の條に、布薩正大夫入道爲、圓覺寺奉行と見えたり、エンガノサ 垣下座 朝廷及び公卿等の家にて要寮の時、正客の外の人の相伴する座を云ふ、又地下座とも云ふ、凡て其役にあらずして座に列する者を垣下と云ふ、故に相伴人を「エガノ人」とも「カイト」とも云ふ、又「カイトアル」とも稱す、源氏物語勾當の條に、しん殿の雨のひましにつれのいと、南むきに中少將つさわり、北むきにむかへて、えがのみ、たち上達部の御座ありと見え、細流抄に、垣下也、讀伴の心也、孟津抄に、垣下をふかるとも、花鳥餘情、此の座、中少將は奥の方につき、親王公卿は端につく、是を垣下の座と云ふ、中少將を要する讀伴の心也とあり(貞丈雜記、安壽傳筆、建武年中行事略解)

エンガマヒ 垣下舞 垣下座に於て爲す舞をいふ、別に一定の舞曲なし、此座は地下にて、此處にて、舞ひしとて堂上へは見えず、此故に俗間叢

エンガ

れた、ゆ、を垣下舞と云ひけるに、後世の俗語に據るの下の舞と云へるは即ちこの垣下舞を誤りたるなるべし(續遊英覽、夏山雜記)

エンキ

エンキウゼンジマス 延久宣旨抄 樹の一種、後三條天皇延久四年九月二十九日、斗升法は一條天皇長保の例に據用すべき由を下知せられたるものを世に稱していふ、古事談に、延久善政には先器物を作られけり、實仲禰藏人頭にて之を奉行せり、樹を召よせて、とりん、御覽じて腰を折て寸法などさいせ給けり、米をば穀倉院より召寄せて殿上小廂にて賞首以下藏人出納など檢知して小倉人五たすきして量けり、米をば紙屋紙に巻て持参りたりければ、數覽有て封封を加へられて御持體の許など、つかはされける、斛器は方なる櫃を差す、石をく、り下ておしにして、またの木に懸て穀倉院にして、國々の米をば納られけり、仍何石とは石の字を用なり、斛器石等今穀倉院に有といへり、と見えたり、然れども當時は只に量の爲りを正し給ひしのみにて、量法を改められしは、堀河天皇の寛治中であり、宣旨抄(センジマッス)抄(マッ)參看(扶桑略記、古今要覽稿、宣旨斗考)

- 延喜格 延喜交椅式 文書式(カクイシキ)を見よ、
- 延喜三代格に載む、内九十一、十三續く、建史大系十二卷に載む、建史大系十一卷より延喜七年に至る迄の格を集めたるものなり、延喜格序は、弘仁格

延喜

十卷貞觀格十二卷聖主其論言を降し賢臣其制を施し、... 延喜御記

延喜

五元原部編記、新編日記、醍醐寺初度具書、東寺要集、... エンキヤウ

延喜

名あり醍醐國にて遺る。直徑六分、厚七分八厘、... エンケイ

延喜

畿内及び近畿諸國御野を増設し、加ふるに院宮王臣、... エンキヤウ

延喜

高例にも後々用ひらるゝといひ、また大高城遺去、... エンケウ

延喜

倉にて鞠鞠と陸奥に禁錮す、北條氏滅亡後水寺に還、... エンケウ

行を理教院にて行ふ、弘安中如意輪堂を改築す、元弘三年五月後醍醐天皇行幸、安室郷を寄附す、天正六年豊臣秀吉毛利征伐の時此寺を陣所とす、江戸時代に至り寺額八百三十石を寄附(元亨釋書、味相記、播磨編)

エンケウジノミサギキ 圓教寺陵 後冷泉天皇の御陵にて、後朱雀後三條兩帝と相違ふ、山城國葛野郡花園村大字谷口主山の麓に在り(陰墓一覽)

エンケン 延元 後醍醐天皇御宇の年、建武三年三月二十九日改元、三年を経て興國と改む(興國釋書に、沈愷文等奏言、聖德所被上白、若二下延元二とあるに據る、菅原朝臣長良之を勅進す(元秘抄))

エンコ 園戸 園池司(エンチシ)を見よ

エンサ 縁坐 犯罪者に連帯して、親戚故舊の者が、その罪の責任を成つたをいふ、王朝時代には、謀反及び大逆を犯せるもの、父子は皆没官す、但し、年八十以上、并に篤疾者は免す、又兄弟は配流し、謀叛を犯せる者の子は、申渡に處したり、其他は規定に見えず、鎌倉時代には、情を知るに知らざるによりて其罪を分ち、情を知らざる時は、妻子と雖も縁坐せざるの制なりき、其罪の重きは必しも然らざりしが如し、江戸時代には、士分の者は切腹獄門等に處せられしもの、子は死罪、遠島に處せられしもの、子は申渡放、庶人は、主殺親殺以下犯罪の輕重に従ひて等差あり、八代將軍吉宗の時、主殺親殺の外は、假令最首又は最等の重罪を犯せる者なりとも、罪は其身に限り子孫に及ぼさるゝとせしめたり、但しこれは農工商に限りて士分には及ぼさるゝものとす(律儀、御成政日、藤川實紀、古事類苑法)

エンサ 圓座 蒲の葉を以て、丸く平たく組み作りたる敷物を云ふ、蒲の葉にて作る故に、蒲團とも云ふ、又ワラフダとも云ふ、和名抄に、和真布太、圓草褥也」とあり○後世には綾錦等にて包み作る、雅亮武東抄に、圓座と云ふは、しとの様なるもの、よろにてへりばかりのかりたる也、大納言は、紫色の高麗の敷したるへり、中納言は、あざしき高麗のへり、宰相は、黄なる高麗のやうしたるをさして表はしとの様に綾を打って裏には流し打をかけたなり、是を圓座と云ふなり」とあり、後醍醐朝に、御見二尺許、厚さ二寸餘にて圓く縁あるもの、よし見え、安藝隨筆に、圓座の中に穴をあけたるは古様ならずと云へり○圓座の厚さを厚圓座と云ふ、又實にて作るを實圓座と云ふ、大臣大掾等に、大納言參議座不敷○實圓座依、吾熟也、正月大掾敷之也、又大掾雜具目六に實圓座敷五十枚とあり(名目抄、貞丈雜記)

エンサウジ 圓藏寺 阿倍國河沼郡津濱、初め法相宗、寛永四年に改む、木尊福滿虚空蔵菩薩、初め平城天皇大同二年玄藏法相徳一大師の創草、代々莊園山林を寄進して當寺を護り、開闢展々水火の災に逢ひし、代々の領主の保護によりて再建す、元龜中再建せしもの尤し壯麗を極む、光り堂は即ち其當時のものなり、天正十五年越後國にて莊田二百石三十五石を寄進す、織田信長豊臣秀吉使をして拜せし、秀吉天正十九年九月寺額二石を寄進す、領主諸氏都重んで地を寄進、慶長六年十月諸生秀行赤地を寄進、十六年木堂を再建せしむ、夫人(徳川家康の女)元和二年建正に木堂を建立し、佛恩普濟を

行はせり、寺額を寄す、六代家宣將軍尤も敬信し、金の輪打敷等を寄附せりと云ふ(名勝地誌)

エンシ 園司 庄園の園事を掌る者を云ふ、小右記に、治安三年五月二十日壬午、寺家所領庄園園司等悉收、公、地子不納額照令給中、元承引云々、東大寺要録寛弘七年八月二十二日の願狀に、東大寺燃宮園術、欲三免寺家香葉庄園司等防河夫役并臨時雜役狀云々と見たり

エンシ 園耐 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園耳 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園正 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

行を理教院にて行ふ、弘安中如意輪堂を改築す、元弘三年五月後醍醐天皇行幸、安室郷を寄附す、天正六年豊臣秀吉毛利征伐の時此寺を陣所とす、江戸時代に至り寺額八百三十石を寄附(元亨釋書、味相記、播磨編)

エンケウジノミサギキ 圓教寺陵 後冷泉天皇の御陵にて、後朱雀後三條兩帝と相違ふ、山城國葛野郡花園村大字谷口主山の麓に在り(陰墓一覽)

エンケン 延元 後醍醐天皇御宇の年、建武三年三月二十九日改元、三年を経て興國と改む(興國釋書に、沈愷文等奏言、聖德所被上白、若二下延元二とあるに據る、菅原朝臣長良之を勅進す(元秘抄))

エンコ 園戸 園池司(エンチシ)を見よ

エンサ 縁坐 犯罪者に連帯して、親戚故舊の者が、その罪の責任を成つたをいふ、王朝時代には、謀反及び大逆を犯せるもの、父子は皆没官す、但し、年八十以上、并に篤疾者は免す、又兄弟は配流し、謀叛を犯せる者の子は、申渡に處したり、其他は規定に見えず、鎌倉時代には、情を知るに知らざるによりて其罪を分ち、情を知らざる時は、妻子と雖も縁坐せざるの制なりき、其罪の重きは必しも然らざりしが如し、江戸時代には、士分の者は切腹獄門等に處せられしもの、子は死罪、遠島に處せられしもの、子は申渡放、庶人は、主殺親殺以下犯罪の輕重に従ひて等差あり、八代將軍吉宗の時、主殺親殺の外は、假令最首又は最等の重罪を犯せる者なりとも、罪は其身に限り子孫に及ぼさるゝとせしめたり、但しこれは農工商に限りて士分には及ぼさるゝものとす(律儀、御成政日、藤川實紀、古事類苑法)

エンサ 圓座 蒲の葉を以て、丸く平たく組み作りたる敷物を云ふ、蒲の葉にて作る故に、蒲團とも云ふ、又ワラフダとも云ふ、和名抄に、和真布太、圓草褥也」とあり○後世には綾錦等にて包み作る、雅亮武東抄に、圓座と云ふは、しとの様なるもの、よろにてへりばかりのかりたる也、大納言は、紫色の高麗の敷したるへり、中納言は、あざしき高麗のへり、宰相は、黄なる高麗のやうしたるをさして表はしとの様に綾を打って裏には流し打をかけたなり、是を圓座と云ふなり」とあり、後醍醐朝に、御見二尺許、厚さ二寸餘にて圓く縁あるもの、よし見え、安藝隨筆に、圓座の中に穴をあけたるは古様ならずと云へり○圓座の厚さを厚圓座と云ふ、又實にて作るを實圓座と云ふ、大臣大掾等に、大納言參議座不敷○實圓座依、吾熟也、正月大掾敷之也、又大掾雜具目六に實圓座敷五十枚とあり(名目抄、貞丈雜記)

エンサウジ 圓藏寺 阿倍國河沼郡津濱、初め法相宗、寛永四年に改む、木尊福滿虚空蔵菩薩、初め平城天皇大同二年玄藏法相徳一大師の創草、代々莊園山林を寄進して當寺を護り、開闢展々水火の災に逢ひし、代々の領主の保護によりて再建す、元龜中再建せしもの尤し壯麗を極む、光り堂は即ち其當時のものなり、天正十五年越後國にて莊田二百石三十五石を寄進す、織田信長豊臣秀吉使をして拜せし、秀吉天正十九年九月寺額二石を寄進す、領主諸氏都重んで地を寄進、慶長六年十月諸生秀行赤地を寄進、十六年木堂を再建せしむ、夫人(徳川家康の女)元和二年建正に木堂を建立し、佛恩普濟を

行はせり、寺額を寄す、六代家宣將軍尤も敬信し、金の輪打敷等を寄附せりと云ふ(名勝地誌)

エンシ 園司 庄園の園事を掌る者を云ふ、小右記に、治安三年五月二十日壬午、寺家所領庄園園司等悉收、公、地子不納額照令給中、元承引云々、東大寺要録寛弘七年八月二十二日の願狀に、東大寺燃宮園術、欲三免寺家香葉庄園司等防河夫役并臨時雜役狀云々と見たり

エンシ 園耐 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園耳 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園正 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エンシ 園山 辨圓(エンエン)を見よ

エニシヨウジ

田口金剛寺の北に在り、土俗に、舊蹟は二條河原川の東に在りといふ。○帝王編年記に、大治三年三月十三日得賢門院御願供養圓勝寺とあるものは是なり、本朝撰文神に、藤原敦光が大治三年三月十三日圓勝寺供養元願文に、檀那仙院、院前之側、周洛之東、法勝最勝蓮宮下橋、三層五層塔塔接、就新吉土、建以、伽藍、中央精舎、兩界圍、大日如來二丈佛、其餘、四座皆丈六姿云々とあり、以て當時堂塔の壯麗なりしを知るべし、承久元年焼亡す(山城名勝志)。

國通寶の裏背をさすかみと云、七錢を以て邪魅妖氣を拂ひ退く、又常に携て運強し、或は云陰指神、富壽神寶を日本さすかみと云、もつとも性多し、守鏡の下に納て、不祥を去る、或は云、陰指神、長年大寶、萬年通寶、長命富貴、百子長壽、萬福通寶、福壽双泉、永壽通寶、壽昌元寶、此外長壽の稱ある錢を産湯に入れば、其子長命なり、布泉の男錢を佩る時は、男子を生と云傳ふ、是はまゝ其奇端を見たり、然れども和泉世に希にして得がたし、若これを得ざる時は、攝形を以て婦人に守りとなさしめて可なり、云々と見え、此外願神品と云ふ類凡て詳多し、舉て算し難しといふ。

内裡圖考(續) エンセイモン井ノ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エニシヨウジ

の流行の、最目の特に作者の事等所に見たり、關白院の事を記せる中に、筆好法師の履歴もつとも詳かなり、又勅文多くありて古例を知るには尤も必要のものなり、關白院中國太政大臣公實の記録せしもの、因て中國の關、太政大臣の太を取りて名とす(關太府、群書一覽)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。

エンセイウジ 延政門院 關白院 内親王、出家して清淨智と云ふ、宣秋門院と同名なるを以て混同せりと云ふ、關白院は後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公経女關白院、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇風通鑑、女院小傳)。



安通志

エンツウジ 圓通寺 下野國芳賀郡

大澤村○大澤山虎溪院と號す開國淨土宗、名徳派の檀林也、開國承永中の草創にて、真承上人を開山とす、寺田六十石を領す(下野國誌)

エンツウタイオウコクシ 圓通大應國師 顯明(セウミヤウ)を見よ

エンツウタイシ 圓通大師 顯明(セウミヤウ)を見よ

エンテイ 淵底 事物の根源をいふ、下學集に、淵底附事義也とあり、古今著聞集に、昔今をかんがみて、その淵底をあなぐらせ給ふに云々しとあり

エンドウウチ 遠藤氏 東氏(トウサザ)を見よ

エンドウサウ 豌豆術 ハウサウを見よ、エンドウモリトホ 遠藤盛遠 開國出家して文覺と號す開國國父を左近衛將監茂遠と云ふ開國功にして親を喪ふ、驅幹壯大、驅幹武藝に精はし、上西門院の北面となり又院の武者所となる、年十八、誤て源渡の妻殺を殺し、痛恨の餘を削りて僧となる、勤修勇猛、盛夏隆寒を避けず、山林に露臥し飛泉に凝立す、名山大川古祠淨刹に至るなと、高雄神護寺の傍に居し、梵字の煩瑣を嘆きて梵講し、父母の冥福を祈らんとし、遂に化疏を作りて普れく神符を求め、また一日後白川法皇の御所法住寺殿に至りて奏請す、法皇時に群臣と宴せるを以て左右通ぜず、文覺大に怒り殿庭に入り高聲誦を讀み、掠非違使を殺し、法皇を憤罵す(因て之を怒りて延府の獄に下す、後赦に達して出づると雖も、意氣少し挽まず、益々難判して顯憚する所なし、終に伊豆に流す、即ち奈古庵寺に居し、自ら善相人と稱す、遠近頗る歸嚮す、時に源賴朝亦顯せられて伊豆にあり、一日寺に至りて、文覺を訪ふ、文覺見て謂て曰く、吾曾て四方に周流して、梵氏諸族を見るに、皆大事を濟すに足らず、今公を見るに心操平穩將帥の器あり、公誠に大事を興さば、公の爲めに盡さんと、乃ち急に福原に赴き、後白川法皇の院宣を得て還る、唯頼朝期するに、事じし成らば丹波、播磨、土佐、豐後、地十三ヶ所を神護寺の寺田と爲すべきことを以てす、既にして頼朝大將軍となり兵馬の權を握るに及び、龍を恃み勢を市り頗る威權を弄し、終に神護寺及び東寺を修す、而して頼朝の禮遇日に隆なり、平氏滅するの後、北條時政京師にありて、平氏の子孫を捕ふるや、平維盛の子六代た後へられて當に斬られんとす、文覺頼朝に請うて之を助く、然れども、後老いて止まず、正治元年頼朝の薨後不軌を圖る、頼朝の遺徳に感ずる、文覺頼朝を食せしめて死す、年八十(大日本史)



(集寛掛圖料史) 藏所寺護神都京

エンツク 延徳 開國後土御門天皇御宇の年號、長享三年八月二十一日改元、三年を経て明應と改じ開國孟千に、開延道體とあるに據る、菅原長直之を勸進す(元祿抄)

エンツク井 圓徳院 三千院(サンセンケン)を見よ

エンツン 圓頓 天台宗の教法、即ち法華の妙法を云ふ、此妙法は、圓頓に頓達に成佛することを得る法なる故にかく名づく(法華は、梵語薩婆勝陀利修多羅、譯して妙法蓮華經と云ふ、即ち十界十如實の法、微妙不可思議なるを妙法と云ふ、之を蓮華の華果同時なるに譬へて以て權實圓融の妙法を彰はすなり)圓とは、不偏を義とし、圓融無礙、圓満具足して眞妄を隔てず、達情海然として言語道斷なる者、之を圓教と云ふ、頓とは、初頓直頓の義にて、對機利根なれば漸次誘引の方便を用ひず、佛成道の當初密直に中道の實理に依る、深高の法門を頓説する者之を頓教と云ふ、即ち天台宗は法華の一念三千の妙理を頓悟し、達情淨淨圓融不變の旨を理知し、未來際を盡して自他の功徳を満足するにあり、故に其宗を圓頓宗、或を圓頓戒、或増丸圓頓戒壇と云ふ(佛敎各宗綱要)

エンツンカイ 圓頓戒 天台宗の戒を云ふ、エンツン 圓頓 天台宗の戒を云ふ、エンツンシユウ 圓頓宗 天台宗を云ふ、宗祖智者大師天台山に入て苦行し、法華經に由て一實圓頓の妙旨を解了し、止觀明靜の妙行を修むるを以て天台法華圓頓宗と云ひ、又單に圓頓宗とし云ふ、(エンツンシユウ)エンツン 圓頓宗(佛敎各宗綱要)

エンツンノカイダン 圓頓戒壇 天台宗の戒壇を云ふ、大乗圓頓戒を授くる故にかく名づく、嵯峨天皇弘仁十年僧最澄、表を奉りて戒壇を建つる事を請ふ、天皇諸寺に降して之を諭せしむ、元興寺の護命、東大寺の最深皆之を斥く、然れども翌十一年春、請を入れ建立を許す、是より先戒壇は奈良東大寺、下野藥師寺、大宰府觀世音寺の三戒壇なりしが、茲に至り四戒壇となる(元亨釋書)

エンニチ 緣日 佛神に有緣の日を云ふ、儀勲案に、佛菩薩降誕日亦現瑞某跡降辰降現飛昇等の日と云ふ、道書並月令廣義などに見え侍る、是我俗に云ふ緣日也とあり、櫻陰廣談に、相傳有二説、一謂、昔於日本、道觀音或藥師寺之殿堂、用初致三運宮之日、舊來爲三緣日乎、一謂、緣日具名、後漢有緣之日、若再用、尊之初現、釋迦說經座之日、爲三緣日乎、久來但有二此兩説、更無全取決之説と見え、古今著聞集に、十五日十八日は阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なれども心あればさもあるべし、太平記聖客下車事の條に、其日は殊更聖廟の御緣日にて參詣の貴賤布引りけるか云々とあり

エンニン 延任 地方官の一定の赴任年限を延べて、久しく其國を治するを云ふ、官職雜儀に、一任四ヶ年を又四ヶ年任するを重任といふ、四ヶ年の内を一年にても、又二ヶ年三ヶ年にてもすべてなざるをば延任と申す也といへり、文武天皇大寶元年の制に任期は六年なりしが、後ち履々沿革して仁明天皇承和元年七月諸國は四ヶ年、陸奥出羽大宰府は六ヶ年と定めらる(令義解三代格、有職小説)

エンニン 圓仁 省院 淳和天皇天長八年七月榮覺大師と號す、系圖 姓臣壬生氏、其先は崇神天皇の皇子豐城入彦命より出づ、下野郡賀郡の人

エンニシ 緣日 佛神に有緣の日を云ふ、儀勲案に、佛菩薩降誕日亦現瑞某跡降辰降現飛昇等の日と云ふ、道書並月令廣義などに見え侍る、是我俗に云ふ緣日也とあり、櫻陰廣談に、相傳有二説、一謂、昔於日本、道觀音或藥師寺之殿堂、用初致三運宮之日、舊來爲三緣日乎、一謂、緣日具名、後漢有緣之日、若再用、尊之初現、釋迦說經座之日、爲三緣日乎、久來但有二此兩説、更無全取決之説と見え、古今著聞集に、十五日十八日は阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なれども心あればさもあるべし、太平記聖客下車事の條に、其日は殊更聖廟の御緣日にて參詣の貴賤布引りけるか云々とあり

エンニン 延任 地方官の一定の赴任年限を延べて、久しく其國を治するを云ふ、官職雜儀に、一任四ヶ年を又四ヶ年任するを重任といふ、四ヶ年の内を一年にても、又二ヶ年三ヶ年にてもすべてなざるをば延任と申す也といへり、文武天皇大寶元年の制に任期は六年なりしが、後ち履々沿革して仁明天皇承和元年七月諸國は四ヶ年、陸奥出羽大宰府は六ヶ年と定めらる(令義解三代格、有職小説)

エンニン 圓仁 省院 淳和天皇天長八年七月榮覺大師と號す、系圖 姓臣壬生氏、其先は崇神天皇の皇子豐城入彦命より出づ、下野郡賀郡の人

エンニシ 緣日 佛神に有緣の日を云ふ、儀勲案に、佛菩薩降誕日亦現瑞某跡降辰降現飛昇等の日と云ふ、道書並月令廣義などに見え侍る、是我俗に云ふ緣日也とあり、櫻陰廣談に、相傳有二説、一謂、昔於日本、道觀音或藥師寺之殿堂、用初致三運宮之日、舊來爲三緣日乎、一謂、緣日具名、後漢有緣之日、若再用、尊之初現、釋迦說經座之日、爲三緣日乎、久來但有二此兩説、更無全取決之説と見え、古今著聞集に、十五日十八日は阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なれども心あればさもあるべし、太平記聖客下車事の條に、其日は殊更聖廟の御緣日にて參詣の貴賤布引りけるか云々とあり

エンニシ 緣日 佛神に有緣の日を云ふ、儀勲案に、佛菩薩降誕日亦現瑞某跡降辰降現飛昇等の日と云ふ、道書並月令廣義などに見え侍る、是我俗に云ふ緣日也とあり、櫻陰廣談に、相傳有二説、一謂、昔於日本、道觀音或藥師寺之殿堂、用初致三運宮之日、舊來爲三緣日乎、一謂、緣日具名、後漢有緣之日、若再用、尊之初現、釋迦說經座之日、爲三緣日乎、久來但有二此兩説、更無全取決之説と見え、古今著聞集に、十五日十八日は阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なれども心あればさもあるべし、太平記聖客下車事の條に、其日は殊更聖廟の御緣日にて參詣の貴賤布引りけるか云々とあり

エンニシ 緣日 佛神に有緣の日を云ふ、儀勲案に、佛菩薩降誕日亦現瑞某跡降辰降現飛昇等の日と云ふ、道書並月令廣義などに見え侍る、是我俗に云ふ緣日也とあり、櫻陰廣談に、相傳有二説、一謂、昔於日本、道觀音或藥師寺之殿堂、用初致三運宮之日、舊來爲三緣日乎、一謂、緣日具名、後漢有緣之日、若再用、尊之初現、釋迦說經座之日、爲三緣日乎、久來但有二此兩説、更無全取決之説と見え、古今著聞集に、十五日十八日は阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なれども心あればさもあるべし、太平記聖客下車事の條に、其日は殊更聖廟の御緣日にて參詣の貴賤布引りけるか云々とあり



修行する舞なり、蝦山南部の僧傳米することなり、
毎年四月十七日辰刻日光三佛堂の前にて延年の舞を奏す、とて其一斑を窺ふに足るべし、

辨見見夢、申文、近藤並、事畢各退出と見えたり、
役小角、關白威成役公氏、關白威成役公氏、

めなる故に、祝ひて最初にはをなす、えぶの舞として、
三度舞を振る、始めの舞は天の分、第二度は地の分、第三度は人の分、

宮内省御所内、山田澤草履の木の寺門、開成天皇御宇、
長三年御立、後深草天皇の勅を奉じ、深草に創設して眞宗院と云ふ、

行春 康濟 增命 京章 敬一 運昭
行春 慶隆 悟圓入道親王 水圓
明尊 明行入道親王 覺圓 覺賢 行尊

行春入道親王 公家親王 祐常
深宮 覺圓入道親王
エンマヤウジ 延命寺 關白安房國平郡
分村大字水堀○山嶺長谷山 曹洞宗開創

エンヤウジ

圓明寺 根來寺のことないふ、ネゴララを見よ、エンヤウジドノ 圓明寺殿 藤原實経(フナハラノサネツネ)を見よ、エンヤウジニフタウサキノクワンバク 圓明寺入道前關白 一條家經(イチヂウカイヘツネ)を見よ、エンヤウホフ 延命法 普賢延命法(フケンエンヤウホフ)を見よ、エンメイモン 延明門 大内親實院十九門の一、又東面外の大門ともいふ、豊樂院の外門、朝堂院の東義門と相對す、大さ五間、楹間南北一丈四尺、東西一丈一尺、東門及び不老門の結構に輪る〇内裏式(七日會)に、左右馬寮引馬、入自延明門とあり(大内親實院考證)エンメイリウ 圓明流 武藏流(ムサシリウ)を見よ、エンモン 延文 後光嚴天皇御宇の年、文和五年三月二十八日改元、五年を経て康安と改元す(關國漢書に、延文文學、儒者、數百人とあるに據る、文章博士藤原忠光を勸進す(元秘抄))エンヤカカサ 鹽谷高貞 關國出雲の人、隱岐守佐々木義清の支孫、父貞清始めて鹽谷と稱す(關國 高貞檢非違使從五位下出雲守に補せらる。元弘三年後醍醐天皇隱岐にあり、富士名義稱をして高貞を招く應ぜず、既にして天皇船上にあり、近國の將士皆從ふ、高貞終に官軍に屬す、建武元年千里の馬を獻す、等で隱岐守となる、二年尊長親王に從て足利親兵と竹下人に戰ふ、高貞親して尊長に屬す、延元三年初め天皇宮人を高貞に賜ふ、尊長の執事高師直其妻色あるを見て數々誹む、遂に高貞を殺して高

はんとし、謀叛を以て殺す、高貞御に逃る、師直尊兵に告げ人を遣はして山崎に至て之を殺す、首を京師に傳ふ(大日本史)エンユウケン 圓融院 圓融寺(エンユウケン)又は三千院(サンセンケン)を見よ、エンユウジ 圓融寺 關國山城國葛野郡仁和寺の近傍に舊址あり〇又圓融院とも云ふ(關國 關國水鏡元年三月圓融天皇御願寺圓融寺を建立し七佛聖師を安置して供養す、御齋會に准じて壯嚴を極む、東寺長者寛朝僧正供養導師たり、もと此地は寛朝の住室なりしが、茲に至り大伽藍となれり、寛朝元年九月圓融上皇堀川院より圓融院に遷御して住み給ふ、明年十二月一條天皇行幸し給ふ、永祥二年三月五重塔を建て五智如来を安置して供養す、正暦二年二月上皇崩御、圓融寺北原に葬り奉る、後世漸次衰頽して廢寺となる(紀略、扶桑略記、山城名勝志))エンユウジノキタノミササキ 圓融寺北原 一條天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口春日谷原山の官林中に在り〇堀河天皇の御陵と相違ふ、天皇遺詔して御骨を此に藏めしむ、詳臣方忌を避け堀河成寺に置く、後一條天皇寛仁四年六月此所に遷す、光城周圍八十七間九分、土壇隆樂、雜木林立す、諸陵考に據れば、郡中龍安寺の東北に在りて、高六尺許、周六十三丈許、其他春日谷といふと見えたり(左記、後述一覽、平安通志)エンユウテンノウ 圓融天皇 名守平、御諡金剛法護國體村上天皇の第五皇子、冷泉天皇の同母弟、第六十四代天皇(關國水鏡元年九月冷泉天皇の皇太子となり、安和二年八月十三日崩御)に於て受禪、九月二十三日大極殿に於て即位の禮を行ふ、在位十五年にして、永觀二年に於て山

天皇に譲り、寛和元年制體、圓融院に御す、院に在ること七年、正暦二年崩す、壽三十三、圓融寺の北原に火葬し、御骨を村山陵の側に藏す、後村上院と稱す、天皇讓位の後、紫野に幸し、于止遊をなし、又大井川に幸し、詩歌管絃の三般を分ちて遊樂し給へり、風流文雅後世之を稱す(大日本史)エンラウウ 圓羅王 圓羅王(エンラウウ)を見よ、エンリウタウ 圓林堂 山城國葛野郡下桂村桂原宮の庭苑に在る堂宇をいふ、方凡三間また中島に在り、親王家歴代の影儀及び寶神を安置し佛羅にして、智恵親王の代に新造する所なり、無量品の、圓林諸堂間、種々寶莊嚴の講を取りて名づけし者なり、堂名三字讀ば後水尾院の宸筆、本尊楊柳觀音畫像は寶鏡寺本覺院宮の筆、龍宮と爲るに及びて、靈牌等親王家に屬するものは、相國寺慈照院に移されたり(平安通志)エンリヤク 延曆 後醍醐天皇御宇の年、號、天歷二年八月十九日改元、代始に因てなり、二十四年を経て大同と改む(關國續紀に、八月己巳詔曰、今名宗社神靈、幽顯介福、年設豐饗、歲仍仍饗、恩與三萬國、嘉此休祥、宜改天應、曰、延曆元年、とあり、)エンリヤクカウタイシキ 延曆交替式 交替式(カウタイシキ)を見よ、エンリヤクジ 延曆寺 關國近江國滋賀郡坂本村比叡山上〇比叡山と號す、又比叡山寺とも、一乘止觀院とも云ふ、世に山門と稱す、又單に略して山とも云ふ(關國天台宗、根本山恩願滿濟延曆四年七月僧最澄、比叡山に登り、草舎を構し、法華金光明等の諸大乘を讀み、大願を發す、七年桓武天皇の奉爲に根本中堂を建て、比叡山寺と號す、後

エンヤウジ

三井寺獨立して成壇を置くや、延曆寺之を稱さず、相改後す、これより歴世相争うて關國絶えざりき、元弘元年後醍醐天皇に從ひて、關東軍を防ぐ、延元元年正月後醍醐天皇行幸し、二月京都に遷御し給ふ、五月楠木正成淡河に叛れ、足利尊氏京都に入るを以て再び行幸し給ふ、正元元年山從神興を中堂に移し、天龍寺の供養を妨ぐ、應安元年八月神興を奉じて京都に亂入し、僧祖神の配流を訴ふるを所あり、二年南禪寺の樓門を破却す、その後屢々強訴する所あり、歸し、三千の大衆殆ど殺戮せらる、其他延曆寺末寺の諸國にあるもの、兵を分て之を擧ぐ、茲に於て天台宗の古刹舊庵悉く蕩盡し、山門の勢ひ全く地に委す、天正十三年豐臣秀吉、寺額千五百七十三石を寄せ、再興を謀り、十七年山門始めて成る、徳川家康秀吉の志を繼ぎ、再興を謀り、下坂本三千四百石餘を寄附す、慶長十三年七月秀忠寺額五千石永代寄附の朱印を賜ふ、寛永七年家光の功により諸堂宇悉く成り、印を賜ふ、寛永七年家光の功により諸堂宇悉く成り、稍々舊觀に復す、今存する所の中堂禪堂以下皆是にして、現今特別保護建築物に屬す〇延曆寺の門跡は、輪王寺を除き、妙法院、普運院、圓融院、曼珠院の四とす、座主法親王は最靈法親王保元元年補せしを始めとす〇寺域、昔時は比叡山大界三十六町周山四方各六里に餘り、廢時には三塔(東塔止觀院、西塔寶願院、横川傍嚴院)九院(止觀、定心、總持、四王、戒壇、八部、山王、四塔、淨土)十六院等を初めとし

三井寺獨立して成壇を置くや、延曆寺之を稱さず、相改後す、これより歴世相争うて關國絶えざりき、元弘元年後醍醐天皇に從ひて、關東軍を防ぐ、延元元年正月後醍醐天皇行幸し、二月京都に遷御し給ふ、五月楠木正成淡河に叛れ、足利尊氏京都に入るを以て再び行幸し給ふ、正元元年山從神興を中堂に移し、天龍寺の供養を妨ぐ、應安元年八月神興を奉じて京都に亂入し、僧祖神の配流を訴ふるを所あり、二年南禪寺の樓門を破却す、その後屢々強訴する所あり、歸し、三千の大衆殆ど殺戮せらる、其他延曆寺末寺の諸國にあるもの、兵を分て之を擧ぐ、茲に於て天台宗の古刹舊庵悉く蕩盡し、山門の勢ひ全く地に委す、天正十三年豐臣秀吉、寺額千五百七十三石を寄せ、再興を謀り、十七年山門始めて成る、徳川家康秀吉の志を繼ぎ、再興を謀り、下坂本三千四百石餘を寄附す、慶長十三年七月秀忠寺額五千石永代寄附の朱印を賜ふ、寛永七年家光の功により諸堂宇悉く成り、印を賜ふ、寛永七年家光の功により諸堂宇悉く成り、稍々舊觀に復す、今存する所の中堂禪堂以下皆是にして、現今特別保護建築物に屬す〇延曆寺の門跡は、輪王寺を除き、妙法院、普運院、圓融院、曼珠院の四とす、座主法親王は最靈法親王保元元年補せしを始めとす〇寺域、昔時は比叡山大界三十六町周山四方各六里に餘り、廢時には三塔(東塔止觀院、西塔寶願院、横川傍嚴院)九院(止觀、定心、總持、四王、戒壇、八部、山王、四塔、淨土)十六院等を初めとし

三井寺獨立して成壇を置くや、延曆寺之を稱さず、相改後す、これより歴世相争うて關國絶えざりき、元弘元年後醍醐天皇に從ひて、關東軍を防ぐ、延元元年正月後醍醐天皇行幸し、二月京都に遷御し給ふ、五月楠木正成淡河に叛れ、足利尊氏京都に入るを以て再び行幸し給ふ、正元元年山從神興を中堂に移し、天龍寺の供養を妨ぐ、應安元年八月神興を奉じて京都に亂入し、僧祖神の配流を訴ふるを所あり、二年南禪寺の樓門を破却す、その後屢々強訴する所あり、歸し、三千の大衆殆ど殺戮せらる、其他延曆寺末寺の諸國にあるもの、兵を分て之を擧ぐ、茲に於て天台宗の古刹舊庵悉く蕩盡し、山門の勢ひ全く地に委す、天正十三年豐臣秀吉、寺額千五百七十三石を寄せ、再興を謀り、十七年山門始めて成る、徳川家康秀吉の志を繼ぎ、再興を謀り、下坂本三千四百石餘を寄附す、慶長十三年七月秀忠寺額五千石永代寄附の朱印を賜ふ、寛永七年家光の功により諸堂宇悉く成り、印を賜ふ、寛永七年家光の功により諸堂宇悉く成り、稍々舊觀に復す、今存する所の中堂禪堂以下皆是にして、現今特別保護建築物に屬す〇延曆寺の門跡は、輪王寺を除き、妙法院、普運院、圓融院、曼珠院の四とす、座主法親王は最靈法親王保元元年補せしを始めとす〇寺域、昔時は比叡山大界三十六町周山四方各六里に餘り、廢時には三塔(東塔止觀院、西塔寶願院、横川傍嚴院)九院(止觀、定心、總持、四王、戒壇、八部、山王、四塔、淨土)十六院等を初めとし





オウマ—オウエ

尊親親王 尊親親王 (以下略)
尊親親王 尊親親王 (以下略)
尊親親王 尊親親王 (以下略)

オウマヒ 老舞 退宿鐘 (イシヨトク) を見よ。
ライミ 小忌 「ナミ」を見よ。
オウアン 應安 後光天皇御宇の年

オウエイ 應永 後小松天皇御宇の年
光天皇の御宇を経て永長と改む開國會要に、久
原時親之を勅進す(元祿抄)

オウエイキ 應永記 詳書類
從合部三百七十四に收む開國後小松天皇の應永
六年十月、大内義弘、時の將軍足利義滿を怨望し、

オウエイノラン 應永亂 應永六年
の亂、細川内木が被服せず、探題今川了俊被服
部に請ひ、少貳千葉義隆に請ひて征討に授す、

オウエ

大友島津二氏謀を遺して謀はず、了俊一族を派して
濠谷氏を助けしめ、又子貞派を日向守として島津
氏を寄む、尋で義滿に謀して守備職を奪ひ、往て之
を伐ち、九州敵族削除の策を行ふ、大友親世大内義
弘と敵す、相謀り斯波義隆に回つて了俊を護す、義
隆を信じて應永三年了俊を罷め、濠谷満頼を頼とす
し義弘に會じて之を助けしむ、玆に於て九州大に亂
れ、大友島津は滿頼に隨ひ、少貳千葉は皆菊池に隨
ふ、義弘之を撃つて兵力益強し、滿頼義弘漸く奢り陰
に足利滿兼と謀り、東西相援て以て義滿を圖る、滿兼
又密に貞世を招く、貞世其書を封じて義滿に上る、
義滿義弘を召す、來らず、玆に應永六年十月長門周防
の兵を擧げて河内堺城に據る、土成直等之に應じ、

滿兼又武藏府に出陣す、義滿念に貞世を召す、義弘前
に山名氏清京師を攻めて敗れしを見て守計を爲し、
艦を修め、樓櫓を起す、義滿河津津を遺して起兵
の由を詰問す、答ふるに削國の謀あり、且つ少貳菊
池を誅せしむ、故に入つて幕下の境政を誅め
んとするなりと、義滿自ら諸將を率ゐて出陣男山
に至る、近畿將士來り歸する者三萬餘騎、細川頼元等十
一將を以て往て堺城を攻む、城固くして拔けず、義
滿長門の計を爲す、十二月四日より火を放て進
撃す、大戦其久す、義弘走り出づ、廣て島山基國の
軍に入る、基國の子滿家、奮闘して之を斬る、義滿
乃ち紀伊を滿家に賜ふ、頼元の子滿元功あり、和泉
を賜ふ、土城隆直等尋で平ぐ、滿兼義弘の敗を聞き、
乃ち兵を引て關白に還る、或人貞世を問して貞世
弟の流江にある者數人に殺すといふ、貞世懼て遠江
に還る、義滿怒りて貞世及び滿兼を討たんとす、上杉
朝宗百方智を講ず、義滿乃ち滿兼に足利滿義を請ひ、其
他謀に與るもの待候して聞はず、貞世密に如く親任

オウエ—オウキ

オウエンマン井 應國滿院 近衛基
(コノエトコロ)を見よ。
オウキ 應器 應器(オウキ)を見よ。
オウキ 應其 應器(オウキ)を見よ。
近江佐々氏に仕ふ、主家没落の後、轉じて大和經智
氏に仕ふ、經智氏亡びて後ち遂に佛門に歸し、高野山
に登りて修學す、天正十三年豐臣秀吉根來山を攻め



(收蒐掛纂編料史) 應所院定準藤伊紀

亡びし、將に高野山を聖たんとす、應其秀吉に謁し
て、應對周旋するところあり、遂に一山無事なるを
得たり、後ち秀吉の命によりて京師大佛殿造營の事
を監して功あり、天正十八年興山寺を創建す、慶長
十一年十一月一日示寂す、壽七十二(逸史)

オウキシヤ 應議者 六議に應すべき人
云ふ、ヤ、参看、
オウキヨ 應舉 丸山應舉(ワルヤマウキヨ)

オウケ—オウジ

オウケ 御請 室町幕府以後請取りたる由を
記せる證書を云ふ、古は請文と云ふ(ワケアミ)参
看) 書札御診書に、御内書并御請之事見えた
り、左の如し、
被三成下(御内書、殊更御聖拜領、重疊恭謹而致三頂
戴、早々下可申上候條、御文而之尅、御前宣様
奉願候恐々謹言
年月日 名乗者

オウケンシヤ 應減者 減の取扱を受くべ
き資格を有する者、ケンシヤ參看、
オウシンテンワウ 應神天皇 應神御
名譽田皇子、また大額別命、胎中天皇とも稱す(應神御
仲高天皇の第四皇子、母は神功皇后、第十五代天皇
應神仲高天皇の九年二月筑紫に生れたまふ、時
に仲高天皇既に崩じ、應神天皇、まだ幼弱なるを以
て御母神功皇后政を攝し、立て、皇太子と爲す、皇后
崩するに及び、年七十一にしてはじめて即位す、五年
諸國に海入部、山部を定め、山海の政を整ふ、尋で伊
豆國に會じて大船を遣らしむ、長さ十丈、輕疾麗る
がごとし、名づけて枯野といふ、また當時は三津征
服の後なりしかば、韓土の人來り投するもの多く、扶
養を輸入せむること多からざりき、即ち十四
年には百濟より縫衣女を貢し、弓月君降化し、十五
年にはまた百濟より馬を貢し、翌年には王仁、治
工草葉、吳服西藥、醴酒仁香等を率ゐて來朝し、論
語千字文等を獻じ、二十年には漢の聖帝の孫なる阿
知使主十七餘の民を率ゐて來歸せる等、我邦文明史
上に於て注意すべき史實甚だ多し、四十一年二月崩



應天門の三宇あり、弘仁中續く所、一
院に御行中時と稱し、もとどつ観なるべし(應神御
祖武天皇創建す、貞觀八年閏三月伴善男大として之
を燒く、十年功を起す、十三年十月二十一日成る、
この時諸博士に改名すべきか否やを議せしむ、され
ど遂に改めず、永祿元年八月十三日、大風東西廊四
十間倒れ、長元七年八月九日、風の爲めに東西の廊
倒れ、長元七年八月九日、風の爲めに東西の廊

オウニ

額部す、十九日諸國に命じて西二階廊十七間を修造せしむ。元日即位番客入朝等の大儀ある時は、官人三人、史生二人、卒大衣二人、番上人二十人、今來年二十人、白丁軍人百三十二人、門外左右に分陣し、諸官入るの後、今來年人吹響を發する事三聲、但し番客入朝の時は吹響を發せず、只陣列す、天皇の臨御なき時は其儀なし(三代實錄、宇治拾遺、大内禮部考證)

オウニラク 應天樂(應殿) 名義唐樂、黃鐘調二曲中の一、新樂にて申曲(應原)仁明天皇の大嘗會の時、大月清上樂を作り、尾張源主舞を作て、之を應天門下に奏せしより名づく、源氏重親王の始めて拜謁の際、之を御前に奏す、舞ありしかども後世絶えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

オウニク 應仁 白河天皇御宇の年、永保四年二月七日改元、甲子革命に依りたり、三年を経て寛治と改む(開闢白虎通に、天下泰平、符瑞所引來至者、以爲王者承統、順理調和、陰陽和、萬物序、休氣充塞、故符瑞并臻、皆應、禮而後とあるに據る、文章博士藤原朝之を附連す(元祿抄))

オウニキ 應仁記 卷三、詳書順從合戦部三百七十六に收む(内宮後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せざるなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義政政長開闢に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵起せしむることを記す)

オウニ

とより山名氏と所々の戦を記し、卷三には、應仁二年より文明五年細川山名の死去に至るまでを記せり(應仁記) 應仁記 卷三、詳書順從合戦部三百七十六に收む(内宮後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せざるなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義政政長開闢に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵起せしむることを記す)

オウニノラン 應仁記 卷三、詳書順從合戦部三百七十六に收む(内宮後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せざるなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義政政長開闢に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵起せしむることを記す)

オウニノコホリ 應仁記 卷三、詳書順從合戦部三百七十六に收む(内宮後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せざるなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義政政長開闢に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵起せしむることを記す)

オウニヘツキ 應仁別記 應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、詳書順從合戦部三百七十七に收む(應仁記)

オウニリヤクキ 應仁略記 應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、詳書順從合戦部三百七十七に收む(應仁記)

オウニコホリ 意字部 開闢出雲國應仁記

オウニ

オウニラク 應天樂(應殿) 名義唐樂、黃鐘調二曲中の一、新樂にて申曲(應原)仁明天皇の大嘗會の時、大月清上樂を作り、尾張源主舞を作て、之を應天門下に奏せしより名づく、源氏重親王の始めて拜謁の際、之を御前に奏す、舞ありしかども後世絶えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

オウニキ 應仁記 卷三、詳書順從合戦部三百七十六に收む(内宮後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せざるなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義政政長開闢に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵起せしむることを記す)

オウニ

オウニノラン 應仁記 卷三、詳書順從合戦部三百七十六に收む(内宮後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せざるなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義政政長開闢に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵起せしむることを記す)

オウニノコホリ 應仁記 卷三、詳書順從合戦部三百七十六に收む(内宮後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せざるなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義政政長開闢に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵起せしむることを記す)

オウニ

オウニヘツキ 應仁別記 應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、詳書順從合戦部三百七十七に收む(應仁記)

オウニリヤクキ 應仁略記 應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、詳書順從合戦部三百七十七に收む(應仁記)

オウニ

オウニコホリ 意字部 開闢出雲國應仁記

オウニヘツキ 應仁別記 應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、詳書順從合戦部三百七十七に收む(應仁記)





ラガサ

黒島に來使して水櫃を二所に立て、一に日本國天... 船隻大船宮地島長源家公孫下小笠原四位少將氏部... 大船源貞頼朝臣、一に、日本國天照皇大神宮地島長...

ラガサ

を定し、爾後今日に至り外、外人のガリバルディ... 沿岸、及び布哇等より東地方に往來する者、概ね... 此航路に由らざるはなし、今來往の船隻を見るに、文...

ラガサ

一流の宗となると云ひ(三)武藝小傳に、義光の嫡孫小... 笠原貞宗、後醍醐天皇の御孫となる。武田信元に傳...

ラガタ

中及び奥邊に封せられ、備中國田に陣屋を置きて治... 子孫相傳で明治維新に至る(備中國田加藤封、明治... 政變)

ラガタウウリン

尾形光琳

名は惟實、字は伊交、號を方疏、漢名、宣明、諱、長... 江野、曾々堂といふ、通稱雁屋藤十郎、關原、東山...

ラガタウア

緒方洪庵

厚遇を受く、宮に召ひ江戸に出で入谷に寓し、蘭書... を撰す、毎品裏面に、紫雲乾山或は紫雲深谷の落款...

ラガタコホリ

雄勝郡

皇天平賀字三年九月始して之を作らしむ、蓋し蝦夷... 防拒の爲めなり、權記に、天平賀字三年九月己丑...

ラガタ

ラガタ

ラガタ

ラガタ

ラガタ

ラガタ

ラガタ

ラガタ

ラガタ

ラガタ

ヲカハ

關國上代開國の地、神武天皇東征の時、甲寅年十一月始めて南水門に至る、或は馬珂と書す、後ち遼河に改め、又遼河とす、聖武天皇天智十二年九月遼河郡あり、延喜式以後遼河とす、和名抄に、地生(ハニフ)恒前、山鹿、宗像(ムカサ)内浦、木夜等の郷あり、室町時代御牧郡と稱す、大内家望書に見えたり、正保圖之に仍る、寛文四年舊名に復す、後ち之に仍る、天保郷帳之を「ナカ」ともむ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲカハコシヨ 小川御所 關國京都部一條南浦小路小川殿町○足利氏の邸宅、關國國文文明六年新に造る、もと真松政光卿の亭にして至高水寺殿之に住す、總て足利義政、同義倫の將軍の邸に在り、宣風圖日記に、小川御所(後政公)同所也、細川左京大夫勝元遊覽所也、亂中有御所望、時々令後給、花御所(上)已後、爲不勝之御所とみえ、又、後土御門天皇里内裏とし給ひしとみえ、長興齋撰記に、文明八年十一月行幸於小川新造御所、內侍所同波御所あり(山城名勝志)

ヲカバシヨ 岡場所 關國江戸時代、江戸市に於ける吉原以外の遊廓をいふ、大徳如電の説に、岡といふ語は、岡目八目の岡と同意にて、當局者にあらぬものをいふなり、遊廓は新吉原を本場所とし、其他にあるを岡場所と呼ぶといへるにて其後を知るべし、關國江戸幕府の政策は、吉原を以て江戸唯一の遊里と定め、これと共に一切他の花街を禁じたりしが、幾干もなく禁令緩みて、水徳年間より別遊里に類するものを生じたり、されど初めは品川千住等の僻野なる遊女町三箇所に通じたりし

ヲカモトノミヤ 岡本宮 飛鳥岡本宮アスガチカモトノミヤを見よ、ヲカモトノミヤノスメラミコト 岡本宮天皇 草壁皇子を追尊していふ、リツカカペノラツツを見よ、ヲカヤマジャウ 岡山城 關國備前國御野郡岡山市の北偏〇一に島城と稱す、姫路の堀城に對し、城樓の冠絶したるを以て名づく、關國關國天文永祿の頃、金光宗高此に城を構へ石山城と稱す、天正の初めより宇喜多直家金光氏を討じ、之に城廓を築く、是岡山城と爲す(岡山の起りは今の城山の巽南の山麓に巨石ありて小岡あり、時の人之を岡山殿と云へるに起るが如し)直家死後其子秀家之に居す、

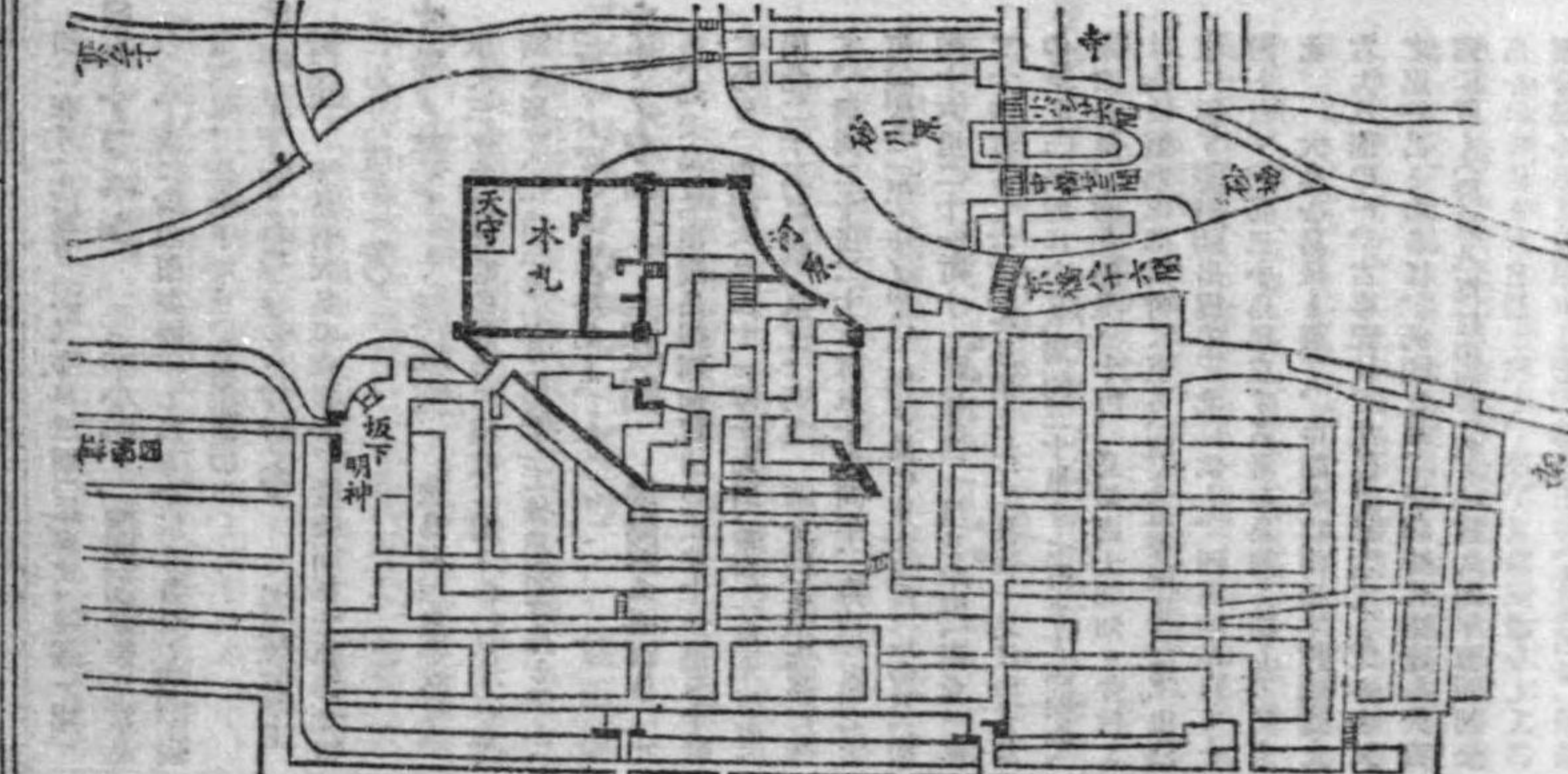
ヲカモトノミヤ 岡本宮 飛鳥岡本宮アスガチカモトノミヤを見よ、ヲカモトノミヤノスメラミコト 岡本宮天皇 草壁皇子を追尊していふ、リツカカペノラツツを見よ、ヲカヤマジャウ 岡山城 關國備前國御野郡岡山市の北偏〇一に島城と稱す、姫路の堀城に對し、城樓の冠絶したるを以て名づく、關國關國天文永祿の頃、金光宗高此に城を構へ石山城と稱す、天正の初めより宇喜多直家金光氏を討じ、之に城廓を築く、是岡山城と爲す(岡山の起りは今の城山の巽南の山麓に巨石ありて小岡あり、時の人之を岡山殿と云へるに起るが如し)直家死後其子秀家之に居す、

ヲカモトノミヤ 岡本宮 飛鳥岡本宮アスガチカモトノミヤを見よ、ヲカモトノミヤノスメラミコト 岡本宮天皇 草壁皇子を追尊していふ、リツカカペノラツツを見よ、ヲカヤマジャウ 岡山城 關國備前國御野郡岡山市の北偏〇一に島城と稱す、姫路の堀城に對し、城樓の冠絶したるを以て名づく、關國關國天文永祿の頃、金光宗高此に城を構へ石山城と稱す、天正の初めより宇喜多直家金光氏を討じ、之に城廓を築く、是岡山城と爲す(岡山の起りは今の城山の巽南の山麓に巨石ありて小岡あり、時の人之を岡山殿と云へるに起るが如し)直家死後其子秀家之に居す、

ヲカハ

ヲカハ 次弟に増加して元禄中には、關國寺創建の時、音羽町、に起り、正徳中根津神社新築の後、こゝもまた遊女町となり、享保以降は淺草田原町の邊より、下谷筋邊の邊、木所深川までに掘し及ぼし、芝三田、赤坂田町、麻布市兵衛町、四ノ谷谷崎橋など、敷ふれば數十箇所にも及ぶべし、かく岡場所の敷多かりしが内に、全盛を吉原と競ひしものを深川とす、此地江戸の裏に當れりとして、人呼びて「辰巳の里」といふ、文化文政の頃最盛なりき、幕府は屢々令して其迹を絶たんとしたれども、未だ曾て功を奏せず、天保十三年水野忠邦の改革の時、嚴令を發して、一切の岡場所を取拂はしめたるより、一時其勢を壓したれど、日ならずしてまた各地に生じ、延て明治年間及ぶ(岡場所考、薩摩氏著日本風俗史)

ヲカハ 倭名 倭清 倭將 倭選 倭祝 倭明 倭克 倭政 倭軍 關國豐城 關國土佐國長岡郡岡豐村大字八幡〇豐岡城とも云ふ、關國關國長曾我部氏代之に居る、其起り詳かならず、文明十年一條登良の子政房、文家(連)に迎へられて、この城に入り、二年を經、關國の領主參向して頼に繁華を致せり、其序の時、吉原大平木山の兵來り攻めて、之を圍い



ヲカハ

ヲカハ 倭名 倭清 倭將 倭選 倭祝 倭明 倭克 倭政 倭軍 關國豐城 關國土佐國長岡郡岡豐村大字八幡〇豐岡城とも云ふ、關國關國長曾我部氏代之に居る、其起り詳かならず、文明十年一條登良の子政房、文家(連)に迎へられて、この城に入り、二年を經、關國の領主參向して頼に繁華を致せり、其序の時、吉原大平木山の兵來り攻めて、之を圍い

ヲカハ 倭名 倭清 倭將 倭選 倭祝 倭明 倭克 倭政 倭軍 關國豐城 關國土佐國長岡郡岡豐村大字八幡〇豐岡城とも云ふ、關國關國長曾我部氏代之に居る、其起り詳かならず、文明十年一條登良の子政房、文家(連)に迎へられて、この城に入り、二年を經、關國の領主參向して頼に繁華を致せり、其序の時、吉原大平木山の兵來り攻めて、之を圍い

ヲカハ

ヲカハ 倭名 倭清 倭將 倭選 倭祝 倭明 倭克 倭政 倭軍 關國豐城 關國土佐國長岡郡岡豐村大字八幡〇豐岡城とも云ふ、關國關國長曾我部氏代之に居る、其起り詳かならず、文明十年一條登良の子政房、文家(連)に迎へられて、この城に入り、二年を經、關國の領主參向して頼に繁華を致せり、其序の時、吉原大平木山の兵來り攻めて、之を圍い

ヲカハ

ヲカハ 倭名 倭清 倭將 倭選 倭祝 倭明 倭克 倭政 倭軍 關國豐城 關國土佐國長岡郡岡豐村大字八幡〇豐岡城とも云ふ、關國關國長曾我部氏代之に居る、其起り詳かならず、文明十年一條登良の子政房、文家(連)に迎へられて、この城に入り、二年を經、關國の領主參向して頼に繁華を致せり、其序の時、吉原大平木山の兵來り攻めて、之を圍い

ヲカハ 倭名 倭清 倭將 倭選 倭祝 倭明 倭克 倭政 倭軍 關國豐城 關國土佐國長岡郡岡豐村大字八幡〇豐岡城とも云ふ、關國關國長曾我部氏代之に居る、其起り詳かならず、文明十年一條登良の子政房、文家(連)に迎へられて、この城に入り、二年を經、關國の領主參向して頼に繁華を致せり、其序の時、吉原大平木山の兵來り攻めて、之を圍い

ヲカハ

ヲカハ 倭名 倭清 倭將 倭選 倭祝 倭明 倭克 倭政 倭軍 關國豐城 關國土佐國長岡郡岡豐村大字八幡〇豐岡城とも云ふ、關國關國長曾我部氏代之に居る、其起り詳かならず、文明十年一條登良の子政房、文家(連)に迎へられて、この城に入り、二年を經、關國の領主參向して頼に繁華を致せり、其序の時、吉原大平木山の兵來り攻めて、之を圍い

オキツ

小城町... 千葉尾下... 永祿二年...

オキツカガミ... 奥津鏡... 天日槍...

オキテ... 掟... おほやけの定め...

オキテサク... 掟作... 江戸時代...

オキドホリ... 沖通... 耕地の風中...

ラキナガタラシヒロヌカノスメラミコト... 息長足日廣額天皇...

Table with 2 columns: 郡名, 地名

ラキノコホリ... 小城郡... 郡名始めて見たり...

オキノジンジャ... 隠岐神社... 國海士郡...

オキノパンカチ... 隠岐番鍛冶... 元仁元年...

オキノミツコノシマ... 隠岐三子島... 大八洲...

ラキノヤマナカジヤウ... 萩野山中城... 萩野山中城...

ラキナ

田に在り... 光城方一町... 守戸三烟...

オキノ井... 隠岐院... 後鳥羽天皇...

オキノクニ... 隠岐國... 國名此國四島に分...

ラキノリウ... 萩野流... 萩野六兵衛...

ラキノリウソウホシシユツ... 萩野流増補新術...

オキフウチ... 大治氏... 後鳥羽内...

ラキハラセニ... 萩原院... 隠岐江戶時代...

オキフウチ... 大治氏... 後鳥羽内...

ラキハラセニ... 萩原院... 隠岐江戶時代...

オキフウチ... 大治氏... 後鳥羽内...

ラキハラセニ... 萩原院... 隠岐江戶時代...

オキフウチ... 大治氏... 後鳥羽内...

オキ

年にして崩す... 元弘二年北條高時... 後醍醐天皇...

ラキナガタラシヒロヌカノスメラミコト... 息長足日廣額天皇...

オキドホリ... 沖通... 耕地の風中...

オキテサク... 掟作... 江戸時代...

オキツカガミ... 奥津鏡... 天日槍...

オキテ... 掟... おほやけの定め...

ラキノコホリ... 小城郡... 郡名始めて見たり...

オキノジンジャ... 隠岐神社... 國海士郡...

オキノパンカチ... 隠岐番鍛冶... 元仁元年...

オキノミツコノシマ... 隠岐三子島... 大八洲...

ラキノヤマナカジヤウ... 萩野山中城... 萩野山中城...

ラキノ

ラキハ



オウイ オウジ

となる、又同時に奥右筆を置く、天明八年十二月見...

オウタ

め特に此職を置かず、明暦以来、林氏世、奥詰を以て...

オウケ

オウケイシ 奥醫師 江戸幕府の醫官、將軍の...

オウケ

オウコシヤウ 奥小性 奥勤めせる小性を...

オウケ

オウコゼンシヨ 奥御膳所 江戸幕府江...

オウケ

オウケノチヨウ 奥女中 江戸將軍家及び...

オウケ

オウツツメ 奥躰 江戸幕府の時、奥に出仕...

オウケ

オウケチ オウツツ

オウケ

オウニカフキ 於國歌舞伎 慶長初年、...

オウケ

オウケニモノ 御國物 江戸時代、田舎侍の...

オウケ

オウケツキ 奥津城 濃尾をいふ、奥津城の義...

オウケ

オウケツツメ 奥躰 江戸幕府の時、奥に出仕...

オウケ

オウケチ オウツツ

オウケ

オウケチ オウツツ

オウケ

オウケチ オウツツ

オウケ

オウケヒラノアマサ 奥平信昌 信昌...

オウケ

オウケチ オウツツ

オウケ

オウケツキ 奥津城 濃尾をいふ、奥津城の義...

オウケ

オウケツツメ 奥躰 江戸幕府の時、奥に出仕...

オウケ

オウケチ オウツツ

オウケ

オウケチ オウツツ

オウケ

オウケチ オウツツ

オクヤ

る紅輪、漆器、洋繪（遠景の奥深く、くゆる横に書きたる）といへば、按ずるに洋式を用ひしなるべし）等を画き始めたり、明和五年二月十一日歿す、年七十九、浮世繪類考、扶桑名畫傳、名人忌辰誌

オクヤマ

奥山城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクヤマネリウ

奥山念流 修験者光明院行海が創めたる創術の流派をいふ、念流より出づ、念流（ネリウ）と稱す

オクヨコメ

奥横目 江戸幕府の職名、奥勤する人の事務を監督することを掌る、ヨコメと稱す

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

オクラサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

オクラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

オクラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、オクラシヤウ（カネフナシ）を見よ、オクララサメ（カネフナシ）を見よ

オクララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

オクラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

オクラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、オクラシヤウ（カネフナシ）を見よ、オクララサメ（カネフナシ）を見よ

オクララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

オクラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

オクラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、オクラシヤウ（カネフナシ）を見よ、オクララサメ（カネフナシ）を見よ

オクララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクヤ

代管其他の事につき、御倉（獻する銀を云ふ）、國役錢をも取藏す關西關西に傳形にて、長を正實坊と云ふ、玉泉坊、定業坊等代職となることあり、法師の倉庫を預り沙汰せるは中古以來の例にて、源平盛衰記西光、西光が事を記したる條に、信四平治の亂に討れし時、武人共に出家して、左衛門入道は西光右衛門入道は四景とぞ申ける、二人ながら御蔵の預にて猶召仕はれりしとあり、當町幕府は、これに倣ひしなるべし、後世世臣の福奉行、及び甲州の藏前衆にも法體の者多し、慶長頃にも、僧侶が年貢取納を承し、こと見えたり關西關西幕府の時、正和中西吉神興を改造す、京師の土藏一字に稅錢七百五十匹を課す、又元亨四年飯山大あり、客人親宮以下災に罹る、又土藏に課して作る、室町幕府納錢方の職掌並に、既胎す、建武以來式目追加、永享二年九月の令に、酒屋土倉關所事者若し、如此關所、可被付納錢力、尋し、納錢方を始め、明應中には、朝廷内侍所の御納納、又節會の費用等、御倉玉泉坊より納る由、宣風願記に見ゆ（川淵元記、武家名目抄）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

オクラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

オクラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、オクラシヤウ（カネフナシ）を見よ、オクララサメ（カネフナシ）を見よ

オクララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

オクラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

オクラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、オクラシヤウ（カネフナシ）を見よ、オクララサメ（カネフナシ）を見よ

オクララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

オクラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

オクラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、オクラシヤウ（カネフナシ）を見よ、オクララサメ（カネフナシ）を見よ

オクララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

オクラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

オクラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、オクラシヤウ（カネフナシ）を見よ、オクララサメ（カネフナシ）を見よ

オクララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

オクラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

ラグラ

小倉宮 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

ラグラノミヤ

小倉宮 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

ラグラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

ラグラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

ラグラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

ラグラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

ラグラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、ラグラシヤウ（カネフナシ）を見よ、ラグララサメ（カネフナシ）を見よ

ラグララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

ラグラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

ラグラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

ラグラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

ラグラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

ラグラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、ラグラシヤウ（カネフナシ）を見よ、ラグララサメ（カネフナシ）を見よ

ラグララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

ラグラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

ラグラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

ラグラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

ラグラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

ラグラシンウ

小倉親王 號明親王（カネフナシ）を拜す、小倉殿 嵯峨小倉院（カネフナシ）を見よ、ラグラシヤウ（カネフナシ）を見よ、ラグララサメ（カネフナシ）を見よ

ラグララサメ

御倉納錢方 府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入を知る、市店買賣を事務し、従て大名諸家の蔵

ラグラシヤウ

小倉城 關西遠江國引佐郡奥山村奥山○郡外三方、流を隔へ、中央の地方凡そ三十歩、關西關西元元年奥山次郎朝宗の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗貞親王の城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

ラグラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣四國寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分限、家譜、華族傳）

ラグラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（ココロネリ）を見よ

ラグラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、と號明親王の居所なり小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明徳三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

オクリ

延元年... 其十一月外國奉行となる、文久二年... 人が對馬に上陸して占領の事を行はんとするや、命を受けて之と交渉談判する所あり、事畢るの後...

ヲケリ

亂を假き正に反す武となす... 勝寶三年十一月、淡海御船、神武天皇以下を擧げ奉りした始めとす、而して...

オクリ

内侍等、手づから取りて近衛の中將に渡さる事は、定まれる作法なり、之を遂内侍といふ、此内侍は再び歸參して官仕するを得ず(樂抄)...

オクリノイシ 送内侍 先帝の内侍にして、更に新帝に奉仕するものなるを云ふ、凡て内侍は神代より...

ヲケハサマノタカヒ 桶狭間戦 桶狭間は、尾張國知多郡有松町に屬し、鳴海より大高を経て...

ヲケハ 義元方に大高に移らんとし、桶狭間に向ふと、又一人來り告て曰く、義元方に田樂狭間に駐屯せりと、政綱乃ち信長に勸めて曰く、東軍勝に乘じて...

ヲケガハドノヨロヒ

桶皮開錠 桶皮開錠は、桶の打ちのべにて桶の如く、桶草摺等なく、開ばかりなるものを云ふ、後世は、桶草摺等をつけて...

ヲケハ

ヲケハ 義元方に大高に移らんとし、桶狭間に向ふと、又一人來り告て曰く、義元方に田樂狭間に駐屯せりと、政綱乃ち信長に勸めて曰く、東軍勝に乘じて...

ヲケハ

ヲケハ 義元方に大高に移らんとし、桶狭間に向ふと、又一人來り告て曰く、義元方に田樂狭間に駐屯せりと、政綱乃ち信長に勸めて曰く、東軍勝に乘じて...

ヲケシヤウノマ

御化粧間 江戸城大奥の居間の名、御化粧所が毎朝御化粧を爲す間なり、されども此處は、御化粧道具を以て埋蓋せられ、實際御納戸にて御化粧せらるるといへり、京間にて二十疊敷なり、四方は床、北及東方は襖、南方は障子を建て切る、床は長さ九尺、奥行三尺、畳を敷く、床柱には赤松を用ふ、遠端は黒檜にて、金地に梅の墨繪の小襖あり、疊は高麗紙にて襖及び小襖の貼付は金砂子地に金銀泥にて二葉葵を畫きしものなり、江戸城(エトシヤウ)の挿繪大奥の御参者(千代田城大奥)...

ヲケケルヤク

桶樽役 江戸幕府の時、江戸町町課役の一種、桶樽職に課したるものなり、昔は關八州の桶樽職のものには、一般に國役を數多持ちめなりしが、其時には桶樽井戸ヶ輪の類を數多持ち出し、府下に賣捌く故、府下の桶樽業の隆となり、困難を來せし故に官に乞ふて國役は府下に居住するもの負擔し、國役は停められしなり、其後天和中に直役を廢して役錢となり、表店は一貫二百文、裡店及び手間取は六百文、弟子は三百文と定められ、その職のものに二十七組に分ち、組頭を置て役錢を取收め、桶樽の用は組頭之を辨じたり、然るに寛政六年組頭を廢して、役錢は上納となり、桶樽職は惣て買上と改めらる、其後天保十三年又役錢を廢し、昔時の如く直役と定められたり(江戸會誌)...

ヲケノワウ

優計王 仁賢天皇の御名、ニシヤウノワウと見え、...

ヲケノワウ

優計王 仁賢天皇の御名、ニシヤウノワウと見え、...

ヲケノワウ

優計王 仁賢天皇の御名、ニシヤウノワウと見え、...

ヲケノワウ

優計王 仁賢天皇の御名、ニシヤウノワウと見え、...

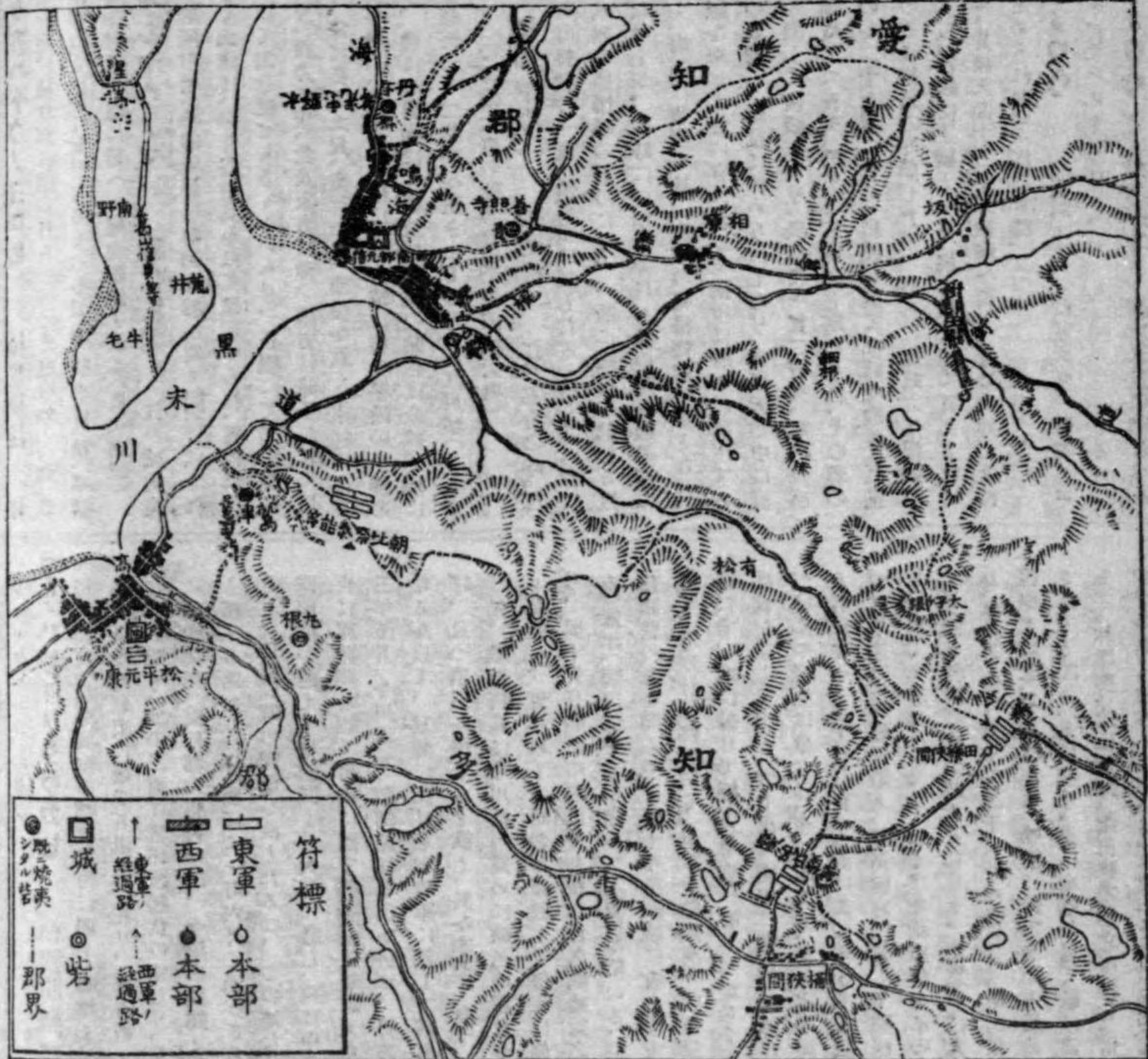
ヲケハ

ヲケハ 義元方に大高に移らんとし、桶狭間に向ふと、又一人來り告て曰く、義元方に田樂狭間に駐屯せりと、政綱乃ち信長に勸めて曰く、東軍勝に乘じて...

ヲケハ

ヲケハ 義元方に大高に移らんとし、桶狭間に向ふと、又一人來り告て曰く、義元方に田樂狭間に駐屯せりと、政綱乃ち信長に勸めて曰く、東軍勝に乘じて...

ラケハ



ラコエ オコト

**ラコエ** 嗚呼給 鼓書の一種、比叡山無動寺の僧義清阿闍梨、嗚呼給に巧みなりき、今昔物語に、此の阿闍梨は、嗚呼給は筆つき口口に書けども、其は皆嗚呼給の氣色なし、此阿闍梨の書たるは、筆意なく立たる様なれども、只一筆に書たるに心地の懸す見ゆるは、可嘆き事限なし、然れども更に口口に不書す、態と紙端で書する人有れば、只物一つ許をぞ書ける、亦人書せければ、福に巧射たる人の形を畫て、奥の筆に的をなむ書たりける、中には箭の行形と思し、く、墨をなむ細く引渡しける云々」と見えたり。

**オコサシキ** 御小座敷 江戸城大奥の居間の名、三箇所あり、(一)、御休息及び御清の間北に在り、御座敷が若君と御對面ある所に、二間あり、東御小座敷の四の間は、御座敷の御用場なり、(二)、大納戸より廊下を経て一の廊あり、其東方に在るもの將軍御座敷の式日祝日に出張する所なり、(三)、第二の御小座敷の南廊下を曲折して十八間計の廊下を得、又西に向ひて行き詰まりし處に、一構あり、其中央に御小座敷あり、將軍御成の節、御座敷若くはお申儀と御座敷なる處なり、御次の間は當番の女中の控(處)なり、江戸城(エドジョウ)の御座敷大奥の御座敷(千代田城大奥)

**オコシヤウ** 御小性 「コシヤウ」を見よ、

**オコシヤウ** 御小性 「コシヤウ」を見よ、

**オコリデコバンシユウ** 御小袖御番衆 「コソテバンシユウ」を見よ、

**オコタリアミ** 息文 意の通を略する旨を記して、人に送るアヤマリ紙文を云ふ、又意状とも書へ、字拾遺に、かやりにあやぶにおたりぶみなそへて云々」とあり、「コシヤウ」を見よ、

**オコトラサメ** 御事納 事始(コトハツメ)

ラコト ラサ

**ラコトテン** 平古止點 點圖(テンツ)を見よ、

**オコトハジメ** 御事始 物事を始むること、をいふ、鎌倉時代には、幕府御事始、造幣御事始、御所御事始など、その始むべき物の名をつけていひたりしが、室町時代の中頃より、單に御事始とのみいふに至れり、又年中行事にもこの名あり、「コトハツメ」を見よ(武家名目抄)

**オコナンド** 御小納戸 「コナンド」を見よ、

**オコビト** 御小人 「コビト」を見よ、

**オコビトメツケ** 御小人目付 小人目付(コビトメツケ)を見よ、

**オコフシノトリ** 御拳鳥 江戸時代、御拳鳥(鷹揚の内にて將軍親しく臨む所)にて得たる鳥をいふ、享保中より御拳の籠を京都へ獻上し始めたりといふ、又御家門并に松平加賀守へは、三年目位にて御拳の鳥を遣はされ、連枝方、溜詰、譜代大名へは、七年目位に御拳の鳥の料理を賜はるといふ(青標)

**ラコホリノミヤ** 小郡宮 名無、孝徳天皇の皇居、又大郡宮と書す、開國攝津國東成郡大阪安國寺坂の北邊、開國天皇大化三年三月、此地に都す、青標に、是歲壇三小郡宮、天皇處三小郡宮、而定制禮法こと見えたり、四年を経て、白雉二年十二月、新宮遷渡長柄豐崎宮に遷る(青標、首府沿革論)

**オコリ** 瘡 瘡(ワラハヤミ)を見よ、

**ラサ** 評語(通事) 通譯官を云ふ、倭訓栞に、通事譯語などをいひ、もと韓語と見えたり、青標に、百濟の人名に曰佐分屋と云ふあり、姓氏録番別に、上曰佐、下曰佐等の姓あり、又修辭の義に、書紀

オサカ

に藤原田と見えしを、和名各所に、和名と書すは、藤原の稱を通ずるに據るる成るべし、他日親王などののみも同じ、今は通事を、音を以てつうじとよべりといへり、推古天皇十五年小野妹子を唐に遣はし、時、鞍作福利を通事となす、弘仁六年正月、太宰府に新羅譯語一人を置きたり、後漢語師、漢語生を置きたり、江戸時代には通事(通詞とも書す)と稱す、其支那語を翻譯する者を唐通事といひ、慶長九年滿六を始めて之に任ず(書紀、延喜式、和漢書文、長崎志)

**オサカツキタイリフギヤウ** 御盃臺 折奉行 「サカツキタイリフギヤウ」を見よ、

**オサカノウチノミササキ** 押坂内陵 舒明天皇の御陵、大和國磯城郡磯城村大字忍坂に在り、兆域東西九町、南北六町、陵戸三畑(延喜式、陵墓一覽、山陵志)

**オサカノハカ** 押坂墓 舒明天皇の母君田村皇女の墓、大和國磯城郡磯城村大字忍坂、押坂内陵の城内に在り、守戸なし(延喜式、陵墓一覽)

**オサカベノシノウ** 忍壁親王 名無、壬申の亂に天皇に從ひて東國に入る、九年詔を奉じて帝紀及び上古の事を撰す、十三年淨大參を授けられ、朱鳥元年封百戸を加へらる、文武天皇の四年勅を奉じて藤原不比等と律令を撰定し、後親王と爲り三品に叙せらる、大寶三年知大政官事となり、慶雲二年越前國の野一百町を賜はり、五月薨す(書紀、帝紀、律令等(大日本史))

**オサカヘヒラメ** 刑部平目 平目を重んじてその上に漆を塗り研き出したる蒔繪をいふ、徳川四代將軍の頃、刑部太郎なる者の發明したるものなり、因て此名あり、其人の傳詳かならず(蒔繪師傳、

オサキ オサク

**オサキテガシラ** 御先手頭 御先手頭の頭をいふ、「サキテガシラ」を見よ、

**オサキテグミ** 御先手組 「サキテガシラ」を見よ、

**ラサキマサヨシ** 尾崎雅嘉 蘭語字に有魚、通稱春風、華陽、霞月、御古和今堂等の號あり、蘭學に精し、好て著述を爲す、博覧洽聞にして、詩歌に名あり、其家書籍を撰ぐな業とす、故に和漢の詳書洗滌せずといふことなし、雅人として爲り、謙遜篤實、苦學あり、平常人に謂て曰く、近年學者の弊として先達の書を讀するを主とし、唯自己の學識を世に示さんとす、誤りに新説を爲すこと、斯た如何ぞ、余は終らず學に志さんとすに、階級あらんことを欲すと、されば氏の著す處凡て世に有益、常に學者の座右を去らず大に選錄せらる、又其和歌の如きも一家の風をなせり、文政十年十月三日歿す、年七十三、大阪口福坂春陽軒に葬る(蘭語詳書一覽、和漢詳書作者目録、櫻葉稱日本傳、皇朝事物探、和歌わさ袋、古今集、蘭言、掌中蘭林抄等(古學小傳、近世世六家集傳、漢華草、慶長以來諸家著述目録)

**オサクジハジメ** 御作事始 事始(コトハツメ)を見よ、

**オサクノカカムリ** 御幘冠 大嘗會、神嘗會、神令會等の神事に用ひ給ふ天子の御冠をいふ、裝束拾遺抄に云、御神事の時、御幘とて白き絹を以て無文の御冠の中子を結び給ふ云々、無文とは、瓊



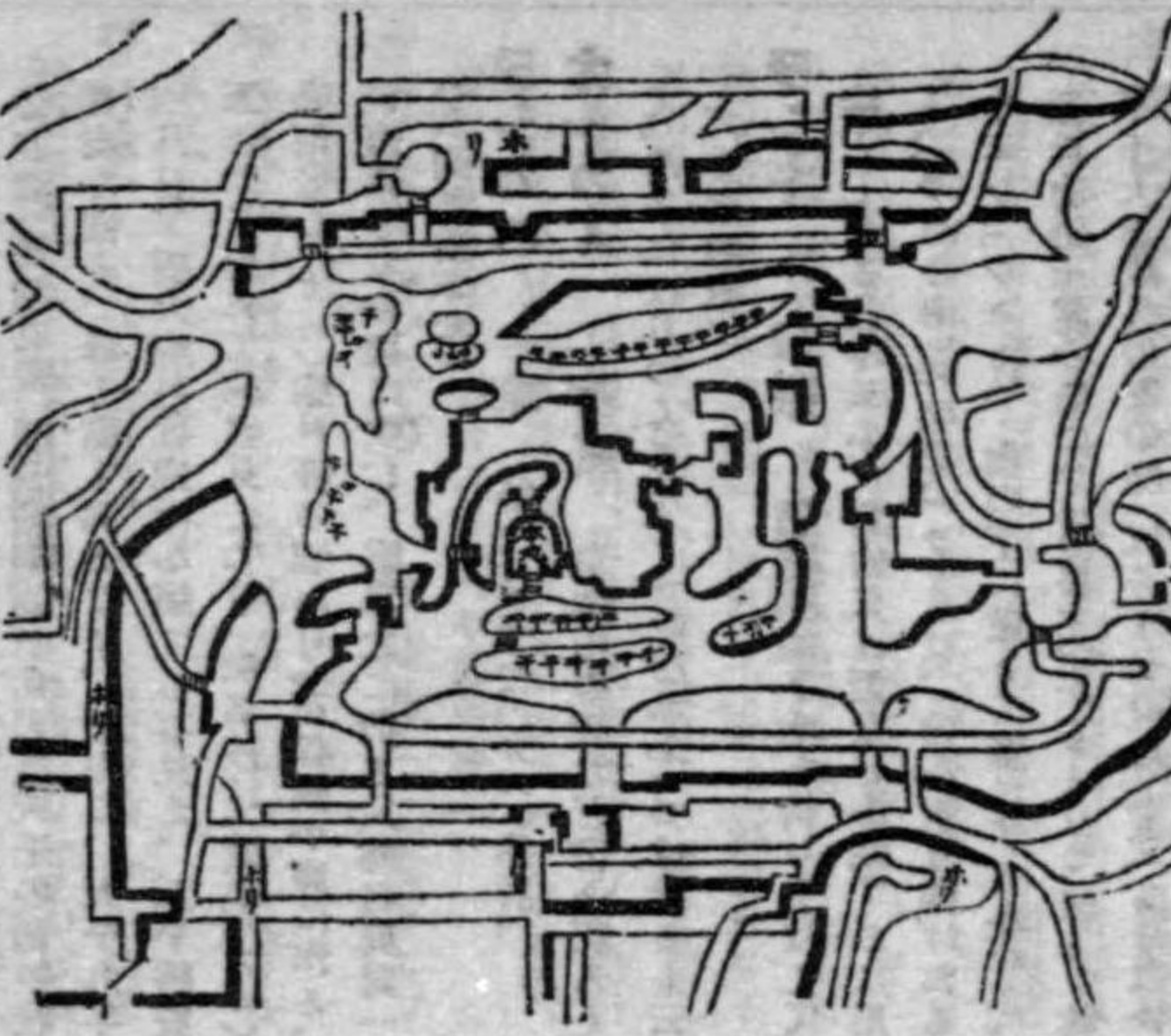






オシシ

公方勘定前引多之、則改三島其角、後推三龍一男、無別事通、親兄如此同二男も同被押御、など見



萬石、等封せられて治せしが、文政六年松平忠魂(十萬石)此地を領してより子孫相繼ぎ明治維新に至る(武蔵史料)主合記、徳川加除封録、明治政覽)

オシツ

をいふ、一時間七里をありといふ意より出づ、オシツケノイタ 推付板 押の手の名所、(オシツ)を見よ、

オシツケノイタ 推付板 押の手の名所、(オシツ)を見よ、

オシツケノイタ 推付板 押の手の名所、(オシツ)を見よ、

オシツケノイタ 推付板 押の手の名所、(オシツ)を見よ、

オシツケノイタ 推付板 押の手の名所、(オシツ)を見よ、

オシツケノイタ 推付板 押の手の名所、(オシツ)を見よ、

ラシホ

勢衰へて振はず、天正八年、頼朝男吉吉に降り、阿波に徙されて城に居り(説書御領書、古城記)

阿波に徙されて城に居り(説書御領書、古城記)

阿波に徙されて城に居り(説書御領書、古城記)

阿波に徙されて城に居り(説書御領書、古城記)

阿波に徙されて城に居り(説書御領書、古城記)

阿波に徙されて城に居り(説書御領書、古城記)

阿波に徙されて城に居り(説書御領書、古城記)

ラシヤウ

和尙 僧位を云ふ、貞觀六年二月僧位を定めて法印大和尙位を僧正の位とし、法印和尙位を僧都の位とす、ソウキ、金吾拾芥抄、佛事志)

和尙 僧位を云ふ、貞觀六年二月僧位を定めて法印大和尙位を僧正の位とし、法印和尙位を僧都の位とす、ソウキ、金吾拾芥抄、佛事志)

和尙 僧位を云ふ、貞觀六年二月僧位を定めて法印大和尙位を僧正の位とし、法印和尙位を僧都の位とす、ソウキ、金吾拾芥抄、佛事志)

和尙 僧位を云ふ、貞觀六年二月僧位を定めて法印大和尙位を僧正の位とし、法印和尙位を僧都の位とす、ソウキ、金吾拾芥抄、佛事志)

和尙 僧位を云ふ、貞觀六年二月僧位を定めて法印大和尙位を僧正の位とし、法印和尙位を僧都の位とす、ソウキ、金吾拾芥抄、佛事志)

オスエ

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

オスエ

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)

御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき動を爲す者にて、風呂所用の水汲等、總て水仕の業を執り、又代參の御供、姫君又は諸家御慶中登城參内の節、お慶敷よりお三之間までの衆物を昇り入る、など、隨尺の役などを勤む、藤高は二石二人扶持、藤高六十石〇凡て御末は看板を著す、看板はそれ色模様、紅雲の小輪(模様は家々によりて定めあり)帯は大概茶色を用ふ、腰帯は紗なり、髪は紅葉盤、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色模様の著し、髪は丹はつしなり(徳川後世録、千代田城大奥)







ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲチキ

ヲチキ 越智氏 神別、或は小市と書す、

ヲツリ

る目安の事也、調練二品の用拾有之口傳しと云へり、式目抄に、越訴に度越えて申すと、次を越えて申すとあり、度を超せば、一度過ぎて其境を越えて又訴るなり、次第を越せば、四等の官あるを頼りしと申なり、此なるは次第を越るなり」とあり(沙汰未詳)

**ヲツリガシラ** 越訴頭 越訴奉行(ヲツリアキヤウ)を見よ、室町幕府の職名、本奉行の裁判滞りし、或は偏頗の處置ある時は、控訴せしむべき爲めに設けたる職なり、關白宗將の文永元年、北條時宗執權の時、評定衆北條時實、安達泰盛を以て、始めて此職に補す、蓋し當時奉行人等、補其職を世々にせしより、其任に堪へざる者も事を行ひしにより、訴人或は冤枉あるを免れざる故に、此職を設け、奉行人の私曲を歴せしものなり、此奉行を越訴頭とも稱せしは、或は引付頭人たる者之を帶せしによりて、なり、關白宗將の時、創置詳かならず、評定衆の内より、これに補す、奉行人の越訴を覆動する、必ず越訴奉行の職を経て後これを奉行し、奉行人政を極く偏私あり、下民を抑風する時は、越訴するを許す(官制沿革略史)

**オツテ** 追手 江戸幕府の時、罪人を捕ふる爲めに由て向ふ役人をいふ、逃る人を追ひかけて行く故に名づく、越天樂(越殿樂) 樂の名、唐樂、太極商曲にて、平調二十五曲の一、新樂にて中曲、安城樂を以て破と爲す、本曲は念にして、破二帖、念十二帖、並に各十二の拍子あり、關白宗將詳かならず、村上天皇の御宇、侍臣退出音聲の奏樂に之を用ひ、親朝天皇以後、般涉調に小曲なきを以て

**ヲツレンラク** 越天樂(越殿樂) 樂の名、唐樂、太極商曲にて、平調二十五曲の一、新樂にて中曲、安城樂を以て破と爲す、本曲は念にして、破二帖、念十二帖、並に各十二の拍子あり、關白宗將詳かならず、村上天皇の御宇、侍臣退出音聲の奏樂に之を用ひ、親朝天皇以後、般涉調に小曲なきを以て

**ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺) **ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺)

**ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺) **ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺)

**ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺) **ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺)

**ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺) **ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺)

**ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺) **ヲツリコトコ** 男居 樂中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾遺)

ヲツニ

此樂を般涉調に入る、後世絶絶(般涉抄、樂家雜記、樂志) **ヲツニ** 越任 官を一段越えて昇るを云ふ、假令は大納言より内大臣右大臣と次第に昇るべきを大納言より直に右大臣に昇るを云ふ(貞丈雜記、安齋隨筆)

**オツヤノラン** 乙夜覽 關白天皇の御書せさせ給ふないふ、漢書儀に、五夜者、甲夜、乙夜、丙夜、丁夜、戊夜、衛士甲乙相傳蓋三五更とあれば、乙夜とは二更のことにして、今の午後十時頃なり、關白貞親政要の劉泊が上書に、乙夜觀書、事漢高帝(光武帝)馬上披卷、勸進、魏王(文帝)陛下自勵知、此而今太子優遊、日不習圖書、臣所未諭云々、とあるより出づ、

**オテウシヒサゲアキヤウ** 御銚子提奉行 「テウシヒサゲアキヤウ」を見よ、**オテウツノマ** 御手水間 「ヲウツノマ」を見よ、**オテナガ** 御手長 宮中女房の役名、御膳を御次の間迄持行き、御室仕の人に渡すことを掌る(貞丈雜記)

**ヲテラクワンベエ** 小寺官兵衛 黒田孝高(テラクワンベエ)を見よ、**オトギ** 御伽 江戸幕府の職名、將軍の傍に侍して御伽を御伽するものなり、目見以上の役にて、役料三百俵なり、十六歳以下の者には役料なし(掌中太極略)

**オトクニテラ** 乙訓寺 關白山城國乙訓郡乙訓村字今里○法皇寺とも號す(關白真言宗、關白御書)に關す、本尊十一面觀音坐像、關白御書に關す、親朝天皇の御宇に創設す、後世に關す、**ヲツコガナ** 男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字といふ、男手といふ、土佐日記に、彼の國人、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまたるまじく覺えたるは、吾に見えたる始なりとあり、

**ヲツコガナ** 男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字といふ、男手といふ、土佐日記に、彼の國人、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまたるまじく覺えたるは、吾に見えたる始なりとあり、

**ヲツコガナ** 男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字といふ、男手といふ、土佐日記に、彼の國人、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまたるまじく覺えたるは、吾に見えたる始なりとあり、

**ヲツコガナ** 男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字といふ、男手といふ、土佐日記に、彼の國人、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまたるまじく覺えたるは、吾に見えたる始なりとあり、

**ヲツコガナ** 男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字といふ、男手といふ、土佐日記に、彼の國人、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまたるまじく覺えたるは、吾に見えたる始なりとあり、

**ヲツコガナ** 男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字といふ、男手といふ、土佐日記に、彼の國人、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまたるまじく覺えたるは、吾に見えたる始なりとあり、

ヲツコ

**ヲツコ** 物語の著者が語る處なり、八十餘物語は、關白眞正朝の著はす處、水次に言しとあるは、蓋し慶長元和の實際なるが如し、これ所謂武士道の中面にして、其風が關白の遺俗たること論ずるまでもなく、其風、其行爲等、實に於て、俛客と全く異なる處なり、然れども當時における奴は即ち男立にあらず、前に述べたる第一原因との奴風は、皆合し混和し、茲に始めて正確なる意味での俛客を生じたり、故に俛客の發生は慶長の初年なりと雖も、其成立せるは兩者相突したる後にして、全盛を極めたるは三代家光より、四代家綱の時代にかけたる、正保慶安承應の頃なり、當時の法令に、歌舞伎者を追捕せしめしこと屢々見えたり、歌舞伎者とは、即ち男立にして、主として旗本中の無頼の徒なり、大小神祇組、吉原組、白梅組、六法組の如きは實にその團體にして、所謂旗本奴の組織する處なり、世に傳ふる水野十郎左衛門の如きは、旗本奴といへるもの、卓尾の代表者なりしなり、水野は旗本の士にて五千石を領す、所謂旗本奴の頭等なり、抑々旗本奴の世に生じたるは、一は上段に述べし八十餘物語にある奴の習俗と、一は關白を去る道からして、殺伐暴悍、衣食を賤しき、武勇を尊び、萬事武強りたることを喜び、強り強がる風とが、相混したる結果なりといふべし、今彼等の行爲風等を、元正開記の記す處によりて見ると、「御旗本之内、男連と云者出で、上下萬民に邪惡なり、諸人持あがみけり、其大將は水野十郎左衛門と申、五千石にて、御譜代の隨一にて、水野正、同輩物、右之十郎左衛門近き親類にて、宜敷御役と可被仰付處、我儘者故、御寄合旗本といふに成、くわん活六法、日本大小の神祇組、公方の尻持男伊達と披露して、四人の家臣を綱金時先末竹、用入掌頭を、泉原

**ヲツコ** 物語の著者が語る處なり、八十餘物語は、關白眞正朝の著はす處、水次に言しとあるは、蓋し慶長元和の實際なるが如し、これ所謂武士道の中面にして、其風が關白の遺俗たること論ずるまでもなく、其風、其行爲等、實に於て、俛客と全く異なる處なり、然れども當時における奴は即ち男立にあらず、前に述べたる第一原因との奴風は、皆合し混和し、茲に始めて正確なる意味での俛客を生じたり、故に俛客の發生は慶長の初年なりと雖も、其成立せるは兩者相突したる後にして、全盛を極めたるは三代家光より、四代家綱の時代にかけたる、正保慶安承應の頃なり、當時の法令に、歌舞伎者を追捕せしめしこと屢々見えたり、歌舞伎者とは、即ち男立にして、主として旗本中の無頼の徒なり、大小神祇組、吉原組、白梅組、六法組の如きは實にその團體にして、所謂旗本奴の組織する處なり、世に傳ふる水野十郎左衛門の如きは、旗本奴といへるもの、卓尾の代表者なりしなり、水野は旗本の士にて五千石を領す、所謂旗本奴の頭等なり、抑々旗本奴の世に生じたるは、一は上段に述べし八十餘物語にある奴の習俗と、一は關白を去る道からして、殺伐暴悍、衣食を賤しき、武勇を尊び、萬事武強りたることを喜び、強り強がる風とが、相混したる結果なりといふべし、今彼等の行爲風等を、元正開記の記す處によりて見ると、「御旗本之内、男連と云者出で、上下萬民に邪惡なり、諸人持あがみけり、其大將は水野十郎左衛門と申、五千石にて、御譜代の隨一にて、水野正、同輩物、右之十郎左衛門近き親類にて、宜敷御役と可被仰付處、我儘者故、御寄合旗本といふに成、くわん活六法、日本大小の神祇組、公方の尻持男伊達と披露して、四人の家臣を綱金時先末竹、用入掌頭を、泉原

**ヲツコ** 物語の著者が語る處なり、八十餘物語は、關白眞正朝の著はす處、水次に言しとあるは、蓋し慶長元和の實際なるが如し、これ所謂武士道の中面にして、其風が關白の遺俗たること論ずるまでもなく、其風、其行爲等、實に於て、俛客と全く異なる處なり、然れども當時における奴は即ち男立にあらず、前に述べたる第一原因との奴風は、皆合し混和し、茲に始めて正確なる意味での俛客を生じたり、故に俛客の發生は慶長の初年なりと雖も、其成立せるは兩者相突したる後にして、全盛を極めたるは三代家光より、四代家綱の時代にかけたる、正保慶安承應の頃なり、當時の法令に、歌舞伎者を追捕せしめしこと屢々見えたり、歌舞伎者とは、即ち男立にして、主として旗本中の無頼の徒なり、大小神祇組、吉原組、白梅組、六法組の如きは實にその團體にして、所謂旗本奴の組織する處なり、世に傳ふる水野十郎左衛門の如きは、旗本奴といへるもの、卓尾の代表者なりしなり、水野は旗本の士にて五千石を領す、所謂旗本奴の頭等なり、抑々旗本奴の世に生じたるは、一は上段に述べし八十餘物語にある奴の習俗と、一は關白を去る道からして、殺伐暴悍、衣食を賤しき、武勇を尊び、萬事武強りたることを喜び、強り強がる風とが、相混したる結果なりといふべし、今彼等の行爲風等を、元正開記の記す處によりて見ると、「御旗本之内、男連と云者出で、上下萬民に邪惡なり、諸人持あがみけり、其大將は水野十郎左衛門と申、五千石にて、御譜代の隨一にて、水野正、同輩物、右之十郎左衛門近き親類にて、宜敷御役と可被仰付處、我儘者故、御寄合旗本といふに成、くわん活六法、日本大小の神祇組、公方の尻持男伊達と披露して、四人の家臣を綱金時先末竹、用入掌頭を、泉原

**ヲツコ** 物語の著者が語る處なり、八十餘物語は、關白眞正朝の著はす處、水次に言しとあるは、蓋し慶長元和の實際なるが如し、これ所謂武士道の中面にして、其風が關白の遺俗たること論ずるまでもなく、其風、其行爲等、實に於て、俛客と全く異なる處なり、然れども當時における奴は即ち男立にあらず、前に述べたる第一原因との奴風は、皆合し混和し、茲に始めて正確なる意味での俛客を生じたり、故に俛客の發生は慶長の初年なりと雖も、其成立せるは兩者相突したる後にして、全盛を極めたるは三代家光より、四代家綱の時代にかけたる、正保慶安承應の頃なり、當時の法令に、歌舞伎者を追捕せしめしこと屢々見えたり、歌舞伎者とは、即ち男立にして、主として旗本中の無頼の徒なり、大小神祇組、吉原組、白梅組、六法組の如きは實にその團體にして、所謂旗本奴の組織する處なり、世に傳ふる水野十郎左衛門の如きは、旗本奴といへるもの、卓尾の代表者なりしなり、水野は旗本の士にて五千石を領す、所謂旗本奴の頭等なり、抑々旗本奴の世に生じたるは、一は上段に述べし八十餘物語にある奴の習俗と、一は關白を去る道からして、殺伐暴悍、衣食を賤しき、武勇を尊び、萬事武強りたることを喜び、強り強がる風とが、相混したる結果なりといふべし、今彼等の行爲風等を、元正開記の記す處によりて見ると、「御旗本之内、男連と云者出で、上下萬民に邪惡なり、諸人持あがみけり、其大將は水野十郎左衛門と申、五千石にて、御譜代の隨一にて、水野正、同輩物、右之十郎左衛門近き親類にて、宜敷御役と可被仰付處、我儘者故、御寄合旗本といふに成、くわん活六法、日本大小の神祇組、公方の尻持男伊達と披露して、四人の家臣を綱金時先末竹、用入掌頭を、泉原

**ヲツコ** 物語の著者が語る處なり、八十餘物語は、關白眞正朝の著はす處、水次に言しとあるは、蓋し慶長元和の實際なるが如し、これ所謂武士道の中面にして、其風が關白の遺俗たること論ずるまでもなく、其風、其行爲等、實に於て、俛客と全く異なる處なり、然れども當時における奴は即ち男立にあらず、前に述べたる第一原因との奴風は、皆合し混和し、茲に始めて正確なる意味での俛客を生じたり、故に俛客の發生は慶長の初年なりと雖も、其成立せるは兩者相突したる後にして、全盛を極めたるは三代家光より、四代家綱の時代にかけたる、正保慶安承應の頃なり、當時の法令に、歌舞伎者を追捕せしめしこと屢々見えたり、歌舞伎者とは、即ち男立にして、主として旗本中の無頼の徒なり、大小神祇組、吉原組、白梅組、六法組の如きは實にその團體にして、所謂旗本奴の組織する處なり、世に傳ふる水野十郎左衛門の如きは、旗本奴といへるもの、卓尾の代表者なりしなり、水野は旗本の士にて五千石を領す、所謂旗本奴の頭等なり、抑々旗本奴の世に生じたるは、一は上段に述べし八十餘物語にある奴の習俗と、一は關白を去る道からして、殺伐暴悍、衣食を賤しき、武勇を尊び、萬事武強りたることを喜び、強り強がる風とが、相混したる結果なりといふべし、今彼等の行爲風等を、元正開記の記す處によりて見ると、「御旗本之内、男連と云者出で、上下萬民に邪惡なり、諸人持あがみけり、其大將は水野十郎左衛門と申、五千石にて、御譜代の隨一にて、水野正、同輩物、右之十郎左衛門近き親類にて、宜敷御役と可被仰付處、我儘者故、御寄合旗本といふに成、くわん活六法、日本大小の神祇組、公方の尻持男伊達と披露して、四人の家臣を綱金時先末竹、用入掌頭を、泉原



武者と名付、旗本仲間を友とし、其人々は加々爪甲斐守、一萬石坂部三郎、五千石重を夜とし、夜を盡とし、夏を冬といひて、仲間出合には戸を開き障子を...

ヲトコ

旗本は畢竟するに、無頼の旗士の集合にして、其習を社會に留めたるは惜むべしと雖も、其然否を...

ヲトコ

人にては仲間にては、何事加勢奉願と具言に願へば、命を捨てても反古に不致、只勇道の強を...

ヲトコ

奴は全く其勢を絶たれども、町奴は依然其勢力を振ひしが、貞享三年火附盜賊頭中山勘助由、其徒二百餘を捕へ...

ヲトコ

して、又九條殿の女御、七十九の宮などあまたしつゝ、まされせ給て、おほかたを、こみや九人、女みや十人ぞおはしける云々と見えたり、

ヲトコ

奥書、落首(ウカシユ)を見よ、オトナ 首名 年寄宿老と同じく、年寄にて政務に預る者の稱なりしが、後世重職をうけ給はる者...

ヲトコ

オトモ

前通といふべきを尋きたるなり、江戸時代に於て年...

オトモシユウ 御供衆 關西幕府の職名、將軍に近侍し...

オトモシユウ 御供衆 關西幕府の職名、將軍に近侍し...

オナカ

オナカ

家名目抄、官制沿革略記、尾戸焼、製出する陶器の名...

オナカガシラ 御中頭 室町時代、武家の奥向に奉仕する...

オナカガシラ 御中頭 室町時代、武家の奥向に奉仕する...

オナカガシラ 御中頭 室町時代、武家の奥向に奉仕する...

オナカ

オナカ

オナカガシラ 御中頭 室町時代、武家の奥向に奉仕する...

オナカガシラ 御中頭 室町時代、武家の奥向に奉仕する...

オナカガシラ 御中頭 室町時代、武家の奥向に奉仕する...

オナカガシラ 御中頭 室町時代、武家の奥向に奉仕する...

オナリ

御あり也、御の字をおんとはれていふ故あつて、つる音となる...

オナリ

オナリミチ 御成道 將軍出行の時、通行の道路をいふ...

オナリ

オナリミチ 御成道 將軍出行の時、通行の道路をいふ...

オニガ

オニガ 鬼取 武家に於て隊長に違ひる飲...

オニト

食を先づ嘗め試むるを嘗る役(毒味すること)を鬼吞といへり。略して鬼といふ。江戸時代には一般に飲食のことに嘗るものないひ、鬼取役と稱せり。即ち後ちの御膳奉行なり、鎌倉年中行事、若宮社務御加持に被參の條に、御酌なも或近付御所奉行の子息先持出、鬼吞をいたし云々。又甲陽軍鑑に、御一家衆家老衆、惣じて大身衆派舞の時、必ず亭主なを仕り尤なりなど見たり。江戸幕府の時、寛文の頃まで御膳奉行を鬼取といひしも、此鬼を勤むるゆゑの稱なり、名稱につき異説あり(一)後醍醐天皇、或は浮屠氏の生飯より出たりと云ひ(二)貞丈雜記に、鬼はおそろしくつよきものにて、毒をも何とも思はず取くらふ心にて、毒を試みるをなをいふといふといひ(三)南畝秀吉に、も鬼神を祭るも故、鬼のものといふなどの説あれど皆非なり(四)世事談綺に、なには小兒にて、江次第に正月、御藥を供す藥子は童女未嫁せざるを求めてこれを用ひ、水方小兒より起る故なりといへる説は、稍近けれど、童女を小兒としたるは非なり(五)公事根源集釋に、この故事は朝廷にて、昔元三に女官居蘇酒を奉る時に、藥子とて未嫁の小女、鬼問より進出先、これを飲むこと、公事根源に見えたり、是れより出たることよし、我郷の青山春夢先生ははれたりといへるは實に然るべし、前の三説は皆據るに足らず、泉問は壁上へ白澤王、鬼を斬るの圖を寫されし故にこの稱ありと云へり、大阪の役に、伊達政宗茶臼山の御陣に詣り、かゝる懸擾の折は人心計りがなければ、朝夕の供膳など、よく御心付けられれば、然るべからむと申せしに、尤のことありて、是より供膳の度に、なせしりの役、立置かれ、後日迄三河以來諸代に者にその役をあてられしと、是れ江戸幕府鬼取の相傳なり

オニノコ

り、天和江戸變、御膳奉行の下に鬼取二十人と見えたり、當時鬼取の稱は奉行のみに限らざるに似たり(徳川實紀、故事記談)

**オニノマ** 鬼問 大内隆清涼殿の身舎より西南の角、殿上の間より北に當れる間を云ふ、壁に白澤王(禁裏秘抄、百澤となす)の鬼を切る圖を畫きたる故に名付く、禁裏抄指櫛に、鎮座の儀なるべしと云ひ、夏山雜談に、白澤王將軍の事なり、名目ハハカ王假名ハハカ王なりと云へり、禁裏抄に二間格子也、南間常不上、有種種儀、卷之、其中南北行立御厨子、置御膳長、南壁白澤王切、鬼問、楯形者小降子、藤原、柱有之、禁裏秘抄に、鬼問の南の壁に百澤王鬼を切たるをかきたり、鬼問はより降子あり、西向間一間格子を降して御前の御厨子を内に立たり、北の間は御殿をめぐ、鬼問二間也、台盤所へまらぬ人など、喜申の折など、此所へ二間台盤所の障子を上げて、御厨子に出御あり、台盤所の間は布障子也とあり、百澤王は、大明會典に黃帝遊東海之時、百澤出御物と見えたり、猶清涼殿の圖參看、

**オニノミ** 鬼吞 鬼取(オニトリ)を見よ、

**オニバシリ** 鬼走 鬼の名所「ヨロヒ」を見よ、

**オニハヤキ** 御庭焼 永樂燒(エイラフヤキ)を見よ、

**オニフノコホリ** 遠敷郡 所屬 若狭國 越前國 日本紀光仁天皇實元元年七月の條に、始めて見え、天平十九年六月大安寺流記に、乎入郡に作る、丹生天皇の時四郡を割て大坂郡を置く、和名抄に、丹生(ニフ)玉置(ヤキ)餘戸、安賀(アカ)野里(ノサト)神戶(カワ)瓜生(ウリ)志摩(シマ)佐文(サナ)里(ノサト)阿波(ア)等あり、終の三郡は大

オニマ

飯郡にもありて、分郡以前によりて遷出せしが、又は福の兩郡に收れるなるべし、戦國の時、私に中郡と稱し、又上中郡下中郡二郡に分べ、後之を勝す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

**オニフノジンジャ** 遠敷神社 古へ若狭國一の宮にして、今は若狭神社と號す、リカサヒコノワシヤを見よ、

**オニマル** 鬼丸 等の名譽、仁和寺覺淨親王の造られし事を云ふ、有職雜抄に、安元元年正月四日中山内府記云、鬼丸は仁和寺覺淨親王造らる、事也云々、貞和三年十一月九日風雅集實御遊三位局殿中にて鬼丸を彈する由、中國相國の記に見えたりとあり、

**オニマル** 鬼丸 卷四 源氏家代の名録、北條時政火鉢の鬼面の小鬼と化け出づるを切り、故に鬼切丸と名付くと云ふ、國朝安慶堂筆に、栗田口國朝の作にて銘あり、長二尺五寸八分、闊四分一、ひと表鳩、裏桐毛彫、切羽黒塗八枚、鍔木瓜形、本れりもの縁刻黒塗、總て金具仕合其上なしに率に包む、目貫金塗かき桐柄さや巻、唐糸おびり、島廣東とあり、太平記に、宗國の作とす、國朝源清仲八幡宮に祈請して作らしめたる太刀、長二尺七寸、曾て有罪の者を切て試む時、髪なくはへて切りければ驚切と名付たり、子頼光の時、其臣渡邊綱鬼を切りしを以て鬼丸と改む、後頼朝、頼朝、爲義に傳へたり、爲義の時、獅子の子と改名す、次で友成と改む、其子義朝に傳ふ、此時頼朝の名に復す、之を頼朝に傳ふ、頼朝の孫、新田義貞に傳はり、源氏の重寶となる、太平記義貞自書の際に、一振には金を以て銀腰巾の上に鬼丸と云ふ文字を入らる、是は源氏重寶の重寶にて、義貞の方に傳たりと聞ければ、

オニヤ

末々の一族共の帯べき太刀に非ず、云々と見えたり、其後足利將軍に傳はり、織田信長より豊臣秀吉に傳ふ、此時火災のまじないにて、本阿彌光徳へ預け、大阪陣役の時、本阿彌光徳川家康の許を得て相傳す、後ち本阿彌三郎兵衛の時、享保三年九月將軍吉宗に獻上すと云ふ(安齋遺筆)

**オニヤラヒ** 追儼 「ツキナシ」を見よ、

**ヲノ** 小野 所屬 播磨國賀茂郡今加東、加四の二郡に分つ(國朝實錄)寛永中一柳直家此地一萬石に封せられ、此所に陣屋を置きて治す、子孫相繼ぎ明治維新に至る(徳川加除封録、明治政覽)

**ヲノウチ** 小野氏 皇別、姓は朝臣、左京山城に貫す、孝昭天皇皇子天足彦國押人命の裔米飯攝大使主より出づ、臣姓は山城に貫す、彦國押人命の孫命より出づ、雄略天皇の時春日小野臣の大樹あり、敏達天皇の時大徳小野臣妹手、近江國滋賀郡小野村に居す、因て氏となす、天武天皇十二年小野臣に朝臣を賜ふ、其族世朝に顯はる、仁明天皇の時漢文學を以て知らる、初め小野氏祖神社滋賀郡春秋二祀あり、朝廷特に聽して官符を頒す、其社に詣するを許す、茲に至り大春日、布留、栗田三氏五位以上、小野氏に准じて之を聽す、其の孫葛城の子道孫書道を以て嗣はる(ヲノ、ミチカセ)卷七世孫陸奥武藏守となり義隆を生む、義隆始相模國横山村に居し、實隆時を生む、時實猪股氏と稱し、支那是より藩衍して横山黨、猪股黨等出づ、所謂武藏七黨なり(氏族志、新撰姓氏錄考證)

**敏達天皇** 春日皇子 小野妹子 毛人

毛野 永見 峯守 葦 葛城 好古 道風

ヲノカ

**ヲノガフチジャウ** 時時 隆泰 義孝 時時 隆泰 義孝 時時 隆泰 義孝 時時 隆泰 義孝

**オノコジマ** 殿取處島 伊弉册、伊弉册の二神、天沼橋に立ちて、天沼を以て、治海を探り、引上げ給ふ時に、牙先より落つる鐘懸りて成りし島を云ふ、日本紀私記に、自擬之島也、猶如言自擬也とあり、許袁呂許袁呂にかき成したる湖の滴りの、自然に積りて成れる故の名、此島の所在地に就ては歌説あり(一)私記は今見在淡路島西南角小島是也、云俗俗存其名と云ひ(二)私記一説に、淡路紀伊兩國の境、由理縣の西方の小島とし(三)釋日本紀に、淡路國東由理縣の下に在りとし(四)口訣に、淡路西北隅に在る小島とす(五)常盤草(淡路の人の著)には、淡路島の東方海中の沼島とし(六)殿取處島日記には、淡路島の西北隅の給島とし(七)殿取處島三所辨には、三原郡下八太村の自擬島古丘地なりと云へり(八)新撰姓氏記に、淡能基島、在紀伊國海部郡、此以四加太浦建、加太浦、通淡路津名郡由良縣、其加太浦乾在、伴島、此島西南在、淡能基島、島體闊六十町、無有入居、高二丈許、不見草石、唯有三木茂高、相去伴島二三町、亦非入居、兩島同根也、湖生通海、凡此三島從長連、坤とあり(九)菅政友氏は、伴島の西南に、今云ふ首島の神島にて、釋記の由良縣の下に在ると云へるも、此神島によく當れりと云へり、然れども年月を去る遠近にして確證なきを以て何の島と斷定するは容易の事にあらず、但し仁徳天皇淡島に坐て、遙に望みて讀みたまへる歌に、於志流流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏、和賀久遠見禮禮、阿波志摩、於能基志摩、阿波摩佐能志摩、佐能志摩、佐能志摩、佐能志摩、淡路の

ヲノデ

近海にありし事は確かなるが如し、

**ヲノデラウチ** 小野寺氏 姓は藤原、鎮守府將軍秀郷より出づ、秀郷の七代首藤助清の次男通綱、小野寺禪師太郎と稱す、子孫小野寺を以て氏とす、通綱源頼朝に石橋山の戦に従て忠を竭す、藤永三年頼朝に屬して西征す、文治五年奥州征伐に、藤下總古河に居す、孫重通出羽國雄勝郡を賜はり、楯庭城に居す、建武中家道北島原家に從ふ、其子植道同國平鹿沼城に移る(系圖要覽)

**ヲノイモコ** 小野妹子 所屬 天智天皇御押人命六世孫、米飯攝大使生命の後、國朝世近江國滋賀郡小野村に家するを以て氏となす、推古天皇の朝に仕へ、大禮の位に叙す、十五年遣隋使となる、隋人妹子を呼びて蘇因高といふ、居ること歳餘にして歸る、煬帝、愛世清を以て俱に來りて稱せしむ、而して隋の御書は、歸途百濟の爲めに奪はれしがゆゑ、將に其罪に問はるべかりしを、隋使の聞かんと宣しからずとて殊赦せらる、穢世清の歸るに及び、妹子再び攜はれて大使となりて隋に赴き、明年九月歸國す、位大德冠に至る(大日本史)

**ヲノオツウ** 小野阿通 所屬 法名双林院開室寺通大徳阿通小野政秀の女(按ずるに、阿通の父系は、古來より諸説あり、或は常陸水戸城主武田信吉(徳川)の老臣小野和泉守の女なりとも、或は松平上野介の老臣小野能登守が養女にて、實父は久松隆政守の老臣長沼吉兵衛なりとも稱すれども、近時發見せられたる眞田隆氏(眞田)の分家、信就より出づ、信就の母は阿通の女なり)所藏金葉集に、阿

通自筆の奥書ありて、天正十一年のものとひつじの歳四月二十二日青終る、みの、國北方の里小野まさ秀が娘小野つう筆と見え、またおなじく同氏の蔵にかかるとる文書の中に、「通子之父藤原朝臣小野政秀云々」と見え、政秀の女たること断じて疑ふべからず。藤原朝臣の、歳いまだ幼少なるの時、父政秀六條河原の戦に討死したるより、一家離散し、阿通は京都に赴きて、和歌を九條通に學び、勳能の譽あり、また書畫琴瑟をよくせりと云ふ、後ち豐臣秀次の臣藤原志摩守に嫁したれども、琴瑟和せずして離別し尋でまた渡瀬羽林某に嫁し、女阿伏(のち國子と改む)を生む、是より先阿通の宮居せる時、徳川家康其名を聞き、駿府に招きて婦人に禮式作法を教授せしめ、織田信長に仕へたりとの説あれど、年代合はざれば信すべからず。秀忠の女千姫の、豊臣秀頼に嫁するに當り、其介添となして大阪に赴かしむ、爾來暫く留りて城中にあり、淀君の信任を得て之に奉仕せりと傳へらるるは、蓋し此際のことなるべし、而して其後如何なる境遇にありしか、詳かならざれども、渡瀬某に再嫁して女を生みしこと、阿伏の年餘より推測して、慶長の末年、元和の初めと見做すべきに似たり、既にして秀忠の女東福門院の入りするや、また撥ばれて之に給仕したれども、あまり長くは宮中に在留せざりしもの、如し、寛永年間、女阿伏、信濃松代の城主眞田信政の妾となりて、松代にありしかば、阿通を其地へ迎へんとしたるに、横槍の山には入らじ名を聞きて車をかゝす人もこそあれ、の歌を詠じて辭したりといふ、八年十月十六日歿す、年餘詳に詳かならず、而して阿通が淨瑠璃十二段の作者たるの否やはなほ疑問なり、されど田

口博士が「種彦一たび守武千句及び宗長日記を引取して織田信長の生前既に淨瑠璃の世に存せしことを證せしより以後、世間之を疑ふもの多し、然れどもこれ決して彼女をして淨瑠璃作者たるの名譽を脱せしむるに有力なるものにあらずなり、彼の會我仇打の作を見よ、又彼の忠臣蔵の作を見よ、其世に出せしもの一にして足らず、然れども其傳へて今日に至るもの實に後世の作なり、淨瑠璃御前の物語の如きも足利氏の末、早く既に之を記するものありて、小座頭等が之を琵琶にもしくは白拍子に語りたるなるべし、然れども琉球より傳はりたる蛇皮纏の、變じて三味線となりたるは、決して信長の生前に歸するを得ず、それ淨瑠璃十二段をして三味線に樂らしめたるは、淨任檢校にあらずや、淨住檢校は戸田一四の抱座頭にあらずや、戸田一四は關ヶ原の役にて、徳川秀忠に従ひたるものにあらずや、秀忠が眞田昌幸を上田に攻むるに及びて、之を諫めたるものにあらずや、家康之を聞きて、近江國に三萬石を賜へ、辨所に居らしめしものにあらずや、其事凡て關ヶ原以後の事實に關す、然らば焉ぞ知らんや、家康が差向けたるお通と、戸田の差向けたる淨住とが、大阪の計畫以上の成功を爲し、にあらざることをいひ、其事が、千姫の介添として大阪に樂込み、淀君に給仕すること、なれる際の事なることを論ぜられしは、耳を傾くに足る、博士の論未だ盡さざる處あれど、輕々しく之を非定することは出来ざるがごとし、蓋し阿通に至りて之を大成したるより、鼻祖たる名稱を受けたるものなるべきか、暫く記して疑を存す。阿通の傳記は極めて不明瞭にして、また極めて異説多し、近時田口博士詳論によりて、小野お通

ヲノ

ヲノ

ヲノ

なる一論を草して之を考證し、頗る精を極む、載せて三十六年八月の經濟雜誌にあり、讀者よろしく參考すべし(眞田系圖、眞田松氏所藏文書、雙曲編纂、古今史蹟、小野お通)

ヲノクワウタイゴウ 小野皇太后  
藤原歌子(ワケハラノシヨ)を見よ、

ヲノコマチ 小野小町 藤原眞良の女  
藤原朝臣宗隆當代に冠たり、又和歌に長じ、古今集に收録せるもの多し、而して其他の事蹟に至りては詳かに爲しがたし、世に玉造小町社(長門)といふものあり、或は空海の著といひ、三善清行の著なりとも稱すれども明ならず、書中、小町年老いて道路に乞食することあり、後人多くこれを以て小野小町と爲す、十訓抄、古今著聞集の如きみなこの事を載せ、無名抄亦在原業平の體験歌を引きて、小町の兩人なるをいへりと雖も信するに足らず、故に今之を採らず(大日本史)

ヲノタカムラ 小野宮 藤原朝臣世に野相公と稱す藤原朝臣守守の子藤原弘仁中守守藤原守と稱す、其在に従ひ馳馬を習ふ、後ち京都に還りて學業を事とせず、嵯峨天皇嘆じて曰く、斯人にして猶馬の士となるかと、是より懶惰し學に志す、弘仁十三年文章生の試験を受け及第す、天長九年累進して從五位太宰少貳となる、十年三月東宮學士藤正少弼となる、清原夏野等と合謀解を擧す、承和元年正月遣唐副使となり、備前守を兼ね、利部大輔となる、三年紫宸殿に引見して綵帛砂金等を賜はる、既にして藤原朝臣と稱し、船被りて還る、四年再び唐に赴く、大使藤原常嗣と船を争ひ、病と稱して乗船せず、嵯峨天皇詔を論じ五年十二月隱岐に流す、七年四月召還し、八年閏九月本位に復す、九年陸奥守

東宮學士藤正少弼となり、十二年正月從四位下、七月藏人頭に補す、十四年參議藤原正光と爲る、これ天皇親の文才を受するを以てなり、文德天皇即位するや、正四位下近江守を授けられ、明年左大臣となる、幾干もならず病む、天皇之を感み、屬々人を遣はして物を賜ひ、從三位を授く、仁壽二年十二月二十二日歿す、歳五十一、人となり不稱直言を好む、故に當世に容れられず、母に事へて至孝、家業と賞し、傳入は岩親友に施すと云ふ、文章當時に冠絶し、草隸は二王の迹あり、詩は人皆唐の白樂天に比せしと云ふ(續後紀、文德實錄、公卿補任、大日本史)

ヲノミカド 小野帝 藤原天皇を申す、  
「マイゴテンラウ」を見よ、

ヲノミササキ 小野陵 宇多天皇の皇后藤原風子の陵、山城國宇治郡山科大字勸修寺に在り、  
○陵戸五畑、東は百姓口分并觀音寺山、南は小栗栖寺山井道に、西は、櫻尾山嶺に、北は松尾山尾井百井口分に限らる、兆域周圍二百六十三間四分、面積九十三坪三合(延喜式、陸奥一覽、平安通志)

ヲノミチカセ 小野道風 藤原朝臣萬経の子、其の孫、好古の弟、書畫を好し、殊に草書に勳能なり、其遺跡神逸なること古今に冠絶す、醍醐、朱雀、村上の三朝に歴仕し、正四位下内藏權頭に至る、醍醐天皇其書を愛し、醍醐寺を造るに及び、道風をして榜に書せしむ、また命じて行草法帖各一卷を書せしめ、備覽進をして、持して唐に入らしむ、蓋し其美を異邦に播かんと欲し給へるなり、其他殿壁題字宮門扇榜等道風の書にかゝるもの極めて多し、晩年中風を患ひ、筆勢や、奇體を生ずといへり、康保三年卒す、年七十一、世に藤原佐理、藤原行成と並び稱して三蹟といふ、左に參考の爲め家系を示す、

ヲノ

ヲノ



(載所種十古集)

○道風 道丸 道家 道次 道貞 貞久  
貞成 永經 永行 吉風 永光 永俊  
吉俊 吉岩 秋久 吉久 吉晴 時久  
久秋 久信 久行 久貞 道治 久治  
信治 常治 兼治 成治 吉治 貞治

ヲノミヤ 小野宮 惟簡親王(コレタカシ  
ンラウ)を見よ、

ヲノミヤ 小野宮 藤原山城國京都大  
炊御門南島丸の西(藤原朝臣)も惟簡親王の邸宅に  
して、後ち藤原實賴之に住す、世に小野宮殿と稱す、  
大鏡に、小野宮殿つくりせられたるさまいとめでた  
し、對置殿渡殿はれいの事也、辰巳の方に三間四面



ヲノハ

ち、自ら陸軍に將として筑前博多に着して大に賊軍を敗る。純友軍制にて免れ、尋で筑に就き、餘黨悉く平ぐ、功により遂に從四位下を授く、幾子もなくして歸京し、累遷して正四位下太宰大貳に至り、應和二年從三位に叙す、康保四年致仕し、安和元年薨す、年八十五(大日本史)

ヲノハ

小野派 小野二郎左衛門忠常の創めたる假衛の流派、後世堀一刀流是より出づ。忠常或は忠勝ともいふ、徳川家光に仕ふ、假を父忠明に學びて其奥旨を極め、遂に一派を開く、寛文五年十二月七日卒す、門人堀新左衛門正直傑出し、一刀流を創む、一刀流(イトタケリウ)と名(武術流派)

ヲノミナト

雄之水門 紀伊國海草郡に在り。書紀通記に、熊野竹坊説、名草郡有雄町、距龍山三里許、と見えたり、上代神武天皇の皇兄五瀬命、日下の豊津の戦の時、矢毒を被り痛み甚しく、血溜より紀國の水門に到り慨歎して曰く、傷を患手に被りて死すと、男健を爲して崩す、因て時人水門を號して雄之水門と稱す、是始めとす。○紀伊國名所圖會に、雄之水門は今地形大に變ず、亦遠濤と云へり、今日の如き港灣は、元弘年間津濱にて出来たりと云ふ、往昔は、紀の川名草山の麓の方へ流れ、今安原莊の邊までは入江にてありけり、其邊は今も、彼近所村々に、古の浦濱の名の残れる所處々にあり云々と見えたり、

ヲノランザン

小野蘭山 蘭名は蘭荷、字は以文、通稱は喜内、蘭山と號し、また朽剗堂の別號あり、蘭國廣東の子、蘭國京都の人、幼より草木を好み、年十二の時陳扶菴が蘭花説を著せりといふ、後ち松岡玄達(蘭)の門に入り、遂に本草學の大家となる、寛文十一年七月幕府の召に應じて江戸に來り入り、元和元年三月幕府を去れて代見にいたり、悉く大蘭の密録を告ぐ、此を以て蘭を假ひ、再び幕府に歸仕することを得て御使番となる、寛文三年二月二十五日卒す、年九十二、景憲兵學を以て名あり、諸大名以下就きて學ぶもの二千餘人、北條氏長、山鹿素行等皆其門に出づ、世に軍學もしくは兵學等と稱し、之を以て家業とするもの、實に景憲を以て嚆矢と爲す(武藝小傳、野史)



ヲハツセワカサキノスメラミコト

小泊瀬稚鶴天皇 武烈天皇の御名、コアツツテンノウラを見よ。

ヲバナ

尾花 染色の名、花ス、キに同じ、袴衣などをば此色にて染め、八月着用す(装束色葉)の露の色目の名、表白、裏薄花田のもの、秋季の染色に用ふ(重色目)ヲバナアシゲ 尾花葦毛 葦毛毛(アシゲナシ)を見よ。

ヲバナガユ

尾花蒨 八月朔日疫病除の爲め、祭中に於て用ふる蒨をいふ、此日穢司より之を調達す、古へは湯を黒燒にし、蒨に合せしを以て此名あり、湯の花は馬の尾に似たる故に尾花といふ、江戸時代の中頃より早稲の黒燒を白蒨に交ぜ、又黒胡麻を時に混ぜられしといふ、其起り詳かならず、大内記田原康富日記に、文安五年八月朔日尾花蒨の事、その由来何なるや自然見及ぶかのよし問しめ給ふ、未だ見及ばず、その子細を知らず候よし返答し奉る云々、海人蒨芥に、八月朔小花蒨、内裏御洞以下令用給、長樂云々、彼時調注湯黒燒を蒨に入合也と見えたり(年中行事故實考)

ヲハツ

ヲバナ

ヲノリ

リ、醫學館にて本草學を講ず、因て三十人扶持を給ふ、時に年七十、平生醫學館に出づるの外門を出でず、また人と交らず、只六疊の一室に留りて讀書抄録するのみ、人となり沈黙寡言なれども、一度物産のことを問ふものあらば、詳々として教へて俸ます、甚だ徳厚なりしといへり、文化七年正月歿す、年八十二、蘭國花葉、本草綱目啓蒙等(徳川太平記、五月蘭草傳)



少知海

ヲノリウ

小野流 眞言宗の一派、聖寶を流祖と爲す、蓋し聖寶五世の法孫仁海が、聖寶を祖述して始むる流派なり、仁海、山城國小野曼茶羅を閉きて、之に住せるがゆゑに、地名を取りて派名と爲す、後ち三寶院流、理院流、金剛王院流、勤修寺流、隨心院流、安祥寺流の六流に分る、之を小野の六流と稱す、シンゴンシユウ、ニシカイ、を著す、○聖寶一親賢一淨祐一元果一仁海一成尊一義範(隆福流)一勝覺一定海(三寶院流)一龍覺一賢覺(理院流)一聖賢(金剛院流)一寛信(勤修寺流)一宗意(安祥寺流)一増後(隨心院流)

ヲバウズ

御坊主 坊主(バウズ)を見よ。

ヲハシタ

御半下 御末に同じ、オスエシを見よ。

ヲバタ

小幡 蘭國北甘樂郡小幡村

ヲハナシシユウ

御話衆 安西兵(アソウイシユウ)を見よ。

ヲハマコトシ

御濱御殿 濱御殿(ハマゴトシ)を見よ。

ヲバマジヤウ

小濱城 蘭國若狹國遠敷郡小濱町(小濱)創建の年詳かならず、慶長中京極高次此地に城を築き、濱城と號す、世に之を小濱城と稱す、是より先、小濱は武田元光より淺野長政、木下勝俊等數世治城と爲す、故に舊に從て小濱城と稱せし者か、高次未だ天守を築まずして逝く、



小濱城

ヲハリガマ

尾張家 尾張國にて尾張を製する(尾張)其始り詳かならず、弘仁六年尾張國山田郡(後ち春日井郡と改む)の人、造薬養生三家、人部、乙磨等三人家器を傳習して業成る、朝

ヲハナ

ヲハリ

ヲバタ

蘭國武藏七蕨の兒玉黨に小幡氏あり、此地に住す、天正の頃小幡氏自立する能はず、國味城に移り、小田原の屬城となる、天正十八年徳川氏關東に封ぜらる、や、奥平信昌此地に封ぜらる、慶長七年水野忠清、此地を領す、元和元年七月徳川信直二萬石にて之に治す、明和四年八月松平忠恒封ぜられてより陣屋を置き、代々此を領す、明治維新に至る(上野國誌、徳川加除封録、明治政覽)

ヲバタガケカウ

小幡學校 舊小幡藩の學校、蘭國上野國北甘樂郡小幡久保町(蘭國)寛政三年藩主松平支藩頭の創設に於ける、爾後致て變ることなく、明治五年群馬縣の置かる、や之を蘭國に引渡せり(日本教育史資料)

ヲバタカケノリ

小幡景憲 後藤坊字孫七郎、後ち御兵衛と改む、蘭國蘭島(三子)蘭國坊にして徳川家康に仕へ、井伊直政と共に、秀忠の遊伴を命ぜらる、十歳の時始めて武を講じ、兵を修するの志あり、文祿四年髪を剃り僧となりて出奔し、武事を甲斐武田氏の遺臣等に習し、蘭島を極め、自稱して武田流兵學といふ、前田利常其名聲を聞き、召して之を養す、慶長五年石田三成等家康を圍らんとし、大敗伏見の間難獲するや、常に家康の臨前を侍衛して護衛す、後ち伴りて大野治長の相に應じて大坂城中



押花(景憲)

ヲハリ

尾張家 尾張國にて尾張を製する(尾張)其始り詳かならず、弘仁六年尾張國山田郡(後ち春日井郡と改む)の人、造薬養生三家、人部、乙磨等三人家器を傳習して業成る、朝

ヲハリケンジ

尾張源氏 美濃源氏の一族の尾張に居するものいふ、コミンケンシを見よ。

ヲハリタ

小聖田(小治田) 大和國高市郡に在り、飛鳥の異名同地なり、飛鳥國本宮、小治田岡本宮の名あり、日本書紀に、安閑天皇、小聖田屯倉、與毎國田部、給賜紀勢手鏡、又欽明天皇の條に、蘇我稻目宿禰、小聖田家、安置佛像云々、など見えたり。

ヲハリタトユラテラ

小聖田豊浦寺 豊浦寺(トユラテラ)を見よ。

ヲハリタテラ

小聖田寺 豊浦寺(トユラテラ)を見よ。

ヲハリタノマヒ

小聖田舞 舞樂の一種、推古天皇小聖田宮の朝に、製する所の樂なるが故に、

ヲハリ

ヲハリ

ヲハツ

ヲバナ

ヲハナ

ヲハリ

ヲハリ

ヲハリ

此名ありしか詳ならず。天武天皇紀十二年正月丙午、雲、小墾田及高麗、百濟、新羅三國歸降。諸中、云々に見たり。其後、亡佚して傳はらず(書紀、日本紀)。

**ヲハリタノミヤ** 小墾田宮 推古天皇の皇居。關西大和國高市郡土村より稻田坂田二村の邊に在る。推古天皇即位十一年十月四日、此地に都し。二十七年にして遷む。皇極天皇即位元年十二月、假に此に都す。僅に一年、飛鳥板蓋宮に遷る。齊明天皇元年十月、小墾田に於て宮閣を造らんとせしむ。粉飾する者多く、遂に止む(書紀、首府沿革)。

**ヲハリチユウシヤウ** 尾張中將 徳川義直(トクガハヨシナカ)を見よ。

**ヲハリノケニ** 尾張國 關西、東は三河、西は美濃、西南は伊勢、南は海に至る。東西凡八里南北凡九里、東海道の關門。關東地勢平野にして高嶽なく木曾川其西北を繞り、瀬瀨の利有りと雖も汎濫の患なき能はず、東方一帯美濃諸峰の餘脈を受け、岡阜起伏して南海に突出す。土質膏沃米穀豐美、知多一郡最も富饒と稱す。關門又小治田と稱す。大明命の裔、此地に繁衍し、各尾張氏と稱し國造となる。分國の初より入郡を管す。古へ國府を中島郡に置(今國府宮村是なり)。鎌倉幕府の初、大屋安實守護の事を行ふ。室町時代土成頼康子康行、兩氏相繼いで守護となる。應永中新渡義重之に代り子孫に傳へ、世々京郡に在り將軍の管領となり、其臣繼田氏を以て守護代となす。五世義敬同族義隆と稱を争ひ、義敬越前に奔り、文明の末義隆京を去り、來りて清洲城に居る。曾孫義統に至り成柄下に移り、天文の末末臣繼田信友に就せらる。信友の同族信長兵を起して信友を誅し、義統の遺孤義隆を清洲に奉じ、代て國事を管す(義隆後信長を誅かんことを願ふ、信長怒て之を逐)。

ヲハリ

ふじ並に於て信長勢日盛に遂に美濃を取り、岐阜に徙り、是利義朝を京師に納れ、京畿内外二十餘國を併せ、是利氏に代て兵權を掌る。天正十年(一六二二)に渡り、豐臣秀吉を定め其藩籬を分ち、信長の子信雄伊勢より清洲に移り水尾を領す。十八年秀吉其封を奪ひ之を那須に譲り、義子秀次を封す。文祿四年秀次罪有て自殺す。秀吉福島正則を清洲に封す。慶長五年徳川氏正則を安藝に徙し、第四子忠吉を封す。嗣なし、其弟義直代て封を受け清洲に鎮す。十五年名古屋に城之に遷り、子孫封を襲ぐ。忠吉の藩に就く平岩親吉に大山を賜ひ之が相とす。嗣なく封除し、成瀬正成之に代て義直に相とし職を世々にす。明治維新大山を以て(成瀬正成)直に藩屏に列す。既に於て皆無となし、尋で稻置縣(即ち大山)を廢して名古屋縣に併せ、改稱して愛智と云ふ(關西古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ)地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)。

六國史	式部	善	古	(關)郡名考	明治沿革
	抄名	拾芥	元	保	新編
			集	地	制
			愛	智	愛
			愛	智	愛
吾流市					
		愛	智	愛	愛
		愛	智	愛	愛
		愛	智	愛	愛
		愛	智	愛	愛
阿智知					
		愛	智	愛	愛
		愛	智	愛	愛
		愛	智	愛	愛
		愛	智	愛	愛

	羽	丹羽	同	同
	栗	栗	同	同
	中	同	同	同
	海	同	同	同
	海	同	同	同
	海	同	同	同
	海	同	同	同

**ヲハリ** 書箱等を入り背に負ふ様に造りたる箱をいふ。頁の表、また「フミ」もと謂す。山伏等當に之を携へ、書箱衣服其他雜物を入る。に及びたり(〇條名抄に、唐風云、友員)。

**ヲハリ** 書箱也。風土記云、學士所、以眞書、狀如冠帽(面)等。旅行孤書具、者也。高野山聖方僧常負、安南國修行、荷箱物、行販之、以充糧用。一種修行者、負、安南山、謂之山伏。安南、高野、安、見たり。

**ヲハリ** 帶、關西佩の義にて、オアといふ。關西が名詞となりたるなり(ハ、關西古事記、伊井野尊身佩の條に、次於、投、帶、所、成、形、也、遺、長、乳、帶、とあるを以て初見とす、其製詳ならず、されど、一、周、り、の、長、さ、な、る、細、く、紐、に、す、さ、さ、る、が、如、し、後、ち、唐、制、を、模、して、後、東、の、行、は、る、や、始、めて、石、帶、(イノオビ)と稱あり。室町時代には、男子は、廣、く、二、寸、ばかりあるを、左右を論ぜず、一方の脇にて、片、膝、に、結、び、た、り、と、雖、も、前、に、て、結、ぶ、を、正、式、と、す、古、く、は、一、幅、の、六、つ、割、を、用、ひ、し、が、是、利、義、政、將、軍、の、時、より、八、割、と、す、されど、この制も行はれずして、その幅益々廣くなり、遂に四つ割とまでなるにいたり、其は

オヒカ

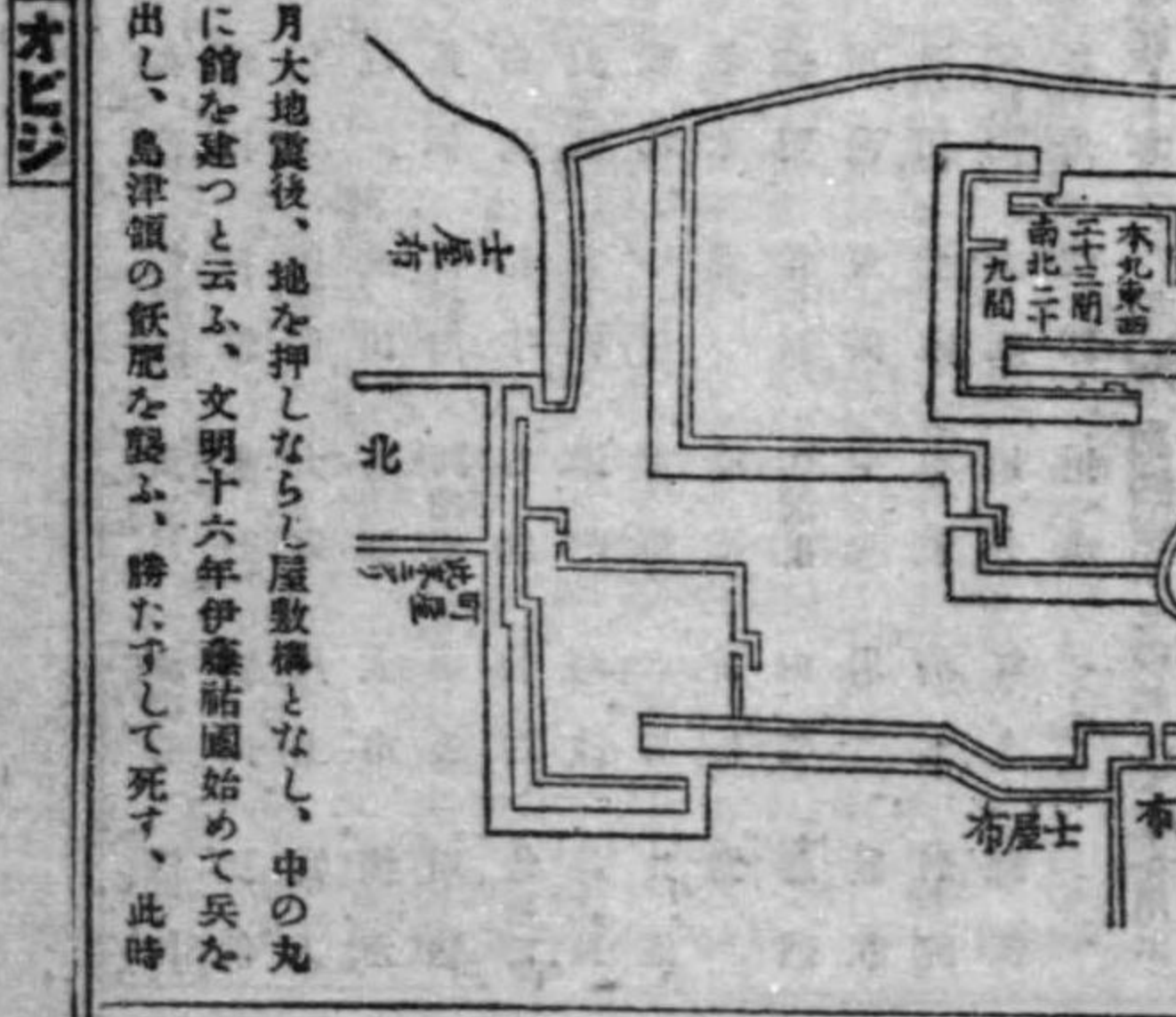
生類の帯を用ふ。紐帯は古名帯也と稱して、男女共に用ひざるにあらざれども、都々風なりとして、上流にはこれを思ひたり。江戸時代に至りては、その廣狹厚を變じると雖も、畢竟するに廣帯となりて、女子の七八寸となり、織地は、男帯は、琥珀、みよし、博多、薩摩、丹後、小倉等、女帯は、金襴、天童、越前子、純子、織子、毛織、小柳、琥珀、博多、薩摩、小石、市の屋敷行はれ、男子の結びには、武士結ひ、貝の口、まきつけ、猫ちやらし等あり。男女は殊に巧敏なりき、庶人の婦妻は前結び問々行はれたれど、唯の場には皆後結びとし、武門にありては悉く後結びとせり。結び機は、文庫くつし、おかた結び、千鳥結び、よしな結び、踏者結び、吉結び、島原結び、吉鯛結び等あり。結ぶ大小異なるのみ、廣く行はれは成丁の婦女には太鼓結び、少女にはだらり結び、やの字結び等なりき(倭製美、藤岡氏日本風俗史)。

**オヒカヘリ** 生飯 太刀の名所、又折金とも云ふ。後には角逆角帶留とも云ふ。カタナシと稱す。皇孫常の御服にて、御密を引かる。故に此名あり。古くは御下げ直衣とし云へり。臣家は着用すること能はず(關西其制冬は表白く、夏は紫の單絹にて小袢の袂を附し、夏は薄物、花田染となし、三重の紋を附す。着用の際、下襲、半臂、御衣、御袴等の如し、裝束抄に五節の時御引直衣を召さるれば、赤袴を着御とあり。但し常儀にあらざらるり裝束抄、裝束拾要抄、故實拾要)。

**オヒコメ** 追籠 御ある者を、家に籠居せしむるをいふ。江戸時代の押込に同じ〇染花物語、みはてのゆめの條に、有國を、つかさくらぬもとらせたまひて、おひこめさせたまひてし云々(嘉吉記)

に、角て將軍の御儀の中に入り、金吾御通治はやんで但馬國に在りて上洛すべからず、織子教養を殘して京都の警衛すべしと被仰出、金吾は但馬へ下りけり。赤松彦次郎は、金吾が追籠められしを悦び、播州へ下向し國人を語らひ、きつて取らんとす。支度也、大友興成記に、昨日も小悪徒二人、さしたる緩急もなきに、御氣色にちがひ追込おかせらるる云々など見えたり。

**オビシヤウ** 飲肥城 關西日向國那珂郡飯尾村の西國關西國造の年詳かならず、初め松尾丸、中の丸、今城の三に分たる。貞享元年十一



オビス

月大地震後、地を押しならし屋敷構となし、中の丸に館を建つと云ふ、文明十六年伊藤祐國始めて兵を出し、島津領の低肥を襲ふ、降たすして死す、此時

**オビス** 負征矢 履にさす征矢を云ふ。眞丈雜記に、的出張記に云く、うつばをばつくと申すべし、おふとは不申候云々、履はおふと云ひ、うつばは付くると云ふ、うつばにも征矢をさす故、それによきれぬ爲に、履にさすなればおひそやと云ふなり、書札雜々聞書に、征矢にはかりましたはさかぬなり、おひそやの事なり云々、履にかりましたはさかぬ、おひそやと云ふなり、其時はかりましたはさかぬ、おひそやと云ふなり、おひそやと云ふなり、







オホウ

オホウイシヨシカネ

神祇を得たる、大抵かゝの如し、晩年耳を愛ひて聾となり、また癩疔を蒙り、天保四年四月十四日歿す、名古屋大須の眞彌寺に葬る(淨世畫人傳)

オホウイシヨシヲ

助と稱す、法名忠誠院空淨居士、關西は藤原、秀郷の後裔、喜吉の亂結城に在りて戰死す、其次子久朝近江國栗太郡大石莊某の子となる、依て氏とす、曾祖其孫始めて淺野長重に仕ふ、父を其昭といふ、早く死す、其雄年十五、後を繼ぐ、關西赤穂四十七義士の領袖、淺野氏の國老千五百石を食む、元祿十四年三月淺野長矩不敬の罪により、死を賜ひ、



國除せらるゝや、群臣城中に會し棧事を謀す、衆議決せず、其雄遂に同志の士四十七人を得、自ら京都山科の里に隱遁し、名を池田久右衛門と改め、時懷を窺ふ、十五年十二月十四日長岡志と共に、吉良義央の邸を襲ひて替を撰す(アカハギシノフクシユウシ參看)幕府命じて細川綱利の邸に幽す、明年二月四日死を賜ふ、年四十五、高給泉岳寺舊主の墓側に移す、性寛仁大度沈毅にして事に離解せず、人皆稱し稱す、伊藤仁齋に就きて經史を學び、山鹿素行に兵法を習ふ、又書畫を好み、雪舟の筆風にして尤も氣韻あり、今參考の爲めに采圖を左に示す(赤穂四十七義士傳、赤穂藩集)

○某 久朝 朝重 重國 朝良 真信 真勝 真欽 真昭 真雄 真金 大石良金

オホウ

稱主哉、垣見左内と號す、法名上樹嶺信士、關西大石良雄の嫡子、關西赤穂四十七義士の一人、義矩の自盡し、國除かるゝや、父に従ひて城を守る事と數日後復讐の謀熟するに及び、母と共に京都山科に隠る、元祿十五年十二月十四日父に従ひ、同志と共に吉良義央の邸を襲うて先君の替を撰す、尋で松山藩邸に幽せられ、明年二月四日切腹を命ぜり、年十六(赤穂藩集、赤穂義人傳)

オホウイスケ 大輔、「オホウイ」を見よ、にて鶴道の金貨、表に大銀の極印あるを以て名づく、關西五文、金位上、製作精美、金色古雅關西書體に主馬盛久の所造なりと、されど諸本抄に云、平家物語一部の内盛久と云事なし、主馬判官盛國が事が云々然れば盛久の造と云ふものは杜撰の風説なり(金銀圖説)

オホウイツキ 大一揆、室町幕府の時、本願寺光教の家司下間頼秀、加賀に赴き門徒を聚めて起したる一揆の名、「イツキ」參看

オホイトノシルスツカサ 大外記、「サ」を見よ、オホイノスケ 大介、「オホウ」を見よ、オホ井ノミヤ 大井宮、「オホウ」を見よ、オホイマウチキ 大臣、「オホウ」を見よ、オホイマウチシカネ 大臣、「オホウ」を見よ、

オホウ

の御前に候ふ公と云ふ意、古今集に、東三條の左のおほいまちみと見えたり、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノオホイマウチキ 太政大臣、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノオホマヘツキ 太政大臣、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノツカサ 太政官、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、

オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、

オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、

オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、オホイマツリゴトノヒト 大丞、「オホウ」を見よ、

オホウ

オホウツチウチ 大内氏、姓は多々其、其先は百濟國麻栗太子より出づ、太子推古天皇十九年、百濟舟に乘じて周防國多々良岸に着す、其子、正恒始めて姓多々良を賜ひ、周防大内卿を食み、千孫世々居住す、依て大内氏と稱す、或は云ふ太子姓多々良を授け、正恒大内にて妙見供を修し、功を以て大内の稱號及び周防國三郡を賜ふと、世々大内氏と稱す、弘世の代、延文三年長門守藤原東隆河守義武を討平し、尋で長門石見を併せ、山口に館を築く、子義弘翌前執務周防石見長門等の守護となる、稱世の時大塚大軍となる、義弘に至り、永正五年六月足利將軍義隆を奉じて入洛し、管領となり、勢尤も強盛なり、其子義隆其臣陶時敏の爲めに弑せられ大内氏亡ぶ、其族

に山口、周右田、周田等あり(大内系圖、長祿系圖) ○味原大寺 正恒 藤原 宗範 流村 保盛 弘盛 眞長 眞盛 隆房 弘盛 満盛 弘成 弘貞 弘家 電弘 弘孝 弘世 弘義 持世 教弘 政弘 義興 義隆

由山、周右田、周田等あり(大内系圖、長祿系圖) ○味原大寺 正恒 藤原 宗範 流村 保盛 弘盛 眞長 眞盛 隆房 弘盛 満盛 弘成 弘貞 弘家 電弘 弘孝 弘世 弘義 持世 教弘 政弘 義興 義隆

オホウ

大柱 柱の一種、ゆきたけを大柱に仕立てる柱、小柱に對して云ふ、和抄に大柱の事小柱に對して大柱と稱す、衣と結別の物なり、衣よりは丈長、其色不定、繪物もしは繪なり、色は具衣と

オホウ

大納言 オホイモノマウスノツカサ、「オホウ」を見よ、オホウツチウチ 大内氏、「オホウ」を見よ、オホウツチウチ 大内氏、「オホウ」を見よ、

オホウ

叔父成見代りて家を繼ぐ、長ずるに及び、四國の守... 從四位上に叙す、永享四年始めて山田に入部す、嘉...

オホウチヤカウバン

大内夜行番 武家の職名、夜毎に禁内を巡行して、非常を警むる...

オホウチヤマ

大内山 大内理の別稱、大内山は山城國葛野郡御室の北嶺を云ふ、宇多天皇皇宮...

オホウチヤマノミササキ

大内山陵 宇多天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字多野宇...

オホウ

しく歸る事、山塊記に見えたり、先城東四十七間八...

オホウチヨシオキ

大内義興 字は龜壽丸、法名凌雲院傑叟秀勝、關西の二子...



(押花興義)

と爲す、夷人稱して八幡船といふ、三月義興の奏請...

オホウマ

大馬 四尺五寸以上の馬を云ふ、平家物語に、熊谷平山が乗つたる馬は、飼に飼たる大...

オホウマシ

大馬印 馬印の大なるを云ふ、ウマシシを見よ。

オホエウチ

大枝氏 神別、姓は朝臣、右京に實す、天徳日命の裔、大保度命より出づ、桓武天皇...

オホエウチ

大江氏 姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に連じて孕...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホエノオト

大江音人 京の人、備中介水主の子、關原原長善に學び、博...

オホウ

時賢毛利元就等之を誦む、義隆聞かず、十七年從二位...



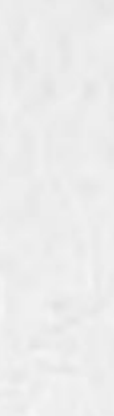
(押花義弘)

大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論...



(押花義弘)

大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論...



(押花義弘)

大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論...



(押花義弘)

大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論...

時賢毛利元就等之を誦む、義隆聞かず、十七年從二位...



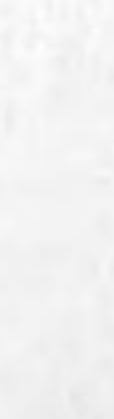
(押花義弘)

大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論...



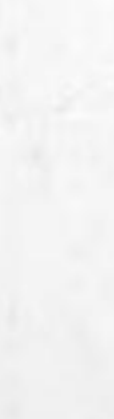
(押花義弘)

大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論...



(押花義弘)

大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論...



(押花義弘)

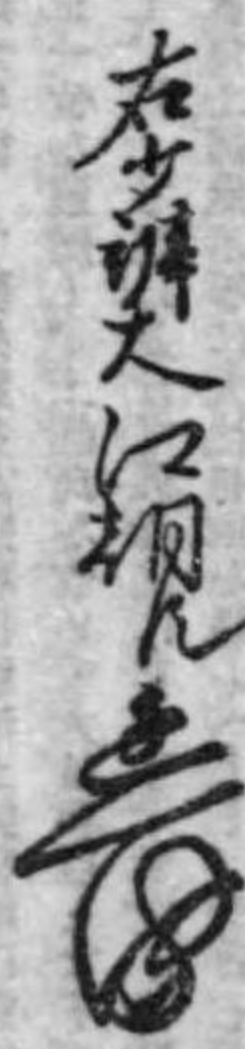
大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論...

オホエ

に叙す、元慶元年薨す、年六十七、關西私記三卷、詳略要覽四十卷、菅原是善と共に撰定したる貞觀格式等に於て其上表及び序は菅原の作也(大日本史)
オホエノセキ 大江關(大枝) 丹波國と山城國との界に在り、天武天皇白鳳八年、始めて設く、五國の一といふ(書紀、書紀通證)

オホエノヒロモト

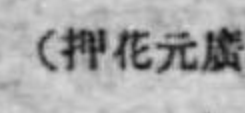
大江廣元 關西私記 聖して覺阿と號す、關西中納言匡房の曾孫式部大輔惟光の子、幼にして中原廣季に養はる、後本姓に復す、關西廣元文典に涉りて醫略あり、源朝朝兵を起すや、往て關西、壽永中公文所別當となる、文治元年十一月、賴朝、行家、義經、連綿を名とし守護地頭を置く、實に廣元の謀に出づ、賴朝因て肥後山本莊を賜ふ、建久元年賴朝政府を置くや其別當となり、尋で從五位下に叙し、明法博士、左衛門大尉、檢非違使となる、三年三官を辭す、薨すも、して亦兵庫頭に任ず、賴朝の薨後夫人北條政子に重親せられ、細大諸詢に預る、時政の比金能員を誅するや、又廣元の謀によりといへり、和親義隆の時を攻むる、廣元將士を率じて之を法華堂に遣ひ、北條義時と協力して將士を獎勵し、遂に義隆を誅す、尋で正四位下に叙し、陸奥守に任ず、後鳥羽上皇の時を討つや、北條氏の爲めに三善康信と鎌倉にありて軍國の事を統理す、故を以て北條氏に重親せらる、嘉祿元年六月十日卒す、年七十八、或は云八十三(系圖、大日本史)



右大臣大納言

オホエノマサヒラ

大江匡衡 關西私記 光の子、關西七代書を讀み、九歳詩を賦す、學を祖維時を受け、長するに及び博洽多才、當時能く及ぶものなし、尤も和歌を能くす、天延中文章得業生に擧げられ、秀才に補す、天元二年對策、尋で右衛門權尉に叙し、檢非違使と爲り、累歴して東宮學士、式部權大輔と爲り、長和元年卒す、年六十一(關西私記、東部大日本史)



(押花元廣)

オホエノマサフサ

大江匡房 關西私記 帥と稱す、關西大江匡衡の曾孫、成衡の子、關西私記、四歳にしてはじめて書を讀み、八歳にして史漢に通じ、十一歳にして詩を作る、世稱して神童と爲す、長じて文章得業生に補せられ、對策して及第し、式部少丞と爲る、後三條天皇位に即くに及び藏人に補し、尋で左衛門權佐に任ず、寛治年間參議となり、嘉保元年權中納言に轉じ、承保元年太宰權帥を兼ね正二位に進み、嘉承中納言をやめて再び權帥と爲る、足疾を以て任に赴かず、遂に府將を再び權帥と爲る、天永二年大藏卿を兼ね、同年十一月五日病を以て薨す、即ち薨す、年七十一、匡房和歌に巧みにしてまた詩文を能くし、才藻、詞、一時名譽著く之を稱す、世に藤原伊房、藤原爲房と並び稱して三房といふ(關西私記、東部大日本史)

オホエノモトキ

大江以言 關西私記 淵の孫、大隅守仲宣の子、初め弓削の姓を留し、後

オホオク

大輿 又軍に與ともいへり、江戶時代將軍家、諸侯及び旗本等、即ち貴族の家にて妻妾の居間を稱して、表に對しての稱、總て鏡口を設けて表と奥との間の境とし、奥へ男子一切を入れず、將軍家の大輿は江戶城中の一區域にて西南の方に在り、御臺所の居所、且つ將軍の休息所と爲し、婦女のみ之に仕ふ、江戶城の大輿は、江戶城(エドジャウ)の捕給大輿の部を見よ(千代田城大輿)

オホオキ

大輿 又軍に與ともいへり、江戶時代將軍家、諸侯及び旗本等、即ち貴族の家にて妻妾の居間を稱して、表に對しての稱、總て鏡口を設けて表と奥との間の境とし、奥へ男子一切を入れず、將軍家の大輿は江戶城中の一區域にて西南の方に在り、御臺所の居所、且つ將軍の休息所と爲し、婦女のみ之に仕ふ、江戶城の大輿は、江戶城(エドジャウ)の捕給大輿の部を見よ(千代田城大輿)

オホカ

本姓に復す、關西少にして樂を藤原爲房に學び、寛弘中文章博士に任ぜられ、式部權大輔を兼ね、後三位に至る、寛弘七年卒す、年五十六、以言詩文を能くし、其雄文麗句世に傳ふるもの多し、當時紀實者、及び從廷匡衡と並び稱せらる、大江匡房近世の才子と論じて曰く、權佐に及ばず、順は以言と度滋保胤とに及ばず、世に重んぜられしこと以て知るべし(大日本史)

オホカウチ

大河内氏(參河吉田) 姓

オホカ

二十石を分給す、寛永二年采地米印を賜ふ、後ち大番となり二百石加給、又頼朝に進み五百石を賜ふ、其孫忠相密合より累進して御頭頭領御使御目付を経て、正徳二年正月山田奉行となる、三年從五位下能登守となる、享保元年二月御普請奉行に移り、二年二月江戶町奉行に進み越前守と改む、十年九月武藏比企、掃部、上總市原郡等二千石を賜ふ、元文元年寺社奉行となる、上野下野等の地二千石を賜ひ、萬石以上の格となる、同年十二月版圖末席に候す、寛延元年閏十月奏者番となり寺社奉行を兼務し、三河國室飯、濃美、額田三郡の内を四千八十石加給し一萬石を領す、同國西大平に居す、寶曆元年堀に依て兩職を辭すと雖も、寺社奏者番は舊の如く台命あり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

オホカ

大輿 又軍に與ともいへり、江戶時代將軍家、諸侯及び旗本等、即ち貴族の家にて妻妾の居間を稱して、表に對しての稱、總て鏡口を設けて表と奥との間の境とし、奥へ男子一切を入れず、將軍家の大輿は江戶城中の一區域にて西南の方に在り、御臺所の居所、且つ將軍の休息所と爲し、婦女のみ之に仕ふ、江戶城の大輿は、江戶城(エドジャウ)の捕給大輿の部を見よ(千代田城大輿)

オホカ

本姓に復す、關西少にして樂を藤原爲房に學び、寛弘中文章博士に任ぜられ、式部權大輔を兼ね、後三位に至る、寛弘七年卒す、年五十六、以言詩文を能くし、其雄文麗句世に傳ふるもの多し、當時紀實者、及び從廷匡衡と並び稱せらる、大江匡房近世の才子と論じて曰く、權佐に及ばず、順は以言と度滋保胤とに及ばず、世に重んぜられしこと以て知るべし(大日本史)

オホカ

大河内氏(參河吉田) 姓

オホカ

大河内氏(參河吉田) 姓

大河内氏(上野高崎) 信綱の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月應永千

○正綱 正信 正久 正貞 正温 正升 正路 正敬 正義 正和 正實 正敏

オホカウチウチ

大河内氏(上野高崎) 信綱の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月應永千

○信興 信貞 信規 信高 信和 信承 信徳 信充 信隆

大河内氏(上野高崎) 信綱の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月應永千

○正綱 正信 正久 正貞 正温 正升 正路 正敬 正義 正和 正實 正敏

オホカウチガマ

大河内氏(上野高崎) 信綱の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月應永千

○信興 信貞 信規 信高 信和 信承 信徳 信充 信隆

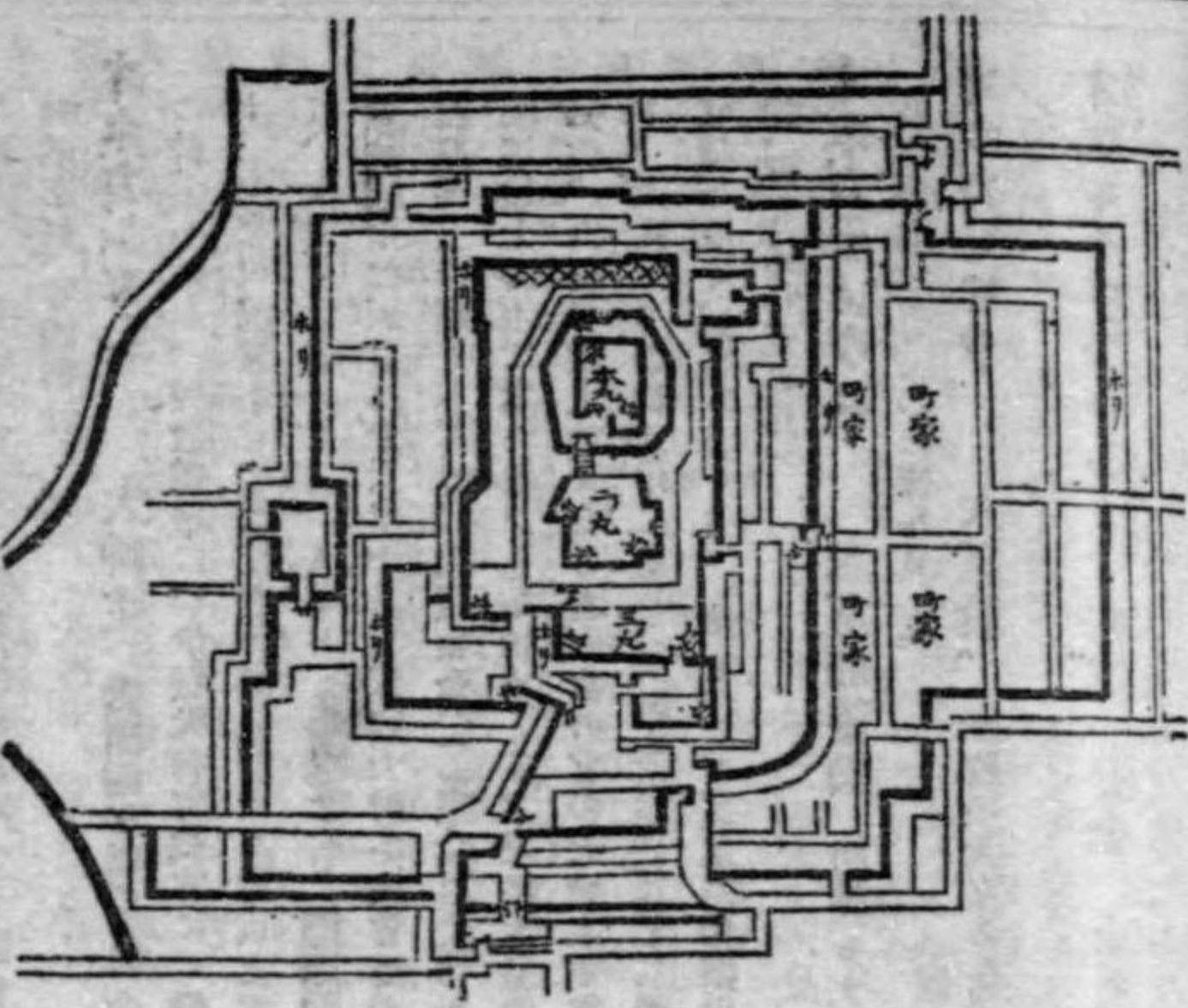
大河内氏(上野高崎) 信綱の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月應永千

○正綱 正信 正久 正貞 正温 正升 正路 正敬 正義 正和 正實 正敏

オホカウチヤウ

大河内氏(上野高崎) 信綱の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月應永千

○信興 信貞 信規 信高 信和 信承 信徳 信充 信隆



オホカサ 蓋(大笠) 蓋(キヨカサ)を見よ、オホカシハデノツカサ 大膳職 ヲダイヒ

オホカサガウチ

大春日氏 皇別、姓は朝臣、左京に貫す、又春日朝臣、春日臣、春日倉首、春日

○尾張第二ノ宮と云ふ、尾張國津島郡の祖大荒田命を祀る、大荒田命は日本武尊三世孫なり、開國仁明天皇承和十四年十一月從五位下を授け、文德天皇仁壽元年十一月官社に列り、清和天皇貞觀元年二月從

仁明天皇の時、越前丹生郡の人、大野朝臣春日部連等に春日臣を賜ひ、邊籍を除き、左京に貫す、文德天皇の時、藤原大學博士となり、大春日朝臣を賜ふ(氏族志)

○尾張第二ノ宮と云ふ、尾張國津島郡の祖大荒田命を祀る、大荒田命は日本武尊三世孫なり、開國仁明天皇承和十四年十一月從五位下を授け、文德天皇仁壽元年十一月官社に列り、清和天皇貞觀元年二月從

オホカタノ

大方便 室町時代將軍の寶母を云ふ、文明日々記に、大方便と云ふこと見えたり(貞丈雜記)

○尾張第二ノ宮と云ふ、尾張國津島郡の祖大荒田命を祀る、大荒田命は日本武尊三世孫なり、開國仁明天皇承和十四年十一月從五位下を授け、文德天皇仁壽元年十一月官社に列り、清和天皇貞觀元年二月從

大垣城 美濃國安八郡大垣町、天文四年足利義昭將軍の時、宮川安定命を奉じ始めて城を此地に築き、十餘年此地に居住すと云ふ、もと牛屋村の地にて、水丸の構へ築かりし故、城の北方より牛屋川の流を要害とし、大橋を渡し郭を廣くしたるより、大垣の城と名づくといふ、其後織田播磨守(天文十三年より十七年まで)、竹越重吉入道道隆(天文十七年より永祿二年まで)、氏家直元(永祿三年より十年まで)、久松定綱(寛永十年より十一年まで)等相尋で城主となり、寛永十一年十一月に至り、戸田氏綱十萬石に封せられ、より代々相繼ぎ明治維新に至る(新撰美濃國誌、主圖合誌記、明治政覽)

○尾張第二ノ宮と云ふ、尾張國津島郡の祖大荒田命を祀る、大荒田命は日本武尊三世孫なり、開國仁明天皇承和十四年十一月從五位下を授け、文德天皇仁壽元年十一月官社に列り、清和天皇貞觀元年二月從

オホカタノ

大帷 汗を取る爲めに用ふる帷を云ふ、故に汗取の帷子とも云ふ、通常、春冬は、白布、夏は紅の布を用ふ、老人は香染を用ふ、形は單に似て、袖小く、且つ短し、中古は厚ら夏のみ用ひて、單の下に着せしが、後世衣紋を強く持たす爲めに、春夏秋冬共に用ふ、又單和服を略して、此帷子に單と下履の襪を付け、又は單に單の襪を縫ひ付けて用ひらる、衣紋最重調に、大帷(冬白夏赤水帷)下履(木履冬下履、夏は大帷子を被着也、襪を袴袴の中へ入て、其袴の右の腰を左の脇より後へおき、右の脇、少前の方にて片鉤に結び、餘を股立の中へ入るなり、是前衣、文師の役なり、或冬と雖も大帷子を被、用事頗略儀なれども、しく知、此單の袖の下履のあり

○尾張第二ノ宮と云ふ、尾張國津島郡の祖大荒田命を祀る、大荒田命は日本武尊三世孫なり、開國仁明天皇承和十四年十一月從五位下を授け、文德天皇仁壽元年十一月官社に列り、清和天皇貞觀元年二月從



○尾張第二ノ宮と云ふ、尾張國津島郡の祖大荒田命を祀る、大荒田命は日本武尊三世孫なり、開國仁明天皇承和十四年十一月從五位下を授け、文德天皇仁壽元年十一月官社に列り、清和天皇貞觀元年二月從

オホカ

八間と見え、又御門四間瑞垣御門、番垣御門、玉串御門、玉垣御門、内玉垣御門、外玉垣御門、板垣御門等と見えたり(古事記傳)

オホカミヤマノジシヤ

大神山神社 伯耆國會見郡尾高村大山の大神谷(二宮明神、大山神、又大明神ともいふ)國國大國主神(即大己貴命)皇孫國國創建の年代詳かならず、仁明天皇承和四年二月從五位下を授け奉り、文德天皇齊衡三年八月正五位下に進め、清和天皇貞觀九年四月正五位上を加ふ、白河天皇承暦四年六月御下、大神山神の神事を檢ぜらるるを以て、使を遣はして社中に申越を科す、明治四年五月國幣小社に列す、毎年四月二十日祭を行ふ(三代實錄、延喜式、三才圖會、神祇志料、官國幣社一覽)

オホカミヤウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホカミヤウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキ

に、大と木の字あるもの二つを印す、縦六分五厘、横三分五厘強、重九分弱(大日本貨幣史)

オホキオトド

大臣 「オホキオトド」を見え、

オホキオホイキヤノツカサ

太皇太后宮職 「オホキオホイキヤノツカサ」を見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣 大い前つ君の音價なり、「オホキオホイマウチギミ」と見え、

オホキ

大分郡 開闢後豐後國肥後國上代領田と稱す、昔紀實行天皇十二年冬十月、到領田、其地形廣大亦廣、因名領田、也とあり、神八井耳命の子孫此地に居す、和名抄にオホキと訓む、河南、植田(ウエタ)津守(ツモリ)在(エタマ)列太、跡部(アトベ)武藏(ムサシ)登(ノボリ)笠(カサ)神前(カマサキ)等の領あり、正保圖大方に作り、元龜圖大方に復し、後之に仍る、天保郷村(タカヤシ)と訓す(舊名異同一覽、國郡沿革考)

オホキタノコホリ

大分郡 開闢後豐後國肥後國上代領田と稱す、昔紀實行天皇十二年冬十月、到領田、其地形廣大亦廣、因名領田、也とあり、神八井耳命の子孫此地に居す、和名抄にオホキと訓む、河南、植田(ウエタ)津守(ツモリ)在(エタマ)列太、跡部(アトベ)武藏(ムサシ)登(ノボリ)笠(カサ)神前(カマサキ)等の領あり、正保圖大方に作り、元龜圖大方に復し、後之に仍る、天保郷村(タカヤシ)と訓す(舊名異同一覽、國郡沿革考)

オホキタノマンドコロ

大北政所 大政所(オホマンドコロ)北政所(キタノマンドコロ)と稱す(オホマンドコロ)大文人 四分官の主典の大なるを云ふ、「オホキ」を見え、

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキマチウチ

正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、四間寺の祖連季の曾孫公經の三男山陽實雄の男、瀧院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々梅官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらるる(尊卑分限、知藩拙記、華族譜)

オホキ

皇の尊厳を上らんと欲するありて、皆を幕府に傳へられしに、老中松平定信固く執りて不可とし之を拒む、蓋し將軍徳川家齊もまた生父一福清を西九に入れ、大御所の號を呈するの意あり、定信は之が爲め財政の膨脹を來し、延いて其紊亂を生ぜんことを恐れ、且つは幕府舊來の慣習に背くの故を以て、斷じて反對せざる所なりしかば、これと同性質たる太上天皇尊號のことに贊同せざりしなり、茲に於て幕府と朝廷との間頗る齟齬を缺くに至れるがゆゑ、定信は當時の武家修養たる公明と中山愛親との二人を江戸に召下したり、即ち寛政五年正月愛親は正使、公明は副使として下向し、屢々殿中に於て定信等と會見する處ありしが、三月七日に至り幕府より、尊號御内慮一件取計方不行届、并此度下向之上、御尋共有之慮、失禮段候儀、不束之取計、御役柄別不行届儀に思召しの故を以て通憲を命ぜられ、愛親は閉門を命ぜられたり、公明は於て同日二日東京に歸り、五月武家傳奏を免ぜらる、享和三年十一月出家、文化十年十月十三日薨す、時七十(正親町家譜、尊號起略)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキ

公明 實愛 公暲 正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキマチササウチ

正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公兵、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し候爵を授けらる(知藩拙記、華族譜)

オホキ

稱するに至れり、高見王、六孫王と稱するが如し、是を皇孫とも王孫とも稱す、令例にては、五世までを王となす、江戸時代に至り、將軍のこともなまひしが、主として外國に對する文書に此稱を用ひたり、六代將軍家宣の時、新井白石の議により、日本國王の稱に代へしが、紛議ありて、幾干もなくして又舊稱に復せり(命義解、有職小傳、折條樂の記)

オホキミノスガタ 大君姿 直衣姿を云ふ、儀訓要に、一説直衣に褌をかくるとしどけなき立立とも云ふべければ、それをさして大人の姿など云はんがごとくなるべしと云へり、

オホキミノタコ 正親大夫 正親司の伯の五位なるを云ふ、今昔物語に正親大夫の名見えたり、

オホキミノツカサ 正親司 又、オホキミノツカサと云ふ、唐名宗正寺監國宮内省の職官、親王諸王の名籍を掌る、宮内式にも、凡親王諸王名籍皆於正親司家記とあり(國體正一入正六位上、佑一人従七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位上、史生二人、使部十人、直丁一人國體文武天皇大寶元年、之を制定す、後世は五位の王氏専ら其長官に任ぜられ、他氏任ぜらるゝ事稀なり(命義解、後紀、延喜式、職原抄)

オホキミヤツコ 大領 郡領(ケンリヤウ)を見よ、

オホキミツカサ 正親司 又、オホキミノツカサを見よ、

オホキカワウラジ 大草香皇子

オホクサカノワラジ 大草香皇子

オホク

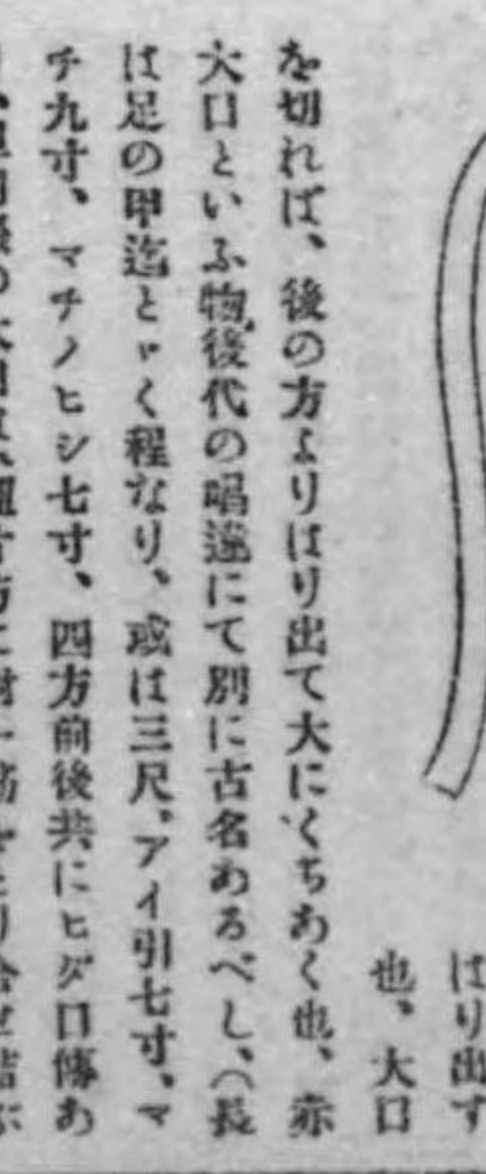
古事記に、大日下玉に作る、一名を波多咄大郎子といふ(國體正一仁德天皇の第五子、母は皇妃日向皇長鏡、御宇あり、備後皇女といふ、安閑天皇大泊瀬皇子(雄略天皇の妃に納れんことを欲し、根柢主をして意を傷めしむ、大草香皇子大に喜び、押水珠綬を奉りて信契となす、根柢主密に之を私し、伴りて皇子命を奉せんとす、天皇大に怒りて皇子を殺し、備後皇女をとりて大泊瀬皇子に配し、また自から大草香皇子の妃中御姫を納れて妃となす、王子を肩輪王といふ、母の故を以て免かれ、宮中に養はる、後ち天皇を父の仇なりとし、遂に弑逆を行ふ(大日本史)

オホクツク 大具足 強き弓矢を云ふ、具足とは射手具足として、射手の持つ道具にて弓矢を云ふなり(貞丈雑記)

オホクチ 大口 袴の一種、大口袴の時稱、束帯の時、表袴の下に着す、又直袴、水干の下にも着す、紅生、平細或は強帯を用ふ、又後世紅細袴を著す、其裏につけたるものを裏打の大口といふ、宿老の人は白強帯を着用する、古實なりと云ふ、貞観式に、紅生、大口、高袴あり、大口の名始て見ゆ、貞丈



を切れば、後の方よりはり出て大にくちあけ也、赤大口といふ物、後代の唱違にて別に古名あるべし、(長は足の甲迄と云く程なり、或は三尺、引し七寸、マチ九寸、マチノヒシ七寸、四方前後共にヒゲ口傳あり、但前後の大口は、細片方に附一筋をとり合せ結ぶ也、前は尋常の細好にして、後は大細好にして、是武家に用ふる所也、といひ、又新野問答に、元來大口は四布也、前ふとくおけて後糸はそき、細好にて候、仍



前張大口名目在候之と見え、又軍中に用ふる大口は、細好にて作り四幅也、丈は其人々の膝口迄と云くは

オホク

オホクニヌシノカミ 大國主神

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホク

オホク

オホク

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニヌシノカミ 大國主神 大國玉神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり(國體正一葦原尊の子孫は、いふ六世の孫なりと、いふ大執れか足なるを許かにせず(國體正一)居住して、頗に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、イノヅメノオホクシノカミ(古事記、書紀、出雲風土記)

オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

オホクボウチ

大久保氏(下野島山) 大久保忠世の弟忠為其子忠知寛永十年書院番頭に補せられ千四百石を食み、

オホクボウチ

大久保氏(相模武野山中) 忠朝の二子忠寛、元禄十一年駿河松永の壘田六千石を受け、寛永三年五千石、享保三年五千石を加賜せられ、

オホクボウチ

大久保氏 藩別、福賀四世の孫東人より出づ、姓に朝臣、宿禰、忌守等あり、

オホククワシヤウ

大藏省 大藏省 大藏省 大藏省 大藏省

オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

オホクボウチ

大久保氏(下野島山) 大久保忠世の弟忠為其子忠知寛永十年書院番頭に補せられ千四百石を食み、

オホクボウチ

大久保氏(相模武野山中) 忠朝の二子忠寛、元禄十一年駿河松永の壘田六千石を受け、

オホクボウチ

大久保氏 藩別、福賀四世の孫東人より出づ、姓に朝臣、宿禰、忌守等あり、

オホククワシヤウ

大藏省 大藏省 大藏省 大藏省 大藏省

オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

オホクボウチ

大久保氏(下野島山) 大久保忠世の弟忠為其子忠知寛永十年書院番頭に補せられ千四百石を食み、

オホクボウチ

大久保氏(相模武野山中) 忠朝の二子忠寛、元禄十一年駿河松永の壘田六千石を受け、

オホクボウチ

大久保氏 藩別、福賀四世の孫東人より出づ、姓に朝臣、宿禰、忌守等あり、

オホククワシヤウ

大藏省 大藏省 大藏省 大藏省 大藏省

オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

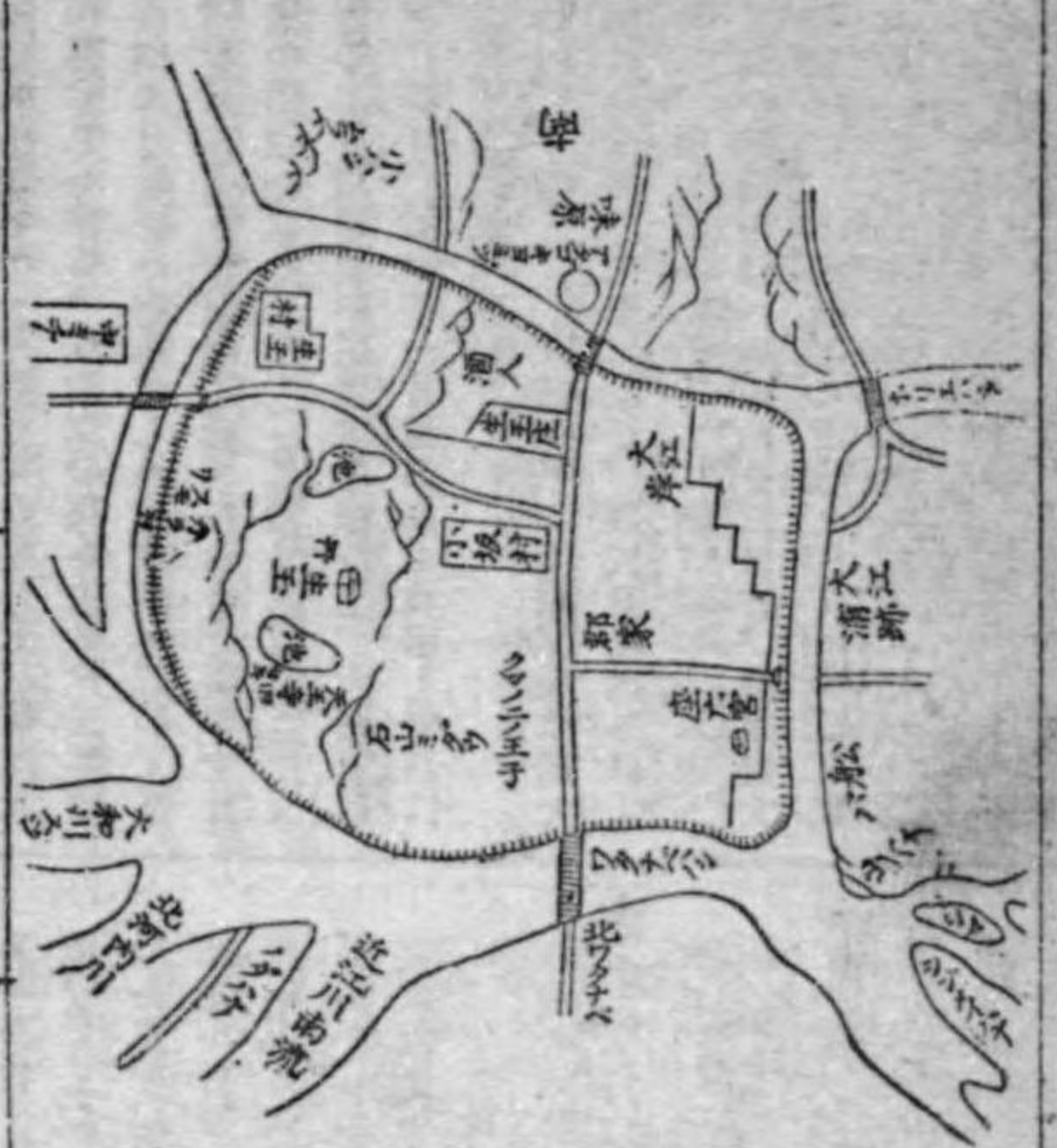
オホク

忠朝 忠方 忠興 忠由 忠顯 忠實 忠貞 忠貞 忠貞 忠貞

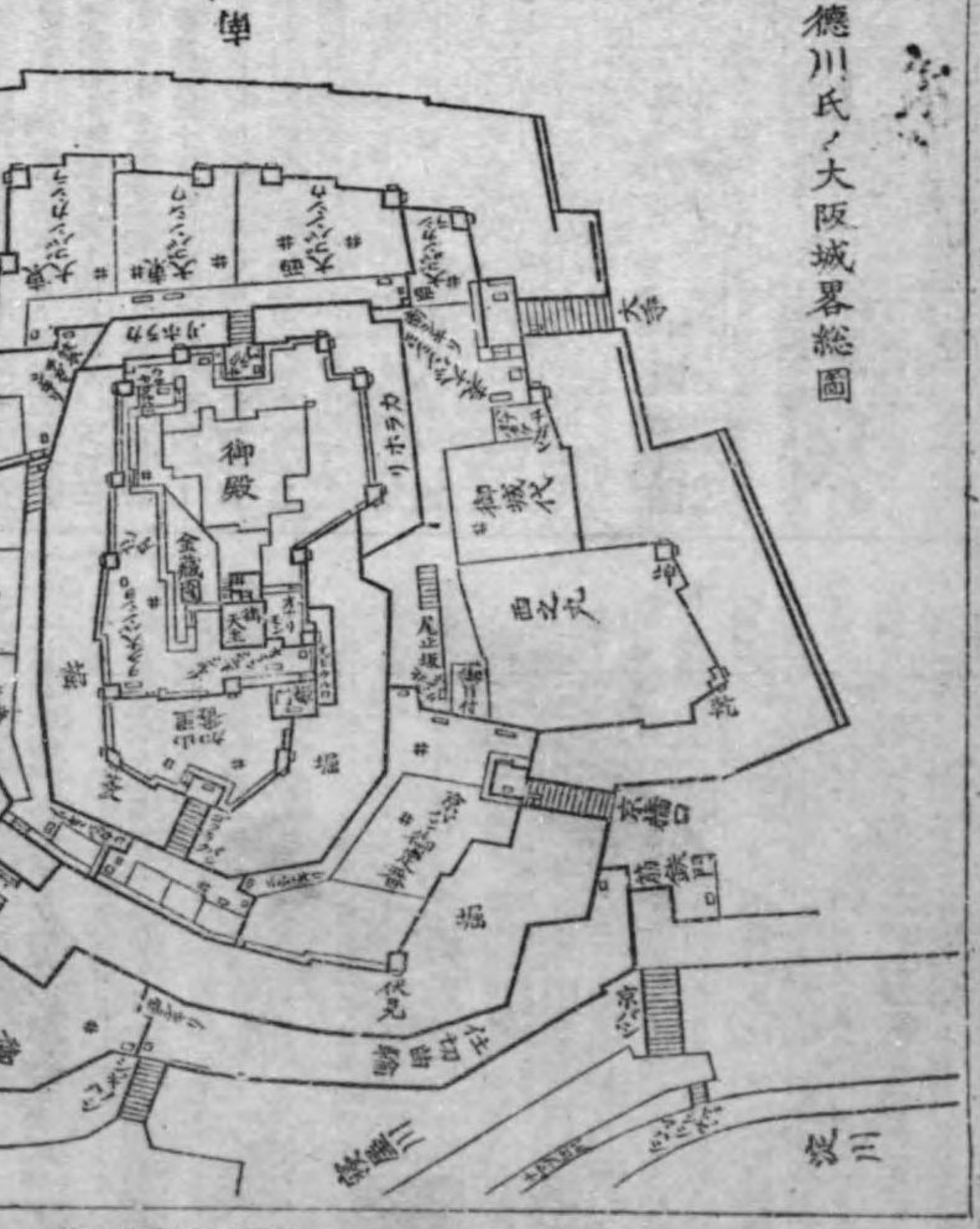
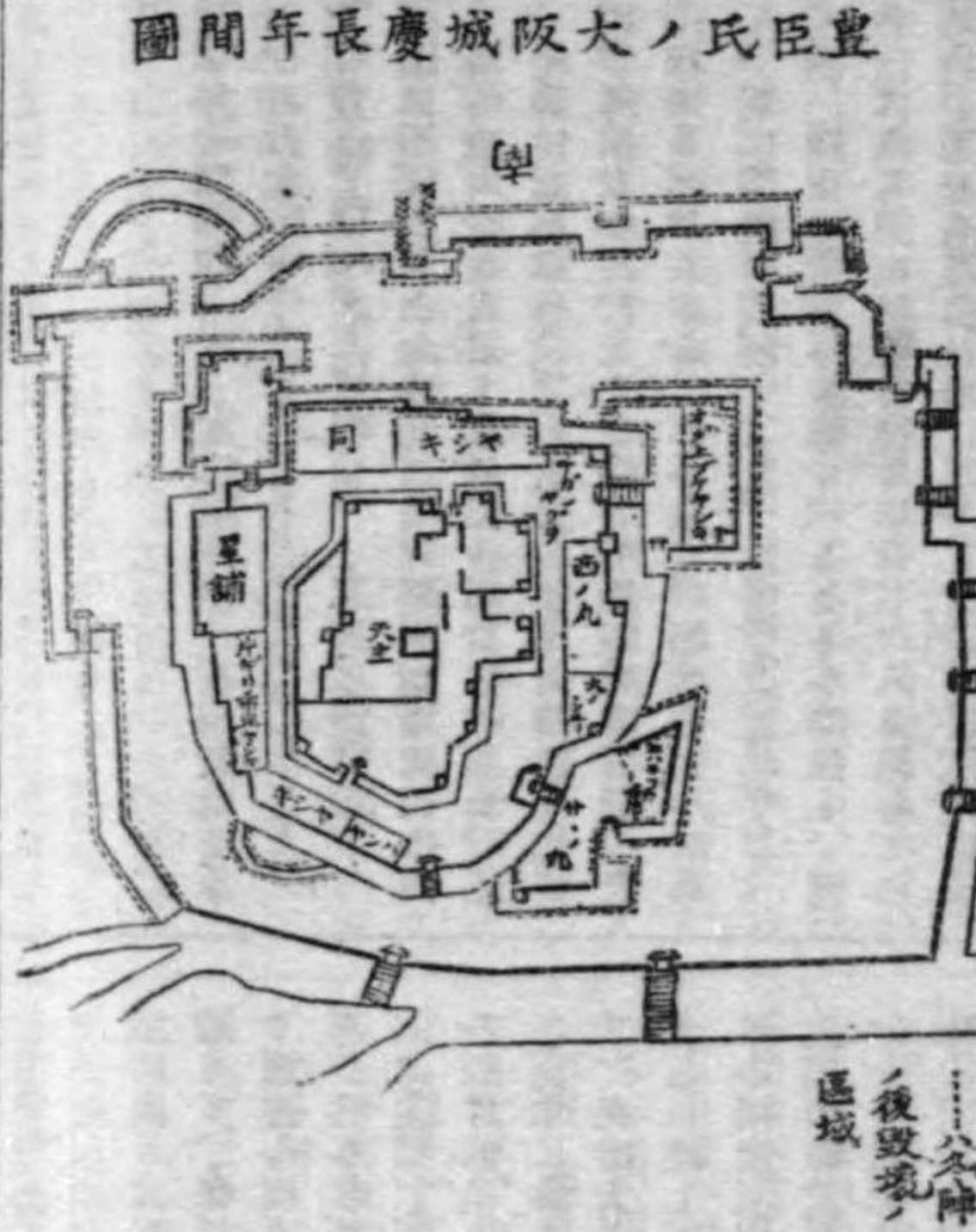




本願寺石山本山之構圖



德川氏ノ大阪城畧略圖



(大阪城略略圖)圖草沿城大阪

豊臣氏ノ大阪城長慶年間圖

右様々其遺蹟之類、考可成、其遺蹟、考可成也  
文禄四年八月三日  
藤原 藤元、利家、秀家、家康

### オホサカカヂヤウヂイ 大阪城代

江戸幕府の職名、大阪城中に居住し、關西三十三國の治亂を察し、上下の訴訟を判し、警備を嚴し、兼て大阪町奉行及び堺奉行を管す、席次瀬間重計とす。役高一萬石、從四位下に叙す、帝鑑問、瀬間重計の諸侯其器に堪へたる人、奏者番、寺社奉行を経て此職に補し、更に京都諸司代、及び老中に轉するを例とす、凡城代任に赴く時は、調を賜ひ黒印を授け、刀馬時服を賜ふ、又妻子を携へて在勤し、五六一年一度江戸に参觀す、元禄四年五月豐臣氏亡び、十一月大阪城を松平忠明に賜ふ、五年九月忠明を他に從し、大阪城を以て關西の鎮守とし、内藤信正を以て城代とす、當時假使にて、一年代或は二年代なり、慶安より以後六人を置きて更替せしめしを、寛文二年三月青山宗俊を任じて始めて一人の職となる、是より本役となり、更替の制を廢す、此職に在る者は大阪近地にて領知を賜ふ(柳營總監、吏役、明良帶錄、武家名目抄稿)

### オホサカカチヤウバン 大阪定番

江戸幕府の職名、城番とも云ふ、大阪城に居住して其警備を掌る、慶應元年五六年に一度参府す、多くは六番頭より任じ、奏者番、若年寄に轉するを例とす、二三萬石大名の任にして、與力三十騎、同心百人に隸屬し、分つて京極玉造兩門を守護す、老中の所管なり、席次瀬間重計とす、元禄七年三月始めて之を罷き、高木正成稲垣重種二人を以て之に充つ、寛永七年廢す、慶安元年六月再置して内藤信廣保科正貞之に充つ、延享二年十二月役料三千俵を給

### オホサカカテツハウフキヤウ 大阪城砲

江戸幕府の職名、大阪に居住して城中に在る所の砲術の事を司る、大阪定番の配下に屬す、職方二人役料七人扶持、同心十人隸屬す、元禄四年八月正月始めて二人を置く、寛文十一年正月在職手當米八十石給與に定む、柳營總監、官中祕策、吏役

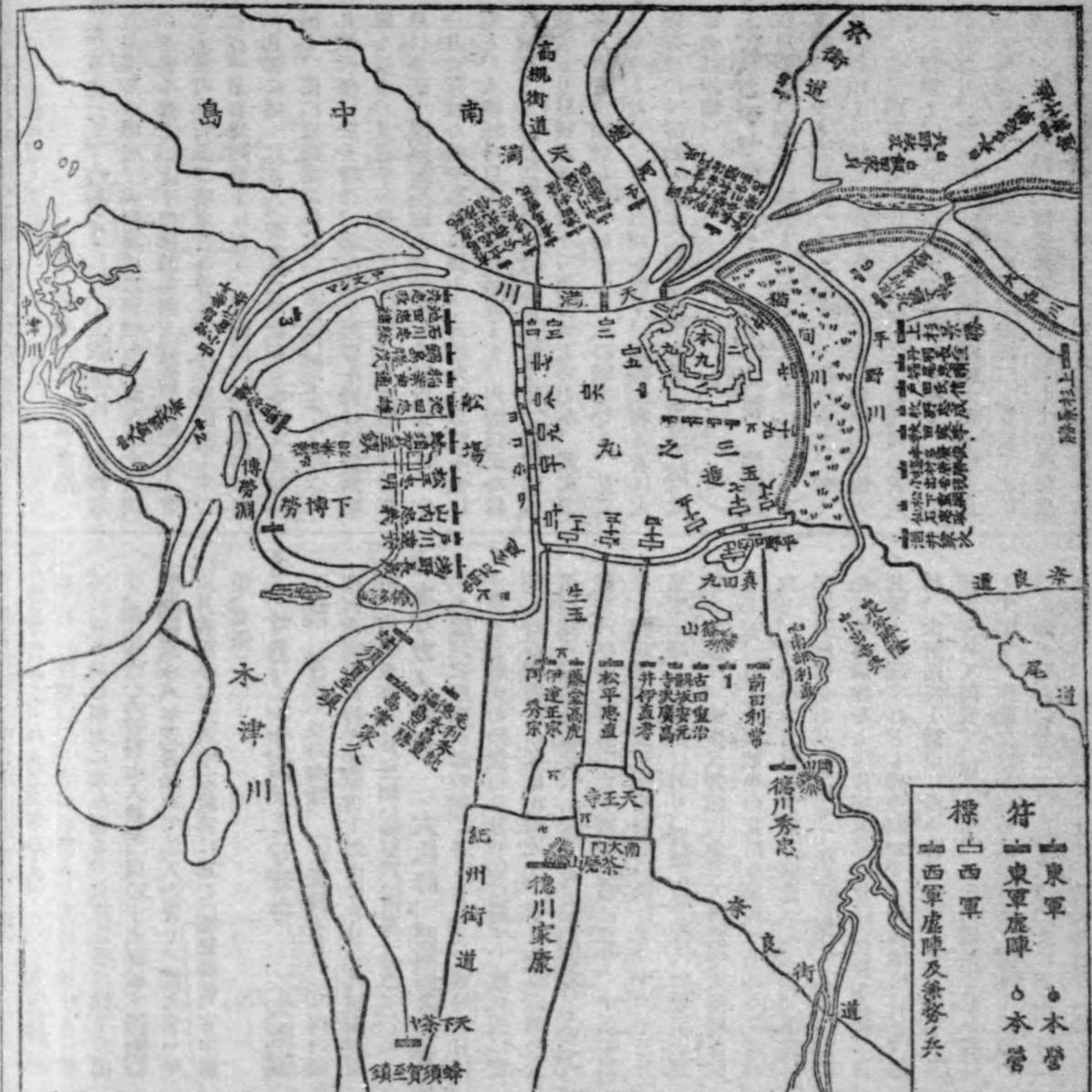
### オホサカカシナガノミササキ 大阪砲

長慶 孝德天皇の御陵、一に嘉慶ともいふ、河内國南河内郡山田村大字山田上野山に在り、先城東西五町、南北五町、守戸三烟(延喜式、陸奥一覽)  
九月徳川家康關ヶ原の戰に勝ちしより、威勢前日に十倍し、細大の政權自ら其掌握に歸す、故に擡に賞罰を行ひ、諸侯の秩級を増減す、遂に豐臣秀頼の食邑を定め、攝津、河内、和泉の内六七萬石となす、慶長八年七月秀忠の女子姫を秀頼に嫁す、十五年以後秀頼益々其正妻を廢し、加藤清正秀頼を守護す、家康又秀頼に命じて方廣寺大佛殿を作らしむ、蓋し大阪城中の資財を糜耗せしめんが爲めなり、十九年六月成る、將に伏殺せんとす、鎧鎧に國家安康の句あり、家康見て我を兇賊と爲し、大に怒て板倉勝重をして片桐且元に告げ、供養を停む、且元驚て歸陣すれども勝重聞かず、物情隠然、且元、藩將、大野治長と駿府に赴き謝す、家康二人を歸し、且元を停めて詰責す、尋て淀君、乳母大藏尼正榮を遣はして謝す、家康二女を怒め且つ且元に過りて秀頼の信を表せしむ、且元二女と歸る、途二女に謂ふ、吾に三策あり、淀君を質とす上策、秀頼を江戸に置く中

### オホサカ 大阪

大阪、大阪を避けて能に在る下阪、此の三策を行へば事無からんと、二女且元を説き、密に書を讀めて大阪に告ぐ、淀君大に怒り、治長、長登に命じ且元を誅して兵を擧げんとす、且元之を聞き其邑に歸る、遠近騒然、十月治長謀して事を擧げ畿内四方に移す、關原田原幸村、長曾我部盛親、後藤基次等來り集る、兵十萬と説す、封邑ある者一人の應するなし、家康之を聞き、諸侯に令して向ふ所を定め、親ら數百萬を帥て駿府を發し、秀忠江戸を發す、十一月先鋒藤堂高虎井伊直孝住吉に陣し、池田利隆中島を取る、幸村、基次、家康未だ至らざるに觀望せんとする能を立つ、治長諷かず、既にして東軍深く至り、家康住吉に、秀忠平野に次す、兵凡五十萬、幸村、木村重成、後藤基次等奮戦す、乘意敵せず、退て城に入る、十二月高虎直孝の軍仗に陷り大敗す、家康諸將を巡視して茶臼山に陣し、秀忠關山に在る、連珠嶽を築き、相接し以て河水を築す、城中大に苦しむ、家康金工後藤光次を城に入れ、和を講せしむ、城中決せず、治長秀頼に勸めて和を講す、家康周池を填め、兵兵を遣はしむ、長登、治長其子を出して質となす、相成る、時に慶長十九年十二月なり、東軍卒十萬餘人を發し外濠より埋め、内濠に及ぶ、城中大に驚き之を責む、監更依違終に濠を埋む、是を大阪空陣といふ、元和元年正月家康駿府に、秀忠江戸に歸る、既にして大阪城中にありては、戰爭熾烈成りて無事に歸せしを責び、遣其士女を燒ましむ、兵荒の餘財貸乏しく職功を賞するを得ず、新舊諸士佞はす、秀頼に勸めて再舉を謀り、埋むる所の濠濠を復し、二條の櫓を設け、酒士を招く、集る者十五萬人、眞田幸村、後藤基次、木村重成、長曾我部盛親、大野治長、同治房、道夫、明石守重麾下七隊長是が將たり、幸村曰く、急に京師を

### オホサカ 大阪



符	東軍	西軍
〇	東軍	西軍
△	東軍陣	西軍陣
▽	東軍	西軍
●	東軍	西軍
○	東軍	西軍
□	東軍	西軍

支	高	三	二	一	〇
石山木	評部中長内	織井北	大真遠	横黒評	大青赤
川川村	島部	上川野	野野水	島川定	野野島
良重	氏部	長時宣	治頼守	重貞部	治信忠
矩信成	組利龍	頼利勝	長包久	利原組	下長房
6	5	4	3	2	1
河原浅	同花木石	同片崎宮	能岡松	一加山	小千向
田野	房下川	桐田木	勢部平	柳藤崎	演賀井
信吉	正	直且廣	勝長康	直貞家	光信忠
吉重	盛	元定盛	清盛重	盛泰治	陸親勝

關ひ、天子を朕めて天下に合すべしと、治長見解難か  
ず、終に城守に決す。家康、薩摩高野井伊直孝に命じ  
て先發せしむ。四月治房奈具郡山を攻む。又和歌山藩  
主淺野長晟の和泉に入るを聞き、紀伊の土寇を誘ひ  
襲撃を謀る。成らず。福井に戦て敗れ、先鋒瑞直次之  
に死し。治房城に還る。家康、秀忠相次で京師に至り、  
方略を定む。五月家康星田に、秀忠角南に命ず。西軍  
は眞田幸村、毛利野水天守に、基次平野に、木村重  
成若江に、長曾我部親親矢尾に陣す。基次進て東軍の  
先方水野勝成の軍と小牧山道明寺(河内紀伊郡)に戦  
ふ。城將滿田茶相之に死す。伊達美濃伊勢諸軍基次を  
攻撃す。基次城に當て死す。治長來り援て大敗す。幸  
村急を聞き馳至る。陸奥の軍を誘て之を破る。波部  
尙等と軍を求めて進く。薩親矢尾に伏を設け、藤堂氏  
の先方を破り、高利良勝を斬る。重成井伊氏の兵と  
若江に戦ひ、槍を揮て進退し、三十餘人を斬り遂に  
死す。井伊氏藤堂氏の兵を合せて薩親を撃つ。薩親  
破れて幸村等と退て城に入る。家康諸將を部署し、  
親ら左軍に將となり、秀忠右軍の將とし、左右並進  
む。城中眞田幸村、大谷吉之等と茶臼山に陣し、森藤  
永、竹田永應天王寺の南に、治長七隊長と毘倉門池  
の南に、治房御宿政友と岡山に陣す。幸村治長を誘  
て秀親を出陣せしむ。將士皆勇躍す。幸村東軍の先  
陣徳川忠直の兵と戦て之に死す。吉之、政友相次で戦  
死す。勝永東軍の將水多忠朝と戦て之を斬り、進て  
永應を助て小笠原秀政と戦て之を殺す。東右軍岡山  
に通る。治房撃て之を破り、秀忠の麾下に通る。勝  
永、永應亦家康の麾下に通る。家康人を遣はして和  
を謀せしむ。淀君使を馳せて治長を召す。治長旗を旋  
して城に入る。諸軍望見し、城中壘ありとなす。東軍  
壘に乗す。城兵爲めに敗る。時に城中内意する者あり

オホサカ

火を放つ。東軍諸門を破て侵入す。家康茶臼山に  
あり火を望み、左右を顧て善復た歸つと、諸將來り  
賀す。關原城中堀廻四週し治長秀親母子を櫓倉中に  
從し、夫人徳川氏を東軍に還る。家康、井伊直孝、安藤  
重信を遣はして櫓倉を圍む。又本多正純を遣はして  
秀親に語て曰く、卿大と雖も宿て高野に置き、淀君  
を萬石に封せんと、秀親決せず。直孝重信と謀り銃  
を倉中に放て絶を示す。秀親母子自殺す。治長以下  
廿五人皆殉死す。秀親年二十三、淀君三十九、天正十  
一年秀吉此に治せしより廿七年、豊臣氏亡ぶ。之を  
大阪夏の陣と云ふ(日本戰史)○今戰史に據り、冬の  
陣の東西兩軍配置の圖を示す。

**オホサカノロケヤク** 大阪六役 大阪に  
於ける所役の者、御小買物役(大阪城中の表用器具等  
を搬入する時)、買物奉行に立會ふ御御味頃城内軍  
用味頃製造の時立會ふ、御金役(大阪城内に在る金藏  
を支配する御金役)御普請(大阪十一橋、即  
ち公役橋、役屋敷、牢屋、其他公事の土木を取扱ふ)御  
藏目付(大阪四丸及び難波灘波蔵米穀出入の際立  
會ふ)御石置(豐臣秀吉大阪築城の時、各諸侯の運送せ  
し石、大阪各所に散在し不便なるを以て、川村端實  
を取除き方を受負ひて其所在の地に埋込み、今猶存す  
るを保護する城内石奉行に立會ふ)の六役をいふ(大  
阪市制沿革)

**オホサカハリンフギヤウ** 大阪破損奉  
行 關原江戸幕府の職名、大阪に在任し修繕の事  
を司る。初め村本奉行と稱し、二人あり、大阪定番の  
支配に屬す。役料八十石、手代五人之に隷屬す。慶應  
元禄十一年十一月始めて三人を置く(更重、明長、帯藏)

**オホサカヒヤクニチメツケ** 大阪百日  
目付 大阪目付を世に稱していふ。オホサカメツ

オホサカ

ケを見よ。

**オホサカフナテ** 大阪船手 關原江戸幕  
府の職名、大阪に駐在し大阪所在の官船を掌り、軍  
事警備に供し、兼て商買運送の船等を取扱す。關原  
頭一人(五十石高、役料百人扶持を持し、兵力六騎、水  
主、同心五十人、これに隷す。老中の所管たり、關原頭  
詰して關原關渡元和六年始めて置き、小濱光隆を  
以て之に充つ。寛文五年正月高林直重、大橋與惣右  
衛門の兩人を任じ、天和三年閏五月亦一人と爲す(朝  
野群載、官中略策、吏職、武家名目抄)

**オホサカマチドリヨリ** 大阪町年寄  
關原町奉行の命を奉じ町内の公事を取扱ふ。初め  
元禄といふ。關原町奉行の町を移住せしめ、其  
中に就き重立ちたる者に命じて、三橋町制を爲さし  
む。慶長八年の頃、長崎津賀島品取締に因り取締符  
人数を定めり、本地に於て其選に當る者三十一人、  
皆三橋の市政に與る。呼びて元禄衆と云ふ。松平下  
總守領地たりし時、二十一人の内にて公事取扱を爲  
さしむ。大阪戦後後難波の民を招集し、荒地破屋を  
授けて民家を再營せしめ、且つ幕府に請ひ、伏見の  
町人二百町餘を郭内の空地に移住せしめ、漸く東堀  
以東の市街を開く。又元禄等を以て各町の年寄を選  
定せしむ。徳川氏直轄たるに及びて、元禄を認め總  
年寄と稱す。爾來概ね千孫世襲して連絡せしが、安  
永以後十四人となれり。文政中不都合の所爲あるを  
以て、野里四郎左衛門、渡邊又右衛門、井岡三五郎の  
三人を召放たり。慶應三年に至り助手を併せて十七  
人、北組にて比田小傳次、江川庄左衛門、江川勝太郎、  
永瀬七郎右衛門、伊勢村新之丞、伊勢村理太郎、川崎  
次左衛門、南組にて安井九兵衛、安井幹助、井吉三郎

オホサカ

オホサツ

兵衛、并吉三郎、永瀬代助、金谷實太郎、天満組に...

オホサカマチアギヤウ

大阪町奉行

江戶幕府の職名、大阪に居住し官署を東西二...

オホサカマツケ

大阪目付

府の職名、大阪に在りて市政を監察す、始め上方...

オホサカカユミヤアギヤウ

大阪弓矢奉行

江戶幕府の職名、大阪に在りて城中備...

オホシマサンサエモン

大島三左衛門

西郷隆盛の一名、サイガサカカを以て見よ、...

オホシマシヤウ

大島城

伊奈郡大島村に在り、元龜二年武田信玄、城を築...

オホシマノコホリ

大島郡

關西國丹波郡古事記伊弉伊弉尊島を生み給ふ段...

オホシマリウ

大島流

高賢の創めたる槍術の流派、吉瀬は初め加藤清正に...

オホシマレウタ

大島琴太

高賢の傳説を雪中庵琴太といふ、空摩居士とも稱す、...

オホシ

大上臈

兼中又は幕府の...

オホシ

に備兵卒の見安からん爲めに、普通より大なるを用...

オホサツマフシ

大薩摩節

種、大薩摩主膳大夫と稱する者の創めたるが故に名...

オホサトノコホリ

大里郡

關西國丹波郡古事記伊弉伊弉尊島を生み給ふ段...

オホシカウチウチ

凡河内氏

神別、是は...

オホシヤウコ

大鉦鼓

舞樂に用ひ、普通之を用ひず、關西國丹波郡古事記...

オホシヤウヤ

大庄屋

江戸時代、私領地に...

オホシヤウラフ

大上臈

兼中又は幕府の...

オホス

大介

關西國丹波郡古事記伊弉伊弉尊島を生み給ふ段...

オホスガウチ

大須賀氏

姓は平氏、千葉...

オホス

大介

關西國丹波郡古事記伊弉伊弉尊島を生み給ふ段...

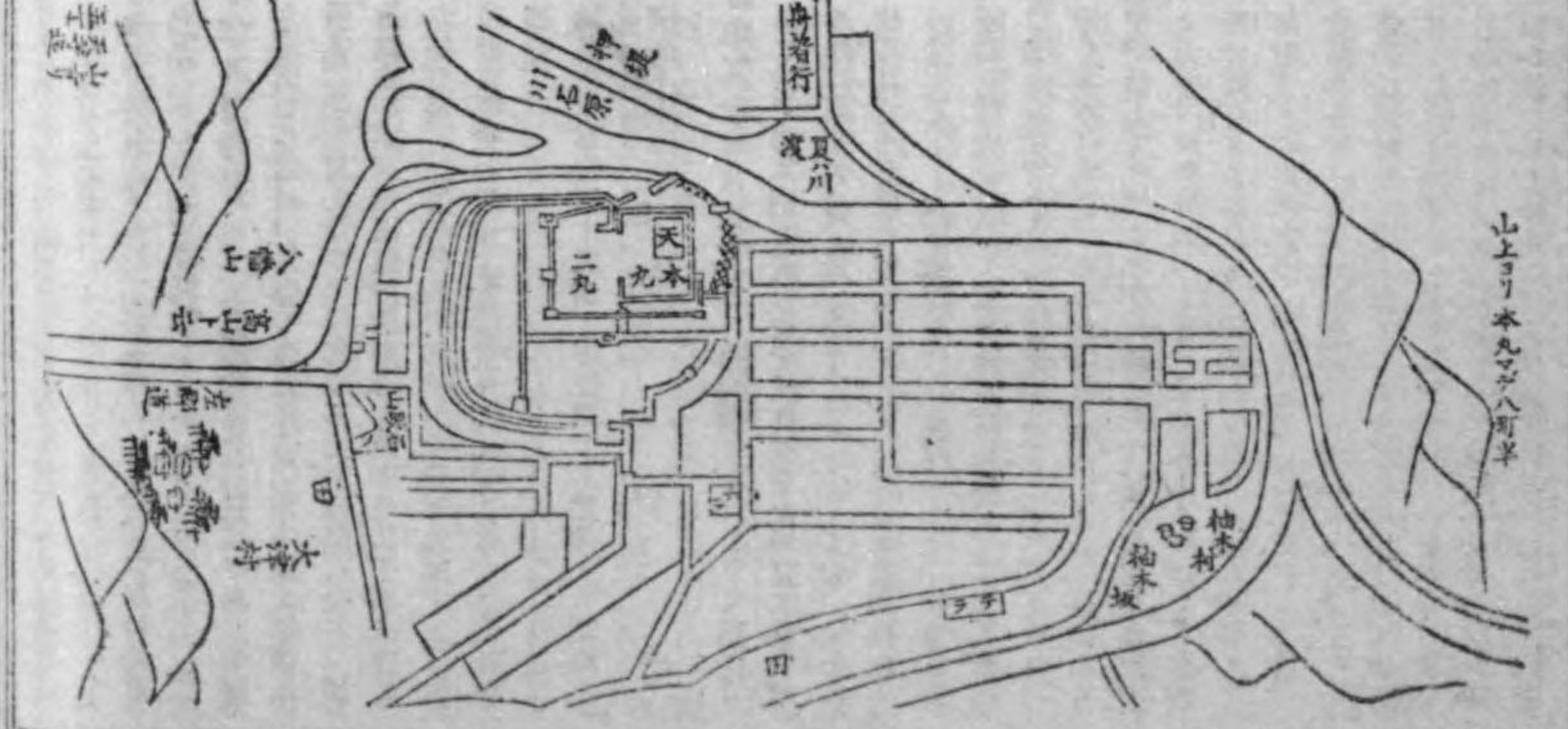
オホス

とし、公卿は國務を知行するを以て、之を知行國とも云ふ。和泉國久米田寺文書文治五年正月十一日の...

オホス

べし、假岳要記弘仁四年正月の書符に、從五位上近江大介登朝臣とあるは、史乘に見えたるもの、最も...

オホス



オホス

オホスミシヤウハチマン 大隅正八幡 廣見島神社をいふ、カゴシマンヲシヤルを見よ、...

オホス

Table with columns for historical events and locations, including '六国史', '延喜式', '拾芥抄', '古圖', '郡名考', '地誌提要', '郡區編制', and '新郡區編制'.

オホス

Table with columns for administrative details, including '大住郡 郡區編制' and '新郡區編制', listing various sub-regions and their status.



オホタ

略考、兵説、練兵間録等(最近世説、事實文編)
オホタクミ 大匠 匠の長たる者云云、後世の造宮長官、造寺長官の如し(書紀舒明天皇紀、造三作大宮及大寺云々、以書直歷爲大匠)と見えたり、

オホタウクワン

太田道灌 大田持實
(オホタウクワン)を見よ、

オホタチ

大太刀 佩太刀より長く、五六尺許にて、戰場に用ふるものな、貞丈雜記に、是は佩くものにあらず、戰場へ出づるに背にわつそくに(ヌヤカヒに佩ふをラツクと云ふ)かけて頭ひて出でて使ふ物なり、足あるは帶取にて、わつそくに頭ひ、足帶取なきは別の緒にて結びて佩ふなり」とあり、源平盛衰記には、平四寸長三尺九寸なる大太刀と云へり、元弘建武の頃は、五尺六尺に及ぶ太刀多く出来りしこと、太平記等に見えたり(本朝軍器考、軍器考餘)

オホタチ

大太刀 長登(ナカマキ)を見よ、
オホタチアゲノスアテ 大立衆脇當
普通の篠立の腰當と異にして、惣腰當を以て腰の壹肉に合せて作りたるもの云ふ、兩脇にもとなり、金物ありて開屏自在にし、上下に結あり、多くは大將等の威儀をつくり、又は騎士勇者の士着せしものなり(軍用記)太平記四月三日合戦の條に、長七尺許なる男の髪兩方へ生分て降道に裂たる上に鏡を重て着、大立衆の腰當に腰懸懸て能頭の貴猪頭に着な(云々)とあり、コノアテ、参考、

オホタテウチ

大館氏 姓は清和源氏、新田政義より出づ、政義の二男家長、下野新田郡大館に居す、依て氏となす、其子宗氏、義貞に従て鎌倉幕府にて戦死す、宗氏の孫氏清伊豆國岡田に居しし名を吉隆と改め兵を聚め、治進を修めしして九月十日赤坂に遷す、小早川秀景を敗安治等族を家康に納れ吉隆を攻む、吉隆奮戦能く敗ると雖も、衆寡敵せず遂に自刃す、時に年四十二、吉隆好下關藩を能くし、曾て豊太郎の肖像を畫き、妙心寺南化和尚に賣を請(へりといふ)野史、扶桑名畫傳)



押花隆吉 (吉)
四日赤坂に遷す、小早川秀景を敗安治等族を家康に納れ吉隆を攻む、吉隆奮戦能く敗ると雖も、衆寡敵せず遂に自刃す、時に年四十二、吉隆好下關藩を能くし、曾て豊太郎の肖像を畫き、妙心寺南化和尚に賣を請(へりといふ)野史、扶桑名畫傳)

オホタハラウチ

太田原氏(下野太田原)
姓は丹治比、武藏七黨の一、丹波基房の後なり、基房の曾孫實平、武藏藤澤郡安保庄地頭となり、世々居住して安保氏と云ふ、八世の孫藤清の時下野郡須那に移り、五世の孫實清更に太田原と稱す、或は云ふ、實清十三代の祖忠清始めて太田原と稱す、實清の孫時清の時、天正十八年豐臣秀吉に属し、備前守となり所領を受けて太田原城に居す(一萬二千四百石)後ち徳川家康に仕ふ、大阪の役先陣功あり、延寶五年高橋致仕し、子備前守長清家を繼ぐ、實は織田政時の子なり、是より平姓となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、家譜、徳川加除封録、華族譜)

オホタハラシヤウ

太田原城
野國郡須那太田原町(田原郡)武藏七黨の一なる丹黨の實平八世の孫藤清の時、那須郡に移り、丹治忠清に至り始めて城を築き居す、十一世の孫太田原實清の時之を重修す、代々相傳へて之が城主となり、明治維新に至る(下野國誌、明治政覽)

オホタ

愛清 廣清 富清 一清
純清 清信 扶信 友清 廣清 光清
オホタハラシヤウ 太田原城
野國郡須那太田原町(田原郡)武藏七黨の一なる丹黨の實平八世の孫藤清の時、那須郡に移り、丹治忠清に至り始めて城を築き居す、十一世の孫太田原實清の時之を重修す、代々相傳へて之が城主となり、明治維新に至る(下野國誌、明治政覽)

オホタ

氏を關國氏と改む(新田系圖)
○家氏 宗氏 氏明 氏宗 氏清 氏隆
氏則 清祐 義實
オホタナシ 太田南畝
字は子幹、南畝は其號、初め四方赤良、四方山人と號し、後ち蜀山人に改む、又杏花園、晚櫻山人、石楠齋等の別號あり、直二郡と稱し、後ち七左衛門と更む

オホタ

考、淨世齋類考、調布日記、環浦雜編、泊海異聞、吉田閑筆、南畝秀言、瀨田問答、其他雜作雜書數十種あり(澤海、傳記)
オホタニハ 大谷派 眞宗の一派、大谷本願寺を本山とするもの、本願寺第十一世光佐に三子あり、長を光壽、字を光昭と云ふ、文祿元年光佐寂後、光壽(敬如)席を繼ぐ、三年故ありて、弟光昭(准如)に譲り退隱す、慶長七年徳川家康、光壽をして京都鳥丸の地に一寺を營建せしめ、又本願寺と稱し、區別して大谷派といふ、本願寺(ホンケリン)を参考(佛敎各宗綱要)

オホタ

氏を關國氏と改む(新田系圖)
○家氏 宗氏 氏明 氏宗 氏清 氏隆
氏則 清祐 義實
オホタナシ 太田南畝
字は子幹、南畝は其號、初め四方赤良、四方山人と號し、後ち蜀山人に改む、又杏花園、晚櫻山人、石楠齋等の別號あり、直二郡と稱し、後ち七左衛門と更む



(載所業兩紅干)

關原藩府の士、幼より學を好み、文章を著くし、旁ら狂歌を作る、滑稽談話人絶倒せざるなし、蜀山人を以て世に通す、南畝も絶學ありしが志を得ず、故に自念を以て一世を終る、文政六年四月六日歿す、年七十五、



江戸崎込白山本念等に著る關原藩府詩話、觀光集、一語一言、群書一般、石楠齋集、昌平餘事、瀨上明筆、初高日録、蜀山談、家傳史料、南畝雜言、流傳馬談

オホタフノミヤ

大落宮 コダイノミヤ
オホタフノミヤは、正と爲す、藤原義家(モリノカシノミヤ)を見よ、

オホタフミ

太田文 國中の田文(マフミ)を參看)等を取集めて一つにまとめ合せて、大編冊となしたるもの云ふ、貞應二年北條泰時天下に令して、太田文を作り、關原並に庄園等の田品を注進せしむ、今淡路國太田文存す、其末に、右大略注進如件、但於庄園者、任建立最前立券文之旨、注進仕之間、有不善狀、於國領者、付當時文書之旨、今日注進者、仍言上知件、貞應二年四月日、散位藤原朝臣花押、散位凡疋關花押、散位掃守宿禰花押、右馬允藤原朝臣花押とあり、其後藤原を上申せしめしと見え、文永二年若狹太田文、弘安八年常陸但馬太田文、嘉元二年常陸太田文等皆存せり(但馬、若狹常陸太田文、核元問答、農政座右)今左に其一症を示す、

オホタ

佛神田 十五町
入給 一町七反
定田 五町
久世田 五町
神田 十九町八反半
寺田 四反
預所田 四反
下田 一町
公文給 五反
井料 四反
徴使給 一反
公田 十六町二反半
與布土莊 五十五町
佛神田 二町二反半
人給 五町五反
雜免 五町五反
永代并領家預所田 二町六反
地頭分 四町六反
公田 四十二町五反
賀都莊 百四十一町六反二百六十五歩內
(但中分地上下莊惣括ノ内五歩ヲ脱ス)
上田 六十八町五反三百歩
常荒流矢 一町二反九十歩
佛神田 一丁八反二百二十歩
定田 五十五町五反百歩
下田 七十三町三百二十歩
流矢 十五町六反三百歩
佛神田 十七町三反二百歩
定田 十町八十歩

オホタ

佛神田 十五町
入給 一町七反
定田 五町
久世田 五町
神田 十九町八反半
寺田 四反
預所田 四反
下田 一町
公文給 五反
井料 四反
徴使給 一反
公田 十六町二反半
與布土莊 五十五町
佛神田 二町二反半
人給 五町五反
雜免 五町五反
永代并領家預所田 二町六反
地頭分 四町六反
公田 四十二町五反
賀都莊 百四十一町六反二百六十五歩內
(但中分地上下莊惣括ノ内五歩ヲ脱ス)
上田 六十八町五反三百歩
常荒流矢 一町二反九十歩
佛神田 一丁八反二百二十歩
定田 五十五町五反百歩
下田 七十三町三百二十歩
流矢 十五町六反三百歩
佛神田 十七町三反二百歩
定田 十町八十歩

オホツ

宣陽院御藏田 十六丁四反四分
佛神田 一丁百四十反
地頭給 一丁五反内河成二反
下司給 六反
公文給 二反
横掌給 一反
定田 十三町
上田莊 十三丁
不出之注文間、任古帳進之、

オホタモチスケ

太田持資
資長、小字鶴千代、元服して持資と稱し、字を源六郎

右注進如件、抑國能促出、注文之所者、就其狀

之を討ず、九十年上杉領定長長兵衛と兵を交ひ、道灌兵



(集寛書編料史)像木之置安寺静靜藏武



(押花灌道)

位下に進み備中守に任じ左衛門大夫と稱す、持資交
子願々各の上杉氏を扶翼す、練武者は兼用し、傾服者
は唯伏す、衆皆親望す、二年江戸城を築きて居る、上
杉定正を相く、定正事大小となく悉く諮詢し、兵勢
稽々振ふ、長祿二年朝野、寛正五年入京將軍義政に

はる、山東の將士多く屬々谷上杉に屬す、是に因て
山内属々谷の兩上杉腹あり、文明十八年七月上杉定
正、願定の術策に陥り、道灌を權屋第の浴室に於て
殺す、道灌絶命の歌「昨日までまくらうしうをいれ
おきし、へむなしふくるいまふりけん」を録じて

オホツカ

大東
中古朝延の公衆の時、其の文書

後、道灌の懸なし、嘉永年間風には洋の砲術を講
じ、其流業を窮む、米國使節の始めて来るや、開港

の事を建議す、時に攘夷論盛なり、人之を危む、翁

爲る、導で致仕す、明治戊辰の亂仙臺侯與羽諸藩の



(集寛書編料史)藏所氏彦文楓大京東

に及んで歌に投ぜられ、幾干しなくして、致して、明治
十一年六月歿す、年七十八、高輪東福寺に葬る、遺著
孟子約解、古經文説、近古史談、寧靜閣詩文集、奇文欣
賞等數十種の著書あり(續近世先哲叢談)

オホツキ

大槻玄澤
大槻磐水
大槻磐次

オホツキ

大槻磐水

名義名

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ



引田(ヒキタ)白鳥(シロトリ)入野(ニノノヤ)
與泰等の郷あり、爾來變革なし、明治二十九年寒川郡
と合して大川郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、
法令全書)

オホツエ

大津繪
名義或は追分繪とも云

りとし、又別に大津又平といふ者ありてかき始む、享
保の頃まで其子孫ありしなど云ふ、孰も確ならず、
されど又平、久吉など落款したる繪の存するを見る、
而して元祿の頃専ら佛繪を畫きたるが如し、東海道
繪圖(元祿三年版)に、大津大谷の邊佛繪色々ありと
記し、又芭蕉の句に「大津繪の筆はしめは何佛」とあ
ればなり(近代世事談、繪遊笑覽、近世奇談考)

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

乙概

は茂賢、字は子煥、支那又は警水と號す。...



(集賢閣纂輯料史)藏所氏彦文機大京東

五月將軍德川家齊に見ゆ、尋で...

オホツ

開國前後、海外異聞、蘭學隆盛、...

オホツジヤウ 大津城 關西近江國滋賀郡大津郡...

オホツツグミ 大筒 大砲組 關西近江國...

オホツツグミ 大筒 大砲組 關西近江國...

オホツ

人、高千石、大砲組、高田百儀の職と爲す、...

オホツツヤク 大筒役 關西近江國...

オホツツコホリ 大津郡 關西近江國...

オホツツコホリ 大津郡 關西近江國...

オホツ

オホツツギヤウ 大津奉行 關西近江國...

オホツツギヤウ 大津奉行 關西近江國...

オホツツマ 大津餅 三井寺の所領にて年...

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ



オホド

オホドコ 大床 棺を覆ふ具をいふ、儀名抄に、和名保土古、周格者也と見え、儀訓葉に、棺を覆ふものにて、棺柩とも八角にすといふ、されど大和に上代の貴人の墓と思はる、岩屋ありて、屋根の形したる大石あり、其柩大きく、石を方作り、内をきりぬきて棺を収めて上に覆へる石を屋の如く作り、是古の大床なるべしといへり、西土にも元、底日、御といへり、

オホトシミヤノジンジャ 大歲御祖神社 關在駿河國靜岡市宮崎町字砂機山○奈青屋神社とも云ふ、今は國幣小社に列す、開闢天皇延喜の御代に創建す、開闢天皇延喜の御代に創建す、中古衰微して社領なし、天明八年十一月火災に罹る、明治二十一年五月國幣小社に列す、駿河國社誌記、駿河國志、官國幣社一覽

オホトシヨリ 大年寄 大老の別稱、年寄の上位にあるが故なり、タイラウを見よ、

オホトナアラ 大殿油(御殿油) 大殿に、ともす燈火を云ふ、オホトナアラの約、貞觀儀式に、御殿油、延喜式に、大嘗會祭祀主基二國造大殿油二斗、源氏藤木巻に、おぼとならちかくて、御燈のもとにておみを見たまふなど見え、東屋、末摘花の巻にも見えたり、

オホトネリ 大舍人 關源大舍人寮の役人、天皇行幸に供奉し、警衛使の雜事を務む、人員左右寮各八百人關源起原詳かならず、雄略天皇紀安藤天皇三年八月の條に、大舍人の名見えたり、古くより置れし事なり、天武天皇元年五月、公卿大夫諸臣等計して、始めて出身せん者は、

オホド

先大舍人に仕へしめ、然る後才能を闕て、宿職に充つ、此の御世別て左右大舍人の二となす、文武天皇大寶元年制して左右大舍人寮の下に屬せしめ、人數を八百人と定む、桓武天皇延暦十四年六月勅して、自今以後は藤原隆孫を以て大舍人に補し、位子は人に依り、容止端正書算に工なる者な以て之に補し、姿に難色器外の人を以て補するを得ざらしむ、爾後數度の變遷を経て嵯峨天皇弘仁三年左右を合併して一となし、十年八月半減して四百人を以て定員となす、其後變革なし(書紀、令義解、令集解、類聚國史、職原抄、職官志)

オホトネリアヤ 大舍人綾 綾(アヤ)を見よ、

オホトネリレウ 大舍人寮 關源又、オホトネリレウカサとも、唐名宮閣局關源突福門内の四圍關源中務省の被官、左右あり、禁中に宿直して、雜事に使はれ、行幸の時供奉すること、なせる關源左右頭各一人從五位上、大舍人の名、及及び分番宿直容儀使等を掌る、左右助各一人正六位下、又助は行幸の時、風笠の御取を故に御綱助とも云ふ、左右大舍人各一人正七位下、左右少左各一人從七位上、左右大舍人各一人從八位上、左右少左各一人從八位下、左右大舍人各八百人、左右使部各二十人、左右直下各二人關源關源大舍人の早く在りし事は大舍人の條に述べたり、文武天皇大寶元年制定して左右大舍人寮を設け、右の職員を置、平城天皇大同二年內所寮を本寮に合す、嵯峨天皇弘仁三年左右寮を合せて一となし、頭助以下一員を減じ、少屬一員を加ふ、十年また內所寮を復し、大舍人を半減す、後世世勳を置く(書紀、令義解、後紀、類聚國史、職原抄、職官志)

オホトモウチ 大伴氏 高皇產靈尊五世の孫天押日命より出づ、後淳和天皇の諱を避けて單に伴と云ふ、性に朝臣、宿禰等あり、宿禰連并に左京に貫す、天押日命、皇孫彦火瓊杵尊に從て前驅す、神武天皇遷都の時三世孫孫連命道等となり、長髓彦を討し、開國の元勳となる、子孫世々大連に任じて國政を執る、其部下に屬する兵士を大伴部と稱せり、仲哀天皇の時武持始めて大連となる、宣化は尤恭より武烈迄七朝に、金村は仁實以下の朝に仕へ、其子孫、征新羅大將軍となり、孫彦彦高麗を征して功あり、吹負は天武天皇を佐けて壬申の功臣たり、天皇萬姓を定めし時、連を改めて宿禰を賜ふ、旅人、大納言大宰帥、家持中納言征東將軍となる、旅人の証古廣橋奈長麻呂と藤原仲麻呂を滅さんとて却て殺さる、桓武天皇の時參議國道改めて伴宿禰となす、仁明天皇の時山城郡の地一町を賜ひて、兵部を祭る、文德天皇の時三宗領守府將軍となる、清和天皇の時善男大納言に至る、應天門を燒き罪を得て伊豆に流され、宗族皆貶竄に達す、伴氏はより衰ふ、朱雀天皇の時參議保平に朝臣の姓を賜ふ、連姓の系孫彦彦より出づ、又大伴、太田宿禰も孫彦彦より出づ、其族の近江に居るもの、平松氏、甲賀氏と云ひ、三河に居るものを富永氏、陸奥氏と云ふ(書紀、續日本紀、三代實錄、姓氏錄、日本紀略、伴氏系圖)

○高皇產靈尊 天押日命 天津彦日子命 天津日命 道臣命 味日命 雅日臣命

○大日命 日向日命 豐日命 日命 大伴氏

オホド

オホドノ 大殿 正殿をいふ、唯じて貴人の稱となる、書紀に正殿、内殿、正殿などを、オホドノとよめり、いづれにても正殿の事にて、隨所にはあらす、また貴人を指していへることは源氏物語に、大殿の御心いとほしければまかてたまへりとい見え、後醍醐天皇に、親殿と云ふ意にもいへり、後醍醐天皇は、攝政關白を御子にもちたまふを大殿と稱すとい見ゆ、江戸時代に、當主に對して隈居をいひ、子息に對して其父をいふ場合に此稱を用ひたり、

オホトナアラ 大殿油 オホトナアラを見よ、

オホトノ井ドコロ 大宿直所 大宿直(トノシ)參看の人の居所、大内裡主殿寮の南製本曹司の北、内教坊の西、半分藏の東に在り、方四十丈の地を占む、南に門あり、構内の西南隅に番所あり、小右記に、長和三年三月十二日、大宿直焼亡の事見えたり、賴政案集に、大内守護ながら殿上ゆるされぬをい、まはぬにせなかりけるころ、行幸ありて侍けるに、大宿直なるこやにかくれぬ侍るに、月のあかりければ、井後の内侍のつつかはしける、人しれぬ大内山のやまもりは木かくれてのみ方をみるかな、といへるもの亦是所なり(大内裡圖考證)

オホトノモリ 大殿際 天皇の御殿にこもり給ふをいふ、後醍醐天皇に御殿のこといふに至る、萬葉集に、大殿をつかへまつりて殿こもりいませばいと見え、其他伊勢物語、源氏物語等にも見えたり、後醍醐天皇に、御殿に、殿人稱、殿といひ、宮、宮者殿殿の言也といふに同じといへり、

オホトノメラミコト 男大連天皇 繼體天皇の御名、ケイタイエンシラを見よ、

オホトノホカヒ 大殿祭 關源關源今集、

オホド

新嘗祭、大嘗會等の前後、若しくは是等の遺教、寮宮、寮院卜定の後等に、屋敷久遠命、屋敷豐字氣姫命、及び大宮賣命(久遠は木の數、豐字氣は稻の穗を繁り、宮殿の災變なきを祈る祭を云ふ、關源神祇官宮四合(玉、切木綿、米及び酒瓶を納む)を八足案二脚に置き、神部四人をして舁かしむ、中臣、忌部宮人、宮主、史生、神部等木綿繩を著けて左右に分れ、御巫、案後に列し、延政門の外に至り案を賈子の上に置き、大舍人門を呼ぶ、關司之を奏す、勅あり、關司傳宣す、宮內省宮人、神祇官人を召すと奏す、神祇官中臣木綿繩を著け、忌部木綿繩を加ふ、共に案前に立て、仁壽殿に進む、是より先御巫等宮門より入りて、内裏に候す、中臣忌部御巫等皆殿内に入り從て、御巫一人案案殿に進み、一人承明門に至り共に散れ、忌部玉を執り、殿の西隅に懸け、御巫米酒を散じ木綿を切り出す、中臣仁壽殿の南に候て忌部殿に向ひ、微聲祝詞を讀む、終て玉を浴殿及び別殿四隅に懸け、御巫米酒を散する初めの如し、陰明門より退出し、宮主、神部を引、炊殿に至り木綿を懸け、米酒を散じ、炊殿神祇官に給ふ、祭終て、宮主忌部火庭火祭を内膳司に修む、上世より出雲玉作氏御祈玉を買して以て祭事に供ふ、後世玉に代ふるに土錢を以てす(關源神祇官太古魂々符尊の時天玉命諸部神を帥て齋芥を以て材木を伐採し、手置帆真彦狹知二神と璽殿を興し、又諸神と鏡玉幣物を造て天祖に祈請して新殿に移す、天玉命、天兒屋命と日御綱を殿上に懸け、大宮賣神を御前に侍せしむ、大殿祭此に權與す、神武天皇槿原宮に都を定め給ふや天宮命壽儀に違ひ、手置帆真彦狹知二神の齋に正殿を築かしめ幣物を備へて殿祭を行ふ、此より大殿築水く忌部氏の世職となる、而して中臣氏又相副て供奉す、寶龜中臣臣

新嘗祭、大嘗會等の前後、若しくは是等の遺教、寮宮、寮院卜定の後等に、屋敷久遠命、屋敷豐字氣姫命、及び大宮賣命(久遠は木の數、豐字氣は稻の穗を繁り、宮殿の災變なきを祈る祭を云ふ、關源神祇官宮四合(玉、切木綿、米及び酒瓶を納む)を八足案二脚に置き、神部四人をして舁かしむ、中臣、忌部宮人、宮主、史生、神部等木綿繩を著けて左右に分れ、御巫、案後に列し、延政門の外に至り案を賈子の上に置き、大舍人門を呼ぶ、關司之を奏す、勅あり、關司傳宣す、宮內省宮人、神祇官人を召すと奏す、神祇官中臣木綿繩を著け、忌部木綿繩を加ふ、共に案前に立て、仁壽殿に進む、是より先御巫等宮門より入りて、内裏に候す、中臣忌部御巫等皆殿内に入り從て、御巫一人案案殿に進み、一人承明門に至り共に散れ、忌部玉を執り、殿の西隅に懸け、御巫米酒を散じ木綿を切り出す、中臣仁壽殿の南に候て忌部殿に向ひ、微聲祝詞を讀む、終て玉を浴殿及び別殿四隅に懸け、御巫米酒を散する初めの如し、陰明門より退出し、宮主、神部を引、炊殿に至り木綿を懸け、米酒を散じ、炊殿神祇官に給ふ、祭終て、宮主忌部火庭火祭を内膳司に修む、上世より出雲玉作氏御祈玉を買して以て祭事に供ふ、後世玉に代ふるに土錢を以てす(關源神祇官太古魂々符尊の時天玉命諸部神を帥て齋芥を以て材木を伐採し、手置帆真彦狹知二神と璽殿を興し、又諸神と鏡玉幣物を造て天祖に祈請して新殿に移す、天玉命、天兒屋命と日御綱を殿上に懸け、大宮賣神を御前に侍せしむ、大殿祭此に權與す、神武天皇槿原宮に都を定め給ふや天宮命壽儀に違ひ、手置帆真彦狹知二神の齋に正殿を築かしめ幣物を備へて殿祭を行ふ、此より大殿築水く忌部氏の世職となる、而して中臣氏又相副て供奉す、寶龜中臣臣

此條を專らし、悉に舊式を祖し、中臣兵部卿を帥て供奉する例となす、大同中密部廣成上言して、その非を極論して舊式に復す(古語拾遺、眞觀儀式、古事類苑神祇部)

○大伴氏 高皇產靈尊五世の孫天押日命より出づ、後淳和天皇の諱を避けて單に伴と云ふ、性に朝臣、宿禰等あり、宿禰連并に左京に貫す、天押日命、皇孫彦火瓊杵尊に從て前驅す、神武天皇遷都の時三世孫孫連命道等となり、長髓彦を討し、開國の元勳となる、子孫世々大連に任じて國政を執る、其部下に屬する兵士を大伴部と稱せり、仲哀天皇の時武持始めて大連となる、宣化は尤恭より武烈迄七朝に、金村は仁實以下の朝に仕へ、其子孫、征新羅大將軍となり、孫彦彦高麗を征して功あり、吹負は天武天皇を佐けて壬申の功臣たり、天皇萬姓を定めし時、連を改めて宿禰を賜ふ、旅人、大納言大宰帥、家持中納言征東將軍となる、旅人の証古廣橋奈長麻呂と藤原仲麻呂を滅さんとて却て殺さる、桓武天皇の時參議國道改めて伴宿禰となす、仁明天皇の時山城郡の地一町を賜ひて、兵部を祭る、文德天皇の時三宗領守府將軍となる、清和天皇の時善男大納言に至る、應天門を燒き罪を得て伊豆に流され、宗族皆貶竄に達す、伴氏はより衰ふ、朱雀天皇の時參議保平に朝臣の姓を賜ふ、連姓の系孫彦彦より出づ、又大伴、太田宿禰も孫彦彦より出づ、其族の近江に居るもの、平松氏、甲賀氏と云ひ、三河に居るものを富永氏、陸奥氏と云ふ(書紀、續日本紀、三代實錄、姓氏錄、日本紀略、伴氏系圖)

○高皇產靈尊 天押日命 天津彦日子命 天津日命 道臣命 味日命 雅日臣命

○大日命 日向日命 豐日命 日命 大伴氏

オホド

大日命 日向日命 豐日命 日命 大伴氏

大日命 日向日命 豐日命 日命 大伴氏

オホド

大日命 日向日命 豐日命 日命 大伴氏

大日命 日向日命 豐日命 日命 大伴氏

オホド

大日命 日向日命 豐日命 日命 大伴氏

大日命 日向日命 豐日命 日命 大伴氏

オホト

大友氏 姓は藤原、文行の子孫より出づ、修行近江藤原となり、近藤と稱す、修行曾孫家賴、能成を生む、能成の子能直中原親能の美子となり、中原を習し、大友氏と稱す、吾妻鏡に云ふ、親能の婚妻多野原家の家範を大友と稱す、志賀文書に、能直後其妻相模大友賴地頭を嫡子大

大友氏 姓は藤原、文行の子孫より出づ、修行近江藤原となり、近藤と稱す、修行曾孫家賴、能成を生む、能成の子能直中原親能の美子となり、中原を習し、大友氏と稱す、吾妻鏡に云ふ、親能の婚妻多野原家の家範を大友と稱す、志賀文書に、能直後其妻相模大友賴地頭を嫡子大

大友氏 姓は藤原、文行の子孫より出づ、修行近江藤原となり、近藤と稱す、修行曾孫家賴、能成を生む、能成の子能直中原親能の美子となり、中原を習し、大友氏と稱す、吾妻鏡に云ふ、親能の婚妻多野原家の家範を大友と稱す、志賀文書に、能直後其妻相模大友賴地頭を嫡子大

オホト

大友氏 姓は藤原、文行の子孫より出づ、修行近江藤原となり、近藤と稱す、修行曾孫家賴、能成を生む、能成の子能直中原親能の美子となり、中原を習し、大友氏と稱す、吾妻鏡に云ふ、親能の婚妻多野原家の家範を大友と稱す、志賀文書に、能直後其妻相模大友賴地頭を嫡子大



オホト

六年待後、文徳元年正月参詣に任ず、三月... 大軍を率ゐて朝鮮を征す、二年正月... 大津を治り、小四行長を敗はすして走る...

オホトリ

大鳥城

大鳥城 開祖若代國信... 夫郡上飯坂村南山の上、頂の坦平なる處を一ノ平と... 呼ぶ、東西五十五間、南北五十間、櫓々下りて平なる...

オホナカ

大野城

大野城 開祖筑前國筑紫郡大野... 大野城山 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率...

オホナカ

大野城

大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城山 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率...

オホト

大野城

大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城山 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率...

オホト

大野城

大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城山 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率...

オホト

大野城

大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城山 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率...

オホト

大野城

大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城山 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率...

オホト

大野城

大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城山 開祖天智天皇四年八月百濟の連率... 大野城 開祖天智天皇四年八月百濟の連率...

大野郡

大野郡

大野郡 大野郡 大野郡...



花長治 (押)

大庭氏

大庭氏 姓は平氏、村岡小五郎...

大庭景親

大庭景親

大庭景親 大庭景親...

大庭景能

大庭景能 大庭景能...

大橋流

大橋流

大橋流 大橋流...

大橋秋二

大橋秋二 大橋秋二...

大庭景能

大庭景能 大庭景能...

大庭景能

大庭景能 大庭景能...

大庭景能

大庭景能 大庭景能...

大庭景能

大庭景能 大庭景能...

大番

大番 大番...

大番

大番 大番...

大番

大番 大番...

大番 大番...

大番 大番...

大番 大番...

大番 大番...

大番 大番...

大番 大番...



オホヒ

請して曰く、神殿に事ある時は、新造せらるゝと傳へ...

オホヒ

を見よ。又左大臣經宗の大炊御門の北宮小路西の第...

オホヒ

の子左大臣經宗、大炊御門の北、宮小路の西に居せ...

大炊御門經宗、大炊御門の北宮小路西の第...

大炊御門經宗、大炊御門の北宮小路西の第...

大炊御門經宗、大炊御門の北宮小路西の第...

オホヒキ

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカドイ

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

大炊御門經宗、大炊御門の北宮小路西の第...

大炊御門經宗、大炊御門の北宮小路西の第...

大炊御門經宗、大炊御門の北宮小路西の第...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...



京西四所安木之像(史傳新)...

オホヒ

請して曰く、神殿に事ある時は、新造せらるゝと傳へ...

オホヒ

を見よ。又左大臣經宗の大炊御門の北宮小路西の第...

オホヒ

の子左大臣經宗、大炊御門の北、宮小路の西に居せ...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊殿、里内裡の一、京都大炊...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...

オホヒカド

大炊御門、大炊御門經宗...



オホマ

神祇官  
少史  
太政官  
少納言從五位下藤原朝臣伊長  
大外記正六位上三善朝臣爲任  
少外記正六位上中原朝臣廣能  
播少外記正六位上中原朝臣仲信

左大史正六位上清原真人祐定  
右大史正六位上中原朝臣直  
左少史正六位上中原朝臣憲長  
右大史  
右少史正六位上高橋朝臣信弘  
中務省  
少史  
少史  
内舍人正六位上多朝臣廣成  
内舍人正六位上源朝臣行家  
内舍人正六位上大江朝臣長季

少史  
少史  
内舍人正六位上源朝臣行家  
内舍人正六位上大江朝臣長季

オホマ

内舍人正六位上平朝臣宗真  
内記局  
監物局  
主典  
主典  
(以下大皇太后宮職より御守府に至るまで略す)  
大間を巻たる團



オホマツツリヒトイフ  
参議「サシギ」を見

オホマト 大的 諸國歩射の的を云ふ、舊は  
的とのみ云ひしが、小的出来しより之に對して大的  
と云ふ、徑五尺二寸あり○本朝軍器考に、大的と云  
ふは、徑五尺二寸にも又三尺五寸にもする、弓場は  
三十三枚にはくれば、物間は三十一枚也と見えたり  
り○國書に、弓の板をあや杉に組みて徑五尺二寸に  
圓くして紙にて張り、白く塗て三重に繪を出す、繪  
とは繪を香くことを云ふ、的(マト)参看(貞丈雜記、  
四季草、法量物)

オホマトコラン 大的御覽 名江戶幕  
府年中行事の一、毎年春秋二季諸番士の一隊の中  
り、射手三人を選び出し、吹上の弓場にて大的を射  
らしむるを將軍の覽をいふ、もし矢遠はぬ者には  
御衣一重を賞賜す、開元四年の秋、家光  
將軍九山見御覽に於て、御番方の射上覽ありしを

オホミコトモチノツカサ 於保美許止  
母知乃都加佐 大宰府を云ふ、於保は美許大  
許止は、母知乃都加佐は府の義、即ち天皇の御  
額を我身に帶持して任國に赴き、其國を治する職名  
なり、クサヰイフ(参看(太宰府考))

オホミシジヤウ 大溝城 關西近江國高  
島郡大津村に關西水久中佐々木信綱の二男信高  
始めて此地に城を築きて居る、永正十五年淺井亮政  
攻めて之を有す、後、淺井氏相繼ぎて守る、元龜三  
年織田信長之を攻めて陥り、織田信澄に賜ふ、天  
正十年六月信澄亡失せしに因り、丹羽長秀に預けし  
幕で大津に移る、元和五年德川氏分府光信を伊勢國  
土野より此地に移し、二萬石を賜ふ、分部氏陣屋を  
置きて此地を治む、子孫相繼ぎて明治維新に至る(温  
故録、近江輿地誌、近江名跡記、明治政覽)

オホミタウヂラ 大御堂寺 關西尾張國  
知多郡津村に關西眞言宗本尊阿彌陀佛開國聖白  
河天皇の幼願、亦唐中の草創、後、平治の亂源義朝此  
地に設けしを以て、國司平康賴一堂を建ち追善を  
修す、文治六年十月源賴朝此塔に詣つ、享祿四年  
十月兵火に燒失して僅に樓門を存す、天文三年三月  
修造を加ふ、慶長五年秋又燒失し、後、大御堂  
願殿○塔頭に安置、顯明、德松、慈覺、密藏院等の五  
坊あり、池澤尼、織田信孝、平康賴等の遺あり○寺寶  
に源義朝の太刀一柄、源賴朝御像一尊、浴衣義朝横死  
の畫一幅、大御堂供養式の圖一編等あり(尾張志)

オホミツカラ 御寶 人民をいへる古語、民  
は天皇に於て貴重なる寶なりとの意より出てたり、  
常記に民、萬民、兆民、黎民、庶民、衆庶、庶民、庶人

オホマ

オホミカド 大御門 宮殿のことをいふ、萬  
葉集に、藤井が原に大御門云々、日のたての大御門  
に云々、日のよこの大御門に云々と見えたり○又總  
門をいふ、總門は總持の大御門なり、古くは貴人の家  
ならでも、大御門ともいへり、枕草子に、大みかどは  
さしつや云々と見えたり(家屋雜考)

オホミガハリノアハセ 大身替袴  
片々を別色にしたる袴をいふ、大道物の時之を用  
ふるが如し、大身替とは、片身替の事なり、大道物方  
圖書に、文明九年八月御方御所儀、初日御直垂、片  
身替、弓手方紅、馬手方赤袴付云々と見え、又  
土佐光茂が書きたる大道物の繪にも、介添人の腰襦、片  
方淺黄にて、片方紫なるを着たる圖あり、是れ大  
身がはりなるべし、若き人の着する物と見え、貞享  
答書に、大身がはりの袴は晴の時着まじきなり云々  
とあり(貞丈雜記)

オホミケ 大御食 天皇の御食す御飯をい  
ふ、古事記大御食日代宮殿にも、大御食を獻るの時  
云々、また朝夕之大御食と見え、書紀景行卷に、諸國  
君衆饗食、大御食、而共饗會之、高麗集に、遊園  
川之神母大御食兩仕奉等云々、また法保美氣爾部加  
倍麻部流等云々と見え、

オホミケツカサ 大御食津神 神代に於  
て、食物のことを問れる神、オホ、及びミは共に尊  
稱の詞、ケは食(ワケ)のツの音かりたるなり、此神  
五穀其他のものを生じ始めし神なるを以て、大膳職  
にも登り奉り、又新嘗祭の祝詞にも見えたり(古事記  
傳、倭國集)

オホミコトモチノオホキマツリゴトヒト  
太宰大監 太宰府の職員、クサヰイフを見よ、

オホマ

オホミツカラ 御寶 人民をいへる古語、民  
は天皇に於て貴重なる寶なりとの意より出てたり、  
常記に民、萬民、兆民、黎民、庶民、衆庶、庶民、庶人

オホマ

オホミヤ 大前 射的の時、最初に出て射るを  
云ふ(貞丈雜記)  
オホマヘツギミ 百官 「マヘツギミ」を見  
オホマンドコロ 大政所 攝關白家の母  
を云ふ、始めは北政所といふ、後には略して大政所  
と云ふ、攝關白家の妻室を北政所と云ふを以て、  
其母を尊びて然稱するなり、後には他家にても、  
宣言を蒙りて大政所と稱す、増鏡に、近衛北政所  
關白近衛家基の北政所などやむことなきがかり云  
云(康宮記、應永八年六月七日、今日既而舉也、大  
政所(足利義滿妻)參拜神樂云々、秀吉任官記  
天正十二年三月十日内大臣に任ぜし條に、其後大政  
立勅使、以御書所任、北政所に、以て母儀、任大政  
所と見えたり、クサヰイフ(参看(マンドコロ、参看、  
オホマ)) 大忌 大嘗會の職名、小忌(サミ)を見  
オホミヤ 大御母 天皇の御母即ち皇太

オホマ

オホミヤウチ 大宮氏 姓は藤原、公季流、  
内大臣四國寺公益より出づ、公益の二男季光始めて  
大宮と稱す、左中將正四位下となり、貞享元年卒す、  
子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授け  
らる(如曾拙記、華族譜)

○季光 貞時 公亮 昌季 眞季 盛季





オホヤ

兵書を抄録し、名づけて戦國海門といふ。慶應二年長瀬の幕府と豊原を開くや、幕府兵を發して其四境に通る。益二郎自ら兵を率ゐて北方の一面に當り、

オホモ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

(出羽國風土略記、神祇志料、古事類考神祇部)
オホモノミ 大物見 戰國時代戰陣中の役

名、多くの兵士を率ゐて斥候を爲すものなほ、武家名目抄に、普通物の見は、五六騎にて敵に見知られざるを主とするとも、大物見は、敵陣近く進みて其

オホモ

オホモリウチ 大森氏 姓は藤原、關白道隆より出づ、道隆の子忠親伊勢に住す、其子權藤原河

守となり、關河帖沼に移り住す、其孫親家借道守となり、後醍醐天皇を輔す、子孫因て氏となす、世々信濃守と稱す、其裔頼明始めて小田原城に住す、氏頼の時足利特氏に仕へ、寄附地と號す、其子實頼明應四年小田原城を去て真田城に移る、其子藤原北條氏の爲めに亡はる、其弟藤原少房、去て武田氏に屬して僅に記を守る(系圖)

○忠親 藤原 親家 頼忠 行頼 頼朝 藤原 頼朝 藤原 頼朝 藤原 頼朝

オホヤ

オホヤウチ 大宅氏 宅又は家に作る、戸は時代には家主をいふ、

オホヤウチ 大宅氏 宅又は家に作る、戸は時代には家主をいふ、

オホヤ

光任源義家に仕へ武勇を顯はす、所謂大三大夫なり、于光房大二大夫と稱し義家に仕ふ、光任源賴朝に仕へ、關河高橋油比四山等の地を食む、因て其族を高橋氏と稱す、後石見に移る(氏族志)

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

語、大官又大宅の義、朝廷の事には、源氏流の御に、おほやけのかたあとなりて天下をなすべくる方に

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公事 常に首領して公事と云ふ(武家時代の語なる、クワシとは別なり)兼中の政

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとなつぬるに、

オホヤ

の勝夫身を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ。老年赤母衣を帶ふ、其職最し重し。老中の支配にて席

オホヤ

オホヤマカク 大東方 琵琶法師常道六派の一、八坂方の風城元の流を的傳し來れる神弟子に...

オホヤマト

オホヤマトネコヒコフツトニノスメラミコト 大日本根子彦太瓊天皇 孝靈天皇の御名、カワレイテノワラヒを見よ...

オホヤ

オホヤマトネコヒコフツトニノスメラミコト 大日本根子彦太瓊天皇 孝靈天皇の御名、カワレイテノワラヒを見よ...

オホヤマト

オホヤマトヒコスキトモノミコト 大日本彦根友尊 慈徳天皇の御名、イトクタンヲツを見よ...

オホユ

オホユエ 大湯坐 上代天皇湯に浴せしむるを稱とせる婦人、大は豊前、ユへは湯人、湯母とも書す...

オホユカ

オホユカ 大床 廣瀬の別稱、武士の家にては、廣瀬と稱すして大床と云ふ(家屋雜考)...

オホミ

オホミヤク 大算役 江戸幕府の時、銀座の役名、金銀出来の数を数ふることを掌る、手代之を勤む、金銀吹替次第に、先づ出来丁銀三十枚宛、銅盆にて銀取り請取、銀座筋役の者へ數を見せんが爲に、數取一枚置き、夫より私方筋役の者へも同く一枚置き、残り二十八枚を極印役へ相渡し、一吹相濟みし上にて、右數取に差置し丁銀何枚と、雙方筋役の者より請取り、極印役へ相渡し、都合一吹分何百枚と極印方へ斷ることを行ふなり、小玉銀は、銀座奥番、目方掛より五百目宛柄に入、目方番相添へ請取、極印役へ相渡し、極印濟みし上請取り銀座...

オホミ

オホミヤク 大算役 江戸幕府の時、銀座の役名、金銀出来の数を数ふることを掌る、手代之を勤む、金銀吹替次第に、先づ出来丁銀三十枚宛、銅盆にて銀取り請取、銀座筋役の者へ數を見せんが爲に、數取一枚置き、夫より私方筋役の者へも同く一枚置き、残り二十八枚を極印役へ相渡し、一吹相濟みし上にて、右數取に差置し丁銀何枚と、雙方筋役の者より請取り、極印役へ相渡し、都合一吹分何百枚と極印方へ斷ることを行ふなり、小玉銀は、銀座奥番、目方掛より五百目宛柄に入、目方番相添へ請取、極印役へ相渡し、極印濟みし上請取り銀座...

オホミ

オホミヤク 大算役 江戸幕府の時、銀座の役名、金銀出来の数を数ふることを掌る、手代之を勤む、金銀吹替次第に、先づ出来丁銀三十枚宛、銅盆にて銀取り請取、銀座筋役の者へ數を見せんが爲に、數取一枚置き、夫より私方筋役の者へも同く一枚置き、残り二十八枚を極印役へ相渡し、一吹相濟みし上にて、右數取に差置し丁銀何枚と、雙方筋役の者より請取り、極印役へ相渡し、都合一吹分何百枚と極印方へ斷ることを行ふなり、小玉銀は、銀座奥番、目方掛より五百目宛柄に入、目方番相添へ請取、極印役へ相渡し、極印濟みし上請取り銀座...

オホミ

オホミヤク 大算役 江戸幕府の時、銀座の役名、金銀出来の数を数ふることを掌る、手代之を勤む、金銀吹替次第に、先づ出来丁銀三十枚宛、銅盆にて銀取り請取、銀座筋役の者へ數を見せんが爲に、數取一枚置き、夫より私方筋役の者へも同く一枚置き、残り二十八枚を極印役へ相渡し、一吹相濟みし上にて、右數取に差置し丁銀何枚と、雙方筋役の者より請取り、極印役へ相渡し、都合一吹分何百枚と極印方へ斷ることを行ふなり、小玉銀は、銀座奥番、目方掛より五百目宛柄に入、目方番相添へ請取、極印役へ相渡し、極印濟みし上請取り銀座...

オホミ

オホミヤク 大算役 江戸幕府の時、銀座の役名、金銀出来の数を数ふることを掌る、手代之を勤む、金銀吹替次第に、先づ出来丁銀三十枚宛、銅盆にて銀取り請取、銀座筋役の者へ數を見せんが爲に、數取一枚置き、夫より私方筋役の者へも同く一枚置き、残り二十八枚を極印役へ相渡し、一吹相濟みし上にて、右數取に差置し丁銀何枚と、雙方筋役の者より請取り、極印役へ相渡し、都合一吹分何百枚と極印方へ斷ることを行ふなり、小玉銀は、銀座奥番、目方掛より五百目宛柄に入、目方番相添へ請取、極印役へ相渡し、極印濟みし上請取り銀座...

オホミ

オホミヤク 大算役 江戸幕府の時、銀座の役名、金銀出来の数を数ふることを掌る、手代之を勤む、金銀吹替次第に、先づ出来丁銀三十枚宛、銅盆にて銀取り請取、銀座筋役の者へ數を見せんが爲に、數取一枚置き、夫より私方筋役の者へも同く一枚置き、残り二十八枚を極印役へ相渡し、一吹相濟みし上にて、右數取に差置し丁銀何枚と、雙方筋役の者より請取り、極印役へ相渡し、都合一吹分何百枚と極印方へ斷ることを行ふなり、小玉銀は、銀座奥番、目方掛より五百目宛柄に入、目方番相添へ請取、極印役へ相渡し、極印濟みし上請取り銀座...

オホミ

オホミヤク 大算役 江戸幕府の時、銀座の役名、金銀出来の数を数ふることを掌る、手代之を勤む、金銀吹替次第に、先づ出来丁銀三十枚宛、銅盆にて銀取り請取、銀座筋役の者へ數を見せんが爲に、數取一枚置き、夫より私方筋役の者へも同く一枚置き、残り二十八枚を極印役へ相渡し、一吹相濟みし上にて、右數取に差置し丁銀何枚と、雙方筋役の者より請取り、極印役へ相渡し、都合一吹分何百枚と極印方へ斷ることを行ふなり、小玉銀は、銀座奥番、目方掛より五百目宛柄に入、目方番相添へ請取、極印役へ相渡し、極印濟みし上請取り銀座...

ヲミ

抄、二中殿、姓名録抄、姓序考、古事記傳、古今要

末、和薬、小高、長田、穴師

ヲミ、小忌、大嘗會の時に行ふ齋戒、致

ヲミナベシ、女郎花、染色の名、七八月の頃

ヲミ、御末男、足利將軍の役名、貞丈繼

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ

の時着する服を云ふ、又齋服とも云ふ、單に「ヲミ」

の時、上綱、宰相、辨官など、齋束の上に之を着用す、但

の出納より獻する故に出納、小忌と云ふ、諸司の小忌は

大忌と云ひ一あるをば小忌と云ふ、高倉家傳に云ふ、

杯の役人着る也と、齋束、白布の着て、袴の中央に、

紙捻を垂るなり、裝束圖式に、白布を張て山葉に

の寸法を用ふ云々、白き布を紵紙にして、藍を摺り、

後に藍く、藍なし、各一重なり、文は小草柳木に、早

の寸法を用ふ云々、白き布を紵紙にして、藍を摺り、



(紙捻式圖東裝)

ヲミ

無袖左右各一、凡四幅也、紙を以て縫り閉じ、大袖

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ

の時着する服を云ふ、又齋服とも云ふ、單に「ヲミ」

の時、上綱、宰相、辨官など、齋束の上に之を着用す、但

の出納より獻する故に出納、小忌と云ふ、諸司の小忌は

大忌と云ひ一あるをば小忌と云ふ、高倉家傳に云ふ、

杯の役人着る也と、齋束、白布の着て、袴の中央に、

ヲミ

無袖左右各一、凡四幅也、紙を以て縫り閉じ、大袖

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末男、御末女又御末の男とも云ふ

ヲミ、御末女、御末女又御末の男とも云ふ

オンケウノジ

オンケウノジ 飲光 慈雲(シカン)を見よ、

オンケウノジ 隠形呪 摩利支天の呪、

オンケウノジ 隠劍 脇差を云ふ、オンケンと

オンケン 遠國 京都を中心として、諸國を遠

ランゴク 遠國 京都を中心として、諸國を遠

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

ランゴク

ランゴク アキヤウ 遠國奉行 江戸幕府

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

ランサ

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランサ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

オンシヤウカウ

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時



ランナ

八までも、或は之を結はするに至りたり、抑江戸の開けてより寛水の頃までは、婦人は細き麻繩にて髪を束ね、其上を黒き絹にてまきしに、其後麻繩をやめてもゆひがみといふものにてゆひ、それより絹にてまき事をやめたるよし、嬉遊笑覽に、江戸にて女髪結は、寶永七年頃、深川茶屋むきに、上方風の髪ゆふ女ありしが其後所々に女かみゆひ出来れりといへり、上方風の髪結女とは、女形の俳優山下金作が假髪結なり、蝶の結帯に、此事を詳に記るを、安永の末山下金作深川榮木に住す、此者のかつらつけ仲町の妓に通じたりしに、或日此妓の髪をかづらの様に結ひつけるを、妓屋うらやみ、謝物を贈りてゆはせけるに、後は一度を二百度と定めけるに結はする者多ければ、かつら附を止めて妓の髪を結ぶを渡世としたり、其弟子に甚吉なる者あり、また髪結を業とせしに、女の弟子あり、弟子に髪をすかせ、甚吉其跡へまはりて結ぶ、是れ寛政三年の頃なり、云々

ランナクビ

女首 軍隊の時正法に據らざるに削きたる鼻をいふ、凡て敵の鼻を削ぐには上唇へかけて鼻をそぎ、敵の胸板へ入て持つべきを正法となす、その法を知らずして濫に削り取ることと女首と稱するなり(蘭語)

ランナジヨボ

女叙位 女に位階を賜はるを云ふ、隔年正月八日に行はる、蓋し除目以前に之を行ふ、雪洞抄に、近代定日なしと云、公事根源に詳しく其儀式を述べていへく、其儀大方は叙位におなじ、大層論、小傳論、切統の申文、空文など云ふのあり、切統の申文と云ふは、たとへば、生年十一歳、女官、四十一年の勞を以て叙爵するも、其間の勞は、かの十一年の勞に三十分ならずば、其間の勞

ランナワラハ

女端 「ニショユ」を見よ、とせる職者いふ、もと御坊と書き、僧の火葬を掌る者いひしが、後此專職の者の爲す業となりて、終に其名移りたるものなり、ランナワラハ文字に定説なし、煙坊、煙坊、煙坊など、かけり、孰も借字なり、江戸時代後多非人など同様取扱はれた(職者考)

ランナカセ

音博士 又音韻博士、コノハカセ、と云む、唐名音儒、又音韻博士、大學寮の下に屬し、漢音漢字を教ふことを掌る、官位相當從七位上、後に從五位上となる、蘭語(文武天皇大寶元年之を制定して二人を置く(令義解、難原抄))

ランナカサ

御旗差 御旗を持する者を云ふ、後醍醐天皇關東を征せんとして、此御旗を官軍のしるしとし給ひしに始まる、太平記諸將被逐早馬於船上條に、金持大和守御旗を差して左に候し云々、同毛利本義貞爲節度使の條にも、御旗差の奉久武見たり、其後足利將軍征討の時、此御旗を請ふて出陣す、其時諸大夫たる輩を御旗差とし、騎馬の侍を御旗副と稱して差副ふ餘なり、足利以後は此職なし(武家名目抄)

ランナタツ

御旗副 御旗差(オンナカサ)を見よ、

ランナラヒ

御祓 天皇解除の時、御身の不淨を清め給ふ祓を云ふ、祓の有様は大概七瀬に同じ、内侍御物を進め、上臈之を傳へて天皇の御身を撫で給ひ、河原へ南向せし使隨るの後祈禱したる直

ランナ

オンハ

ランナ

を勤へて母の三十年と、女の十年とを取り合せて、四十年の勞になして、五位の爵を申すなり、これを切統の申文とは云ふべし、又典侍、掌侍、命婦、藏人、東監子、はしんくのものを叙する事あり、二位三位など、さるべき人あれば、叙せらるるなり、中にも東監子(アツマツラハ)と云ふは(中略)年毎に申文をいたし、必ず五位の位をたまふなり、これは昔より同じ名字を相傳して、紀朝臣季明となる、いと不思議なる事にこそ、持統天皇の御宇正月に、内親王以下の位を賜ふと侍るは、女叙位の始めならんかしとあり、

ランナタイフ

女太夫 女淨瑠璃のことといふ、江戸時代管笠を冠り、三絃を弾き、踏上を徘徊し、人家に立て鏡を乞ふもの、後ち寄席などに出て義太夫を罷れり、武江年表天保十四年の條に、六字兩無右衛門左門よしとか等が、流れたる女太夫行れて、湯を構へ、高座に登りて耻の色なく、婦女子のにげなき義太夫節の淨瑠璃をかたりける、愚夫愚婦さそひて之を開き、之を見て藝の巧拙をいはずして、容貌の美悪を論じけるが、やがて之を棄せられしかば、此輩いづちへかたまりしと見えたり、

ランナタウカ

女踏歌 「マツカ」を見よ、源氏物語、空物語等に見ゆ(條訓栞)

ランナテモノ

御撫物 新婦の時、身を捨てて職を被ひ捨つる人形を云ふ、ヒトカマ、と云ふ、婦人閣所通行の際、その身を取調ふべき規則の五箇條をいふ、元禄十年九月令之と云ふ(一)禮尼、是はよき人の後室又は姉妹などの髪調はちたるをいふ(二)禮尼、是は普通の女の髪調り、はちたるをいふ

ランナゴヤウ

女五條 江戸幕府の時、御撫物 新婦の時、身を捨てて職を被ひ捨つる人形を云ふ、ヒトカマ、と云ふ、婦人閣所通行の際、その身を取調ふべき規則の五箇條をいふ、元禄十年九月令之と云ふ(一)禮尼、是はよき人の後室又は姉妹などの髪調はちたるをいふ(二)禮尼、是は普通の女の髪調り、はちたるをいふ

ランナトハシメ

御的始 「マト」を見よ、

ランナトアギヤウ

御的奉行 「マト」を見よ、

ランナミツ

隠密 江戸時代、探偵の者を俗にいふ語、隠し目付或は忍び目付と同じ(官中要録)

ランメイモン

温明殿 「ワンメイモン」と訓むを正しとす、同様を見よ、

ランメイモン

陰明門 大内裡内廊十二門の一、宮西面の中門といふ、後涼殿の後に在り、宣秋門と相距る四十八丈、其製作宣陽門に同じ、三間月一門、門外に南北の二舎あり、右兵衛門といふ、門内に右兵衛の陣あるを以てなり(拾芥抄、大内裡圖考)

ランモノ

玉現(ヤコクハイ)を見よ、

ランモノイ

追物射 射撃の一種、馬に乗って地を走る駒を追ひて、身なきがりに射る事を云ふ、

ランナ

(三)比丘尼、是は伊勢上人等光孝上人などの弟子又はよき人の召仕其外熊野比丘尼等なり(四)髮切、是は髮の長短に依らず少し切りしもの、中はさみ出来物の上など狭みしものと孰も髮切、又髪の上を削ぎて未だそらはざるは髮切にあらずれども髮切と見ゆれば髮切となす(五)小女、是は當歳より振袖の内のおたるべしとあり(高野餘慶聖書)

ランナマヒ

女舞 内教坊の婦人の舞をいふ、教訓抄に、皇帝(樂曲の名)六人、天皇實壽樂十人、玉樹後庭花十二人、赤白桃李花十二人、玉殿舞樂六人、婦帝萬壽樂八人とあり、

ランナミヤ

女宮 内親王を云ふ、「チコロ」を見よ、

ランナモジ

女文字 平假字をいふ、また女手、女假字とも稱す、漢字を男文字と云ふに對しての稱なり、「カナ」を見よ、

ランナラウ

女牢 江戸幕府の時、犯罪ある女を容る、獄舎○女牢は西口の湯屋にて櫻井あり、女囚は人数少敷に東西に分ち無く、若し多人數の時、遠島部屋(東の口の湯屋)に入れ置く、牢内にては女牢を女部屋といふ、入牢の時、乞食の女房一人づゝ相詰、女牢附人と稱し、一月毎に交代して牢内に居り、衣服等の改を爲すなり、女の入牢あらば先づ牢屋火の番所へ入り其指輪より指符を取取れ、指符一々名所年を當人に届けて、夫より牢内へ送る、監外さやにて女部屋入りと云へば、牢内の名主、ハイといひ、尋で、深川無福何某と呼ぶ時、牢名主、ハイ御有か、と答ふ、其時指符を當番に渡し入口を開き、牢に入る乞食女房出来りて、獄門の上にて先づ下袴を改め、之をいそぎ、衣服を一つづつに改め、髪をよそぎ、洗ひて、後、牢内

ランモン

蘭文 蘭語(蘭語)の文字を云ふ、「ランメン」を音して、通俗の文字と言はる程の意、起原朝鮮四代の君主、世宗莊憲王の二十八年、鄭麟趾中叔舟成三間等に命じて撰定せしむ、此文字の制作につきては數説あり、伊東長屋は漢字より出でしとし、佛蘭西の東洋學者、レンジュアハは、漢字の體に基きしとし、グラブルトは百濟人の手に成りて、漢字の一片を取て製るとし、「テロル」は佛敎文字の古體とし、「エトキン」は梵語より出でしとし、「フルベルト」は四藏文字に基き、之を支那文字の形に假ひて、方形形となしたるとす、白鳥博士は、文字の形及び、歴史上の關係より、四藏文字より出でし八思巴文字より出でしとす、即ち梵字より四藏文字、四藏文字より八思巴文字、八思巴文字より漢文と順次變化し來りしなり、今次頁に譯文の字を、日本古代文字考によりて示す、

ランヤウケ

陰陽家 陰陽師ともいふ、陰陽家に出仕して曆占の事を掌る家をいふ、貞丈記に、陰陽家、いにしへは兩家あり、安倍氏と賀茂氏と也、安倍は土御門と號し、賀茂は勲解由小路(天文年中公卿姓名に見えたり)と號す(名乗の通り字、安倍は有の字、又養の字なり、賀茂は在の字也、勲解由小路は、今禁裏には經えて其の末裔都にあり、幸徳井と號す(昔は安倍を定行事と云ひ、賀茂を善通士と云ふ)と見えたり、

ランヤウシ

陰陽師 陰陽師ワラフと號す「オンヤウシ」といふ、唐名大卜師と云ふ、陰陽家、陰陽師に屬し占及相地の事を掌る、定員六人、

ランモ

オンヤ

Table with 2 columns: 訂正読み圖 (Correction Reading Chart) and 音切 (Phonetic Breakdown). It lists various Japanese characters and their corresponding phonetic symbols in both traditional and modern notation.

Table with 5 columns: 音聲終 (Sound End), 音拗濁 (Sound Change/Diphthong), 音拗切 (Sound Change/Cut), 音濁 (Sound Diphthong), 音切激 (Sound Cut/Exclamation). It provides phonetic breakdowns for various characters.

オンヤ

Official text regarding the appointment of Onya, discussing titles and positions.

オンヤウハカセ

Official text regarding the appointment of Onyauhaka, mentioning '陰陽博士' and '陰陽寮'.

オンヤウレウ

Official text regarding the appointment of Onyaureu, including details about '陰陽寮' and '天文'.

Text block starting with 'オンユバハジメ' and 'オンユミハジメ', describing court titles and historical figures.

オンユ

Text block starting with 'オムロ', 'オムロヤキ', 'オメグリ', and 'オメシウマアツカリ', describing various court and military titles.

オメシ

Text block starting with 'オメシエ', 'オメシエヤシキ', 'オモカ', 'オモカク', 'オモカカドシ', and 'オモダカノモン', describing various titles and terms.

オモガ



オモダ

オモダ 蕨の形に似て長く末がれり、之を家紋にしたるもの、左の諸家とす、久松、土井、稻垣、水野(新宮藩)の諸氏は「立澤蕨」○豊平、水野(徳島藩)の諸氏は「丸に澤蕨」○水野(丸の中に澤蕨を畫く)○水野下氏は「だきおまたか」、水野氏(徳島藩)は「丸にだきおまたか」



オモダカノヨロビ 澤蕨鏡 源氏重代相 澤の鏡の名(保元物語)  
オモチツツカシラ 御持筒頭 「モチツツカシラ」を見よ、  
オモチユミカシラ 御持弓頭 「モチユミカシラ」を見よ、

オモツキ 思付 延喜法師の抄撰、及び師堂の末弟子等々その思ふ所に従つて師に附屬することないふ、他の派の者には是れなしといふ(當道要集)

オモツラ

オモツラ 繻 「オモツラ」の古稱、又「オシカケ」といふ由常照墨草に見えたり、馬の頭より、響にかけて結びたる繻を云ふ、本朝軍器考に、和頭、和名抄に、唐繻の繻は、和頭なり、和頭の繻といふを引、漢語抄に、繻頭は於都呂馬といふ、今按ずるに、繻頭、即ち繻頭也といふ、飾抄には、繻頭とるなり、今は於毛加伊といふ、又面繻、繻、風懸を佐幸加伊などいふなり、延喜式には、繻の繻頭は、六位以下は繻せらる、由見ゆ、繻抄

オモトクシ

オモトクシ 侍醫 「オモトクシ」を見よ、

オモトビト

オモトビト 侍従 「オモトビト」を見よ、

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノササシユウ

オモノササシユウ 御物沙汰衆 鎌倉時代の名、御物の事を取扱ふ人を云ふ、香妻説書屋代、二年九月二十六日の條に、御物沙汰衆、奉公勤厚、賜誥物、是日追宣式也と見えたり、

オモノシ

オモノシ 御物師 古(雜物師のこと)をいふ(徳訓集)

オモノダナ

オモノダナ 膳棚 天皇の閑食御饗などを置く棚をいふ、御物棚と香くは非なり、禁秘抄に、供御六府御饗供先例等、置膳棚、付御厨子所、云々、如三菓子、必先一獻内侍所、置膳棚、不厭、菓于萬物同之、云々と見ゆ、

オモテ

オモテ 表右筆 備前國江戶幕府の職名、表方の日記記注のことを掌り、機密に預らす、日記方、分限方、家督方等の分限あり、又奉書内書をして兼て清書す、普通の文書を掌る者にして、奥右筆との相違は在り、組頭、表右筆あり、執も若年寄の支配たり、組頭は、四員を置、後三、八十年に及ぶ、百五十位高なり、備前國備前長門足利の遺臣曾我前納言の故實に明なるを以て右筆の事を掌らしめ、内書以下の訓を定む、是れ當職の始めなり、元禄二年十月始めて、奥表の二に分離、組頭四人を置き一人を泊番に充つ、享保十二年、一月兩人勤めとし泊番を廢す、十一年三人勤めとなす、慶應二年十二月に至りて廢す(明長帶錄、東鑑、官制沿革史)



に見えし所！ 其制與職職に同じくして、たる面懸には杏葉をつけず今の世に用ふる此物に大小の組四つある也といへ

オモテ

オモテサシ 表指 刀の弄をいふ、練は腰刀のさし表、巫形所にさす物なるをいふ表指といふ、小刀を真指といふに對しての稱(武家名目抄)

オモテシユツギヨ

オモテシユツギヨ 表出御 江戶幕府の時、將軍、御白書院、御黒書院、或は大廣間などの表の間に出づることいふ、

オモテタイトコロ

オモテタイトコロ 表臺所 備前國江戶幕府の職名、庭園を掌り、宴饗賜與の飲饌に給す、備前國頭、一人、高二百位、役料百俵、若年寄の支配にして席次焼火間とす、組頭四人、高百俵四人扶持を給す、頭の支配にして焼火間上下役なり、小間遣頭二人、高三十俵二人扶持、役料三人扶持、支配及び席次は組頭に同じ、享保二十年三月始めて之を置、小間遣組頭四人、高詳かならず、番所番二十人、高二百俵、執も譜代なり(武家名目抄、武鑑、東鑑)

オモテツツカヒ

オモテツツカヒ 表使 江戶幕府の大奥の職名、年寄の指圖を受けて諸買物を掌り、或は年寄中將等に隨行して代參を勤め、或は御康數役人と應接し、大奥女中の中樞要の位地に在り、才智勝れたるものならずは勤め兼ねる由、されば、買上物ある時には、其趣を廣敷御用人に通知し、買上物ある敷、御用人を承りて御前に取り次ぎ、御返答を廣敷に通知す、是れ表使の稱の取て来る所なり、家督將軍の時廣敷数を減れしむ、慶應八石、三人扶持、合力金三十兩、宗廟百俵を受く(千代田城大奥)

オモテバウス

オモテバウス 表坊主 江戶幕府の職名、幕府の表向に使はれ、殿中の備置、給仕掃除等を掌る坊主をいふ、二百十六人あり、二十俵二人扶持を給す、組頭は、七人にて、高四十俵を給す○四九には表坊主九十人、組頭五人あり(明長帶錄、官制沿革史)

オモノチヤシ

オモノチヤシ 御物茶師 江戸時代、宇治の茶師にて、將軍家飲料の茶を掌るものいふ、上林、上林、上林三入、上林春松、上林味、上林平入、星野真以、永井貞徳、尾崎有兼、酒多宗有、竹田道庵の十一家を勤め、上林味順、上林竹菴の二人頭取に領れり、上林味順は五百石、上林竹菴は三百石を領す、宇治にては之を兩上林と稱し、又上林味順方を上屋敷、上林竹菴方を下屋敷など稱して、殆ど領主の如き權勢を有せしといふ、上林兩家隔年に頭取を務む、故に之を年番と云ふ、御物茶師は何れも田疇あるものなるが、特に上林竹菴の祖先是越前といひし頃、岡崎にて家康に仕へ、後宇治に茶園と家とを賜ひ、竹菴と號せしが、慶長五年伏見城中にて討死す、將軍家綱の時寛文五年竹菴の曾孫に朱印を賜ひて、御物茶師の頭取となす○御物茶師は、大抵大名の茶師を兼ね(大名茶師と云ふとき)、従て其藩中一般の人の茶を供給する利益あり○御物茶師は、制製して十條を著し、一刀をさすことを許さる、往古同朋より成りしもの多けれど、其遺風にてかく制製せしにや、但し上林兩家は代官格なれば、制製せずといふ、年始には、江戸城中にいて、將軍に謁し、家督の時、二條城に出てて京師所司代の前にて、血列を押し、將軍家に對して不忠をなさることを誓ふを例となす(製茶沿革)

オモノツクリノウチカタ

オモノツクリノウチカタ 御物作打刀 室町幕府の時、將軍の帶する打刀を云ふ、將軍服御の物と云ふ意、御召など云ふに同じ、宗五大双紙に、公方様御打刀はいつれもさや袋に入候しやくどふ御東、つばふくりん金、つかかしらこじりやくりかたやき付、御ゆめさ丸に桐焼つけ、御さげ

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモテ

オモテ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノ

オモノ 御物 武家にて、將軍及び御寮所、若君等御物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)



オランダ

定の場所あるにはあらず、江次第元日家の條に、南殿降子北東四行雙三舖小篷二枚、其週次三大宋御屏風二帖(東向開戸)其内立三未湊小椅子、爲御粧物所こと

オランダ

千八百三十三年(仁孝天皇天保四年)白耳義國分立して王國となる、慶長三年四月(西暦千五百九十八年)前船隻後に派着す、四年四月蘭人、アダムス、江戸に來り數學を教へ、洋式の船を造る、五年蘭人耶揚子、英國人安針某と共に、和泉界浦に來る、德川家康江戸に之を招き、宅地傳來を興へて府下に留む、十三年八月平戸に來り通商を請ふ之を許す、元和七年(千六百二十一年)平戸に和蘭館を建て、甲比丹を派駐し、歲々方物を賣す、即ち寛永四年、十六年五月、十八年五月、慶安三年三月(元年一たび入貢を停む)承應二年、明暦元年正月、寛文元年、十二年、延寶元年三月、天和元年、貞享元年二月、寶永元年、正徳元年三月、享保六年、七年及び十年、元文元年、寛保元年三月、延享元年三月、寛延元年三月、寶曆元年春、明和五年三月、安永五年三月、寛政二年四月、五年六月、及び十年春、文化十一年二月、文政元年三月、弘化元年二月、嘉永二年、三年六月、安政二年六月等、或は來聘して、方物を獻じ、或は歐洲諸國の形勢を報告す、安政三年七月蘭人來り交易を諸國に許す之を請す、五年七月十日假條約を結ぶ、萬延元年二月九日(千八百六十年)本條約を結ぶ、文久二年六月、幕府内田恒次郎、澤太郎左衛門、伊東玄伯、林研海等に命じ、蘭國に留學せしめ、明治に至り彼我互に公使を派して駐劄せしめ、和親を結ぶ(萬國歷史、萬國地理、外交志稿)

オランダ

和蘭流 醫道の流派の名、和蘭國より傳はりたる流をいふ、南蠻流の醫術に次ぎて傳はりたるもの、寛永十八年、長崎に居留を許され、蘭館を出島に定め、年々異國珍物を舶來し、且つ名醫の入來する者多かりしが、譯司其術を見習ひ遂に其法を傳ふ、爾來世人其術の秀てたるを認め、長崎に至り、其業を受くる者多く、後ち安政時蘭人吉

オランダ

和蘭流 醫道の流派の名、和蘭國より傳はりたる流をいふ、南蠻流の醫術に次ぎて傳はりたるもの、寛永十八年、長崎に居留を許され、蘭館を出島に定め、年々異國珍物を舶來し、且つ名醫の入來する者多かりしが、譯司其術を見習ひ遂に其法を傳ふ、爾來世人其術の秀てたるを認め、長崎に至り、其業を受くる者多く、後ち安政時蘭人吉

オリイ

田四桂川等の諸流起るに至れり(日本外科史)オリイロ 織色 経緯と緯と、色を帯へて織りたるものを云ふ、たとへば紅緯といはばたてむらさきに、むき紅のものをいふ、古へ裝束に用ひたるもの、織色の概略を示せば左の如し(裝束抄、胡書抄、貞丈雜記)

- 花葉色(経黄、緯山吹) 菘色(経青、緯蘇芳)
女郎花(経青、緯黄) 蒲萄染(経赤、緯紫)
赤色(経紫、緯赤) 薄色(経紫、緯白)
濃色(経緯共濃紫) 薄青(経白、緯青)
半色(経緯共薄紫) 香色(経赤、緯黄)

オリ井ノミヤカド 太上天皇 位を皇太子に譲りて退きたまへる天皇をいふ、即ち太上天皇の、となり、イダヤウチンロウカ云々、オリ井ノミヤ 下居宮 上皇の御所を云ふ、(故實拾要、有職小記)

オリエホシ 折烏帽子 折居ともいふ、俗に侍烏帽子といふ、常の立烏帽子を折りたるをいふ、古今要覽稿に、烏帽子の古製は、柔かなりし故、風に吹かれて折しかば、その體をうつし製し、こぼくなりても、態と折て折烏帽子とは名付しなり、といへり、折り様々によりてかばりあり、京極折、鳥津折、佐竹折、武田折等頗る多し、後世は、是等の形廢れて、僅に装束折、親世折と云ふを傳ふのみ(第一圖)晴の時一寸班を用ふ、約文赤革靴革等主人の好に隨ふ(風色)



オリイ

折烏帽子の頭左へ折返せば左折と云ふ、侍従以上著之右へ折返せば五位以下著之狩衣の時必烏帽子を著也、今侍従以上、以三絲緒、結之四位以下紙捻にて結ぶ云々といへり、貞丈雜記に、上古の折烏はしはうすく柔かにて立直せしを折りて折まばしにしたる也、さればまされも(三角なる所を云ふ)ふたへになりて鏡の如し、其鏡の如くなる内に髪のもとりを入れてかき直し也、又折まばし前にいふ如く、立直せしを折りてかぶる故、風口(ヒタヒタ)の上の穴なり)などもなき也、今はかくりてまされも、(三角なるもの)を切はなしてとりおきにし、ひたひの上、風口とてあなをあけ、又てうづかけを付る爲に、はりがれを曲けて、まばしに打ち置くなり、此等の事情に替りたり、とあり、但し風口は古くよりありて、近頃の者にあらず、古代折烏帽子に作る時に、此風口を切らざれば折ること能はざる式のものありて、止むを得ず切り始めしなり、貞丈雜記の風口の説は誤なりと云ふ、袖嘉樹の説に、堂上家にては風折の事を唯左より右上りとし計り御唱候事は無之、尋常に立烏帽子折烏帽子とのみ御稱し彼成候、其左右の事は、其御家々の御者例にて定期候事故、平日左右の稱は無之候(中略)折烏帽子に成事は人々所存に任ぜらる也、されば左より上りる者候人は左へ折り、



オリカ

右より上りる者候人は右へ折返す事又決定したる事候なり、然れども夫を左折右折とは不申、左より右よりとのみ申事に御座候(下略)又、折烏帽子は風折の事也、侍烏帽子の事にあらざるといへり、今風色圖解所載の圖を示す、烏帽子(ゴウシ)三種、オリカケトウロ 折掛燈籠 竹を折かけて作りし燈籠を云ふ、魂祭に用ふ、五人女五五五に云、亡き人の來る魂祭の業として、鼠尾草折敷て瓜茄子をかしばいに、枝豆かれんに、折かけ燈籠かすかに糊經せはしく、又一雪の洗濯物に、火をとす百合は折かけ燈籠哉(其他明暦二年刊本伴世語彙、貞享四年刊の續書院など)に此名見たり(用捨箱、俳諧時記)

折紙 奉書紙、烏子紙、檀紙、杉原紙等の二ツに折たるものを云ふ、消息、交名、目録等を重に記す、後には文書の一種の名目なり、太刀を獻するを太刀折紙、用途を獻するを要脚折紙と稱し、三種を同じ折紙に書したるを三色折紙、四種を四色折紙、五種を五色折紙とも云ふ、又管領奉行等の折紙あり、これは殆ど奉書の如くなり、將軍又は武將等の命を、其臣が奉じて、折紙にて施行下知するものなり、芥菜鏡に、文治二年三月二十七日乙巳、北條殿已欲遣使關東、仍爲警衛落中、撰一定勇士、被差遣之、其交名注、被折紙、所付遣師中納言一也(折紙交名略)と見えたり、交名の見えし始め、同書文治元年十二月六日乙卯、院奏折紙狀云(折紙狀略す)とあるは、折紙に奏狀の始め、同五年九月十八日乙亥、兼飛脚被奉消息於京都、折紙狀云(折紙狀略す)とあるは、消息の始めなり、室町時代には、家中竹馬紙に、公方様へ御進物の折紙御樣之事(御目録)當方は料紙者高權紙也(前略)に、太刀折紙の次第料紙之事、是も三公以上は大高權紙、三位以上は中高權

オリカ

太刀折紙		要脚折紙	
進上	御大刀 一腰	進上	御大刀 一腰
御馬	一疋	御馬	一疋
以上	武田大膳大六 信光	以上	名字官途 名衆
三色折紙		四色折紙	
進上	御大刀 一腰	進上	御大刀 一腰
御馬	一疋	御小袖	二重
萬正	金千 五拾兩	御馬	一疋
以上	名字官途 名衆	以上	名字官途 名衆
五色折紙			
進上	御大刀 一腰		
御馬	一疋		
御弓	一張		
御征矢	一腰		
御籠	一領		
御馬	一疋		
以上	名字官途 名衆		





カイケ

資料、機關科等を置く、其後履々職制及び事務章程の變更、官衙傳給の改正あり、十五年五月芝公園内に移轉、十九年赤坂御所に移轉す、現今暫定省庁に在り、而して省中の總務、軍務、人事、醫務、經理、司法の七局に分ち、教育本部、農政本部、水産部、大學校、兵學校、機關學校、軍醫學校、藝術練習所、水雷術練習所、機關術練習所、主計官練習所、海軍道兵廠探炭所、下瀬火藥製造所等を管掌(法令全書)

カイケン

海軍奉行 海軍奉行 開元元年七月始めて之を置き、松前伊豆守崇廣を以て海軍兼陸軍奉行とす、將軍親く之を命ず、慶應元年七月大關忠裕を奉行とす、同年九月海軍總奉行松前崇廣を、海陸兩軍總奉行とす、二年十月、海軍奉行並を置き高五千石の職と爲す、同三年六月、海軍附役組頭を置き、軍艦取調役組頭鈴木智之助櫻井貞藏等を之に充て、高百五十俵、在職手當七人扶持を給し、海軍奉行の支配とす、同年十二月、海軍附役組頭勤方を置き、高百俵、在職手當七人扶持を給し、又海軍附役定役を置き高四百俵の職と爲し、孰も海軍奉行並の配下とす、慶應二年の頃、小普請の制度を更め、海陸兩軍に分附し、總て其配下となす(武家名目抄稿、官制沿革略史)

カイクワン

開化天皇 名國御 開元元年九月八日、御母は橘色命、橘積臣遠祖橘色雄命の妹、第九代の天皇開國天皇七降降、都々大和郡上野郡春日地に遷し、率川の宮に居る、在位六十年にして崩す、壽百十一、率川阪水の段に葬る(經運錄、大日本史)

カイコ

抄に、代始改元即位次定事也、其外依大事有之、改元一事、官外記等承之、開文章博士武部大輔、又可然備稱、少々御申、諸朝於降定中、職事奉、其由、重可定申、被仰、或有論言、定以前、職事奉、動文有之、御覽返給、年號字内、可然年號無時、舊御文被下常事也、寬治度被申院(河上皇)近代毎度如此、高保自、上總河天皇被定號、年號定之後、主上於朝、命書給、其儀無一別事、高保紙書、年號之字(一校、其後萬人可書也、承應元年(など)也月不書、只年號許り也、元年(など)次主上著御引直衣(張袴)出御有之書、官方抄、藏人頭、自南方奏之、主上取之置、御座前(文下向)御方(美大臣)給之知之如例、古書、一切奏書時出御清涼殿、而近代界儀皆於朝前、有之、於改元古書者、必可有出御也、延久元年、依入夜於初前、有之、番代例也、承保元年出御中殿(清涼殿)又大内記作、詔先草、次清書、改元後必有敷也と見えたるにて推知すべし、江戸時代に於て、朝廷に於て幕府の同意を得たる上、年號數種を撰み、之に勘文を添へて江戸におくる、幕府にては老中等相談士林家にも諮問し、多くは將軍の御前に於て決定す、然れども其儀は舊に依りて朝廷にて行ひたり、されば元天皇の如きは、即位の初め、改元の恩召ありたれども、幕府の同意なくして、事遂に行はせざりき(改元物語)

カイコクヘイタン

海國兵談 卷第十 六條開國外國に對しての兵備の急務を論究したるもの、本書に、吾が海國の位置より外寇にかかり易きより、其武備は外寇を防ぐを知るに指し當ての急務なるべし、さて外寇を防ぐの術は水戦にあり、水戦の要は大銃にあり、此二つを能く調度する事、日本武島の正味にして唐出陣砲等の由國と軍政の殊

カイケ

カイケウワンゼイ

海關稅 國內外通商貿易の爲め輸入せざる貨物に對し課する稅關稅、開國元六年、米國船浦濱に來り進好を求め、尋て發英等の國亦來り求む、皆安政年間之を許し、條約を定めて以て輸出入の稅率を定む、即ち前後相澤、長崎、横浜、箱館、兵庫、大阪、新潟の六港を開けり、安政四年和蘭國と條約を結ぶ時、噸稅(船積の稅)なり、噸は立積にて四尺四十二方尺有奇とす、噸一噸に付和蘭通川金にて五、マース(即ち八、セント)を入港後二日の内に拂ふこととし、百五十噸以下の船は一噸に、二噸以上一噸に淀泊せば噸稅を拂はしむ、五年米國と條約の時、總て陸揚する貨物は左の如く、運上を納めしむ、即ち貨幣に造りし金銀、造らざる金銀、當用の衣服、家財、及び商賣の爲めにせざる書籍、日本居留の爲めに來る者の携載せし分は運上なし、總て船の造立、船具修造船裝の用品、磁器、雜物、酒類、麵粉、生島、石炭、家屋築造の材木、米、穀、蒸氣器械、亞鉛、鉛、錫、生絹等の諸品は五分、海産物、鹽、硝子の製法に係る酒類は三割五分、前條に擧げざる者は總て二割、金銀貨幣及び銅鐵の外、日本産物輸出する時は五分の運上を納むべしと定め、同年、和蘭、普西亞、英吉利、佛蘭、萬延元年葡葡牙李滿生の二國、文久三年瑞西國と條約を結ぶ時、皆之に従へり、慶應二年五月稅率を改正し、其諸品部て價五分の運上を基本とせり、明治に至り時々課稅品につき布告を發し、又未結條約國と締結して定むるものあり、詳しくは日本租稅志、及び貿易備考等につき見るべし、

カイケイシ

戒師

授戒の師僧をいふ、

改戸

戸を改むるを云ふ、假令は宿願

カイコ

カイコ

なる所なり、之を知りて後陸奥の事に及ぶべし

見、戰時、夜軍、捕十者一騎前、人數甚多、押前、陣取、備立、宿陣、野戰、器械並小舟、糧米、地形、城制、城攻、攻具、籠城、守具、操練、武士之本體並地行制、人數、制度法令の大略、馬之飼立仕込、騎射之事の目に分けて詳かに記せり(開國林手抄、天明六年夏の序あり、寛政三年刊行す、是が爲めに幕府の忌部を受け板を喰たる海國兵談、六無盡全書)

カイコ

既において無用人なるを骸骨にたとへたるなり、史記の項羽本紀に、范增大怒曰、天下大事定矣、君王自爲之、願將軍誅之、幸臣也、見之漢書の元后傳に、風聞之稱病出就第、上詔乞骸骨、乞骸骨など見たり、

カイコ

開墾地 聖地(コンツェン)を見

カイサイノコホリ

海西郡 關西美濃國

開國元六年、天正の末年始めて郡を置つ、郡名考、カイサイと訓み、地誌提要、カイサイと訓めり、明治二十九年下石津及び安八郡の一部と合併して海津郡を置く(美濃國誌、郡名異同一覽、法令全書)

カイサイモク

皆濟目錄 年貢皆濟目錄(ネンゲカイサイモク)を見

カイサン

開山 一宗派を開創せる人、又は一寺を建立せし人をいふ、福圓の化には道路を通じ、不毛を開き、修進には閑靜の處を取る、故に僧徒は多く入跡なき空山を開きて閑靜の處に建つ、即ち開山創寺なり、後、轉じて寺を建てし人に云ひしなり(佛敎伊呂波辭)

カイシ

戒師 授戒の師僧をいふ、

改戸

戸を改むるを云ふ、假令は宿願

カイケ

メ(と)同(と)蓋は青雲の觀、擊子は青雲の尻扇も蓋なり、供御の時女藏人之を役遣し、青雲のみを留めて、蓋尻居は其度毎に持ち歸るなり、江次第佛御座の條に、每物有蓋擊子、果女傳取之、自第三御座凡、上侍、女藏人傳、障幕こと見え、建武年中行事は、かばらばかり取りてか、いしをばもの如く蓋にすてか(し給へば云々とあり(江次第抄、名目抄註釋))

カイケン

開眼

佛像の出来上りたる時、始めて安置する祭をいふ、佛像の眼を開くを義、カイカト訓するは非なり、續紀天平勝寶四年四月の條に、盧舍那大佛像成、始開眼、云々とあり、禮容自語に、新佛を開眼供養とて法事せることあれども、誠の開眼をさかず、昔は開眼供養は、佛面に開眼せしことなるべし、東大寺大佛殿詞に、菩提樹正佛前にすいみみりて、筆をとりて開眼し奉る、其筆に綱を付けて受業の諸人此綱にとりつひて皆開眼の緣をむすびしことなりとみえたりとあり、

カイケン

開國

朝廷より命じて、特に警備せしめたる關所の因を解くをいふ、また、カイケラト訓も、後世開關解陣と唱へたり、名目抄に、開國有日數、開之儀也とあり、三代實錄に、天安二年十一月二十日詔、山城國司、令停警備、こと見えたり、

カイケン

改元

年號を改むるをいふ、元は昔なり、元を改むる義、孝德天皇の御宇始めて大化の號を立られ、是より以後歴代相沿ひて、即位、昇座、災異等の場合に改元せり、又辛酉甲子の年に改元するを革命と云ふ、改元の時の儀式は、朝野御

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成

開國光仁天皇の皇子、

カイケン

開成







カウ

丑の時なり、是れを丁夜と云ふ、五更は寅の時なり、是れを戌夜と云ふと見えたり、

カウ 香 染色の名、赤黒くして、黄ばみたる色、

カウ 香 古は、沈香を稱して、之を香料、

カウ

ひこのみならず香合盛に行はれしかば香神の傳來も

カウ 香 古は、沈香を稱して、之を香料、

カウ 香 古は、沈香を稱して、之を香料、

カウ

カウ 郷 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウ 郷 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウ 郷 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウ

カウ 香 古は、沈香を稱して、之を香料、

カウ

カウ 香 古は、沈香を稱して、之を香料、

カウ

カウ 郷 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウアハセ

カウアハセ 香合 香を數品集めて、それを

カウア

カウア 康安 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウアテンワウ

カウアテンワウ 孝安天皇 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウイ

カウイ 更衣 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウウンサキノウタイジン

カウウンサキノウタイジン 香雲 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウエ

カウエ 香會 香を燒きて其優劣を争ひ、

カウエイ

カウエイ 康永 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウエキミウマゴラン

カウエキミウマゴラン 交易御馬御覽

カウア

カウア 康安 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウア

カウア 康安 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウア

カウア 康安 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウア

カウア 康安 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウア

カウア 康安 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウア

カウア 康安 關西中古行旅上土地分界の郷、

カウエ

陸奥國交易の馬を天皇の御覽あるを云ふ、禁部抄に...

カウエン井ノ

香園院殿 藤原師忠

カウオウ

康應 後小松天皇御宇の年...

カウカイ

辨 辨別録、年號也...

カウカク

講學所 香島藩の學校...

カウカクシノ

高岳親王 眞如(シシ)

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウカク

強奸罪 王朝時代には、無夫...

カウキ

二年半、女は無罪とす、鎌倉時代には、強姦する者、...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐこ...

カウケ

品川(五百石) 中條(千石) カウケジ 香花寺 高貴寺(カウキジ)を見

カウケチ 類編(夾編) 染織機の名、く、

カウケン 康元 後深草天皇御宇の年號、建

カウケンテンワウ 孝謙天皇 名は阿閉、法名法基尼、高野天皇と申す、重祚の

カウケンテンワウ 孝元天皇 名は阿閉、法名法基尼、高野天皇と申す、重祚の

カウケンテンワウ 孝元天皇 名は阿閉、法名法基尼、高野天皇と申す、重祚の

カウコシ 高巾子 冠の巾子の高きものをい

カウコタウ 好古堂 舊藤原氏の邸、藤原

カウゴ

集解の古記に一月之内、繼有十家、以戸爲限、不

カウゴノネンセキ 庚午年籍 天智天皇

カウサ 高座 佛事修法の時、座より一段高く

カウサウコウモンノキヨク 項莊鴻門

カウサカマサノフ 高坂昌信

カウシ 郊祀 名、郊野に圓丘を築きて

カウシ 郊祀 名、郊野に圓丘を築きて



カウサ

カウサツ 高札 カウサツを見よ、

カウサン 高山 慈照(シセウ)を見よ、

カウサンセミヤウワウ 降三世明王

カウサ 高札 カウサツを見よ、

カウゴ

カウゴノネンセキ 庚午年籍 天智天皇

カウサ 高座 佛事修法の時、座より一段高く

カウサウコウモンノキヨク 項莊鴻門

カウサカマサノフ 高坂昌信

カウシ 郊祀 名、郊野に圓丘を築きて

カウシ 郊祀 名、郊野に圓丘を築きて

カウシ 郊祀 名、郊野に圓丘を築きて

カウシ

カウシ 郊祀 名、郊野に圓丘を築きて



カウセ

し池心宮に居る。在位八十三年にして崩御、壽百十
四、掖上博多山の陵に葬る(皇胤運録、大日本史)
カウセフジ 毫塚寺 關西前國今立郡
清本頭村の山嶽出雲路山嶽國真宗、越前國今立郡
本寺、今出雲路派の本山、京都出雲路毫塚寺の分
寺、本尊、聖德太子作の阿彌陀佛(原清國釋教智
を開基とす、親上人の嫡家にして、唐中宮國に
來り、水落の南山本に一字を建て住す、天正三年一
段の兵火の爲めに同族、其後長中此所に移る、
代々勸願寺たり、住持は權大僧都と爲り、普蓮院門
跡の院家なり、安永三年の冬燒火後亦改築す(味岡
野越後名跡志、越後名蹟考、名跡地誌)

カウセ

カウセ 高山寺 關西山城國葛野郡
梅ヶ畑村の禪尼山と號す(關西真言宗、別格本寺な
り、本尊に、盧舍那佛、脇士に十二面彌勒、持國、増
長、廣目、多聞の諸像を安置す(原清國天台宗延
曆寺の僧法性房意の開基、其後一時荒廢せしが、建
永元年十一月後鳥羽上皇院宣を下し、其地を以て僧
明基に賜ひ、伽藍堂塔を重修し、華嚴殿庭の靈區と
爲し、高山寺と號す、又法皇の別宮加茂の石水院を移
して春日住吉の神殿となし、漸次五坊を開く、寛喜
二年正月庄園を寄ぜ、曆應二年十月光明天皇臨幸あ
り、應仁亂後庄園は奪はれ堂宇は荒廢せり、織田、
豐臣、徳川氏の時、ともに寺領五十石を與へるを振興
せしむ、明治維新後一時甚だ衰頽す(高山寺五所堂
(石水院)は特別保護建造物たり(國寶)として紙本水
墨將軍像、乾漆菩薩如來坐像、絹本善色菩薩像、
紙本墨香彌勒上生經等あり(山城名跡志、山州名跡
志、平安通志、國寶目録)
カウセジンドノ 高山寺殿 近衛家基、コ
ノエイ(ヘト)を見よ、

カウリ

カウリ 嗽訴(強訴) 大勢徒黨して爲す訴
をいふ、百練抄に、一條天皇寛弘元年三月二十四日、
宇佐宮神人五百餘人、參上關門外、訴、太宰帥惟仲
事、去年十一月、摩之、六箇日著、河尻、依、神感、
也云々(日本紀略)、後一條天皇長元元年十月十三日
甲戌、金峯山僧百餘人、關門、訴、申大和守保昌
曹法之由、と見えたり、是より以來神社寺院の神人
僧侶等、苟も己の意に滿たざる者あらば、神木神輿を
昇ぎ、京都に至り強訴せしこと、百練抄、香妻鏡、源
平盛衰記、勸修寺記、後醍醐記、康富記等に見えたり、就
中春日延曆寺其最も甚だしきものなり、

カウリ

カウリ 楮高 江戸時代納税の一種、楮
に税を課するをいふ、地方凡例録に、楮高付るも桑
高同様改め、一束高五升に積る、或は細き短きは
三四升にも極め、其外取計方桑目同然也、尤桑楮共
に民家助成の儀は格別、勝劣なきと雖も桑は葉共に
たれば、楮ははなしに致し枝計まるる物故、同じ
三尺繩にしては正味多少有之に付、楮の方は高を
多く致す事也、是又楮に有之分當時の檢地には、楮
物に抽はらず地位にて石盛付る事也、と見えたり、
カウリメ 香染 染色の名、丁子にて染めたる
もの、漢紅に黄を帯びたる色、即ち茶褐色なり、乾
院といへる香樹の汁にて染むる故にかく名づく、
又丁子にて染むる故に丁子色とも云ふ、源氏物語玉
葉卷に、宰相殿は、す、し色よかき御直衣に、ちやう
じぞめのかたがらきて云々(源氏物語抄)に丁子染は、
西宮左大臣高明公、給て染出すなり、く、梅など云ふ
が如し、丁子にて染るなり、或は記に、承元四
年二月十四日、入、後仲基入道來語、事、知足院殿
御、著、直衣、以、丁子、染、たる香、帷、著、云、とあり、
カウリメアブキ 香染扇 扇の一種、婦女

カウタ

カウタ の用ふる夏の扇なり、骨はたつきにして、表は白
角を用ふ、源氏物語に、かづめなる扇と見えたり、
跡抄に、尼扇と解したれども如何ならん(跡抄、斐東
集)

カウタ

カウタ 高臺院 關西前國後、後
に聖子と云ふ、又吉子と云づく、北政所と稱す、制
廢して高臺院湖月尼と云ふ(關西尾張入木下肥後守
定利(初名杉原勘左衛門)の女、淺野備兵衛の養女と
なる(關西豐臣秀吉の夫人となり、秀才賢婦を以て
著はる、常に秀吉を戒めて、昔日の苦境を感ししめ
ざりしと云ふ、後三后從一位に叙せらる、秀吉の
薨後、葬して京都三本木に住し、秀吉の冥福を願
ふ、徳川家康厚く優遇し、養老の料一萬六千石を賜
ひ、直つ高臺寺を建て、之を授く、寛永元年九月六
日薨す、年七十六(一説八十三歳)高臺寺に葬る、幕府
一萬六千石を収め、三千石を木下利三に賜ひ、五百
石を高臺寺に寄す(木下家譜、寛永重修譜、高臺寺通
去帳)

カウセ

カウセ 高山寺殿 近衛家基、コ
ノエイ(ヘト)を見よ、

カウリ

カウリ 嗽訴(強訴) 大勢徒黨して爲す訴
をいふ、百練抄に、一條天皇寛弘元年三月二十四日、
宇佐宮神人五百餘人、參上關門外、訴、太宰帥惟仲
事、去年十一月、摩之、六箇日著、河尻、依、神感、
也云々(日本紀略)、後一條天皇長元元年十月十三日
甲戌、金峯山僧百餘人、關門、訴、申大和守保昌
曹法之由、と見えたり、是より以來神社寺院の神人
僧侶等、苟も己の意に滿たざる者あらば、神木神輿を
昇ぎ、京都に至り強訴せしこと、百練抄、香妻鏡、源
平盛衰記、勸修寺記、後醍醐記、康富記等に見えたり、就
中春日延曆寺其最も甚だしきものなり、

カウタ

カウタ の用ふる夏の扇なり、骨はたつきにして、表は白
角を用ふ、源氏物語に、かづめなる扇と見えたり、
跡抄に、尼扇と解したれども如何ならん(跡抄、斐東
集)

カウタ

カウタ 伏見城 延喜式、延暦式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタ

カウタ 伏見城 延喜式、延暦式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタ

カウタ 伏見城 延喜式、延暦式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタイシキ 交符式 關西前國人の交符
の定めを集めたるもの、三種あり(一)延暦中勅解由
使撰定案間の交符式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタイシキ 交符式 關西前國人の交符
の定めを集めたるもの、三種あり(一)延暦中勅解由
使撰定案間の交符式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタイシキ 交符式 關西前國人の交符
の定めを集めたるもの、三種あり(一)延暦中勅解由
使撰定案間の交符式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタイシキ 交符式 關西前國人の交符
の定めを集めたるもの、三種あり(一)延暦中勅解由
使撰定案間の交符式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタイシキ 交符式 關西前國人の交符
の定めを集めたるもの、三種あり(一)延暦中勅解由
使撰定案間の交符式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタイシキ 交符式 關西前國人の交符
の定めを集めたるもの、三種あり(一)延暦中勅解由
使撰定案間の交符式、和銅元年より延暦二十二年まで
の檢と二十六條を集め、外官の交符式のみを記し、
事の動れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、
交符式者、延暦中勅解由使撰定案間、延行已久、仍舊
而在、不加取捨しと見えたるもの、これなり、此書天

カウタ

木下 豐後遠水郡立石 五千石  
 山崎 備前中川郡成羽 五千石  
 最上 近江蒲生郡大森 五千石  
 戸川 備前中津郡撫川 五千石  
 竹中 美濃不破郡岩手 五千石  
 溝口 陸奥岩手郡横田 五千石  
 朽木 近江高島郡朽木 四千七百七十石  
 近藤 遠江引佐郡氣賀 三千四百五十九石  
 金森 越前南條郡向崎 三千石  
 伊東 日向那珂郡肥後 二千石  
 額宜上郡須美、信濃、幸河の諸宗、米良、岩松の諸氏をも左に掲ぐ、

カウタ

【那須系】 那須 下野那須郡原 千石  
 那須 同 那須佐久山 三千五百石  
 戸野 同 戸野 三千六十石  
 大田原 同 那須森田 千五百石  
 【奥濃系】 高木 美濃多良 二千三百石  
 高木 同 千一石餘  
 高木 同 千一石餘  
 【信濃系】 知久 信濃河島 二千七百石  
 小笠原 同 伊豆木 千石  
 座光寺 同 山吹 千五百石  
 【幸河系】 松平 幸河松平 四百四十二石餘  
 中島 同 大崎 六百七十七石  
 米良 肥後米良 無高  
 岩松 上野新田 百二十石

カウタ

カウタイレウ

交替料

時に給する夫馬を云ふ、其國に向ふに賜傳に乘らざる者も亦馬を給す。元明天皇和銅五年嗣して國司郡守に乘らす赴任する者に、長官馬七疋、判官已下五匹、史生二匹を給す。遷代には長官馬三十人、馬二十匹、六位已下官馬并判官馬二十人馬十二匹、判官馬十五人馬九匹、主典馬十二人馬七匹、史生夫六人馬四匹、郡司公事京に向ふ者並に夫馬を給す。海路は水手の數陸路夫に准す。但し犯罪にて解任する者は給せず、是れ交替料の始めなり。開闢聖武天皇天平五年國司運管歸京する者又馬を給ふ、四位守六匹、五位五匹、六位已下四匹、介各各三匹、目史生並一匹を減す。若數國を歴る者は多きに依て給す。寶龜十一年八月太宰府官人の年限を五年とし交替料を停め、民弊を省く。大同二年十二月五畿内東海東山陰山陽南海道觀察使の請ひにより、國司年限を六歳とし、太宰府に准じて交替料を停む。但し限内運管するもの、在中死せしものは舊に仍て賜ふ。博士醫師亦同じく之を停む。史生は舊に仍らしむ。天長元年國司博士醫師の料を復す。五年諸國の守介以下博士醫師歷年五年得替する者は、太宰府及び管國に准じて之を停む。貞觀五年是より先陸奥國司に交替料を給す。茲に至て出羽國司陸奥に准して給す。尋で永式となす。延喜の制國司運代皆夫馬を給す。其數和銅の制に同じ。水手は太宰府七十人以下、少貳以上五十人以下、判官以下三十人、史以下史生十人以上並に事を量て之を給ふ。但し犯罪にて解任する者は給せず。鑄錢司官人以下亦國司に准ず。後紀、延喜貞觀交替式、延喜式、食貨志。

カウタ

草堂

行願寺(ギヤカケン)を

カウタ

カウタウ

香道

香材の傳承は興にありしを見れば、古より既に行はれたり。されども多くは朝廷の大禮に用ひしものにて、貴賤一般に用ひたりしにはあらず。されど次第にその用法の靡せられて遂にこれを厭ふに、合香(薰物)香木(御香)の二種の別あるに至りぬ。合香を食香せしは上代より其事にて、聖武天皇の御代に、既に勅物御香のことありき。平安遷都以來、香を用ひたりし事は、源氏物語、榮華物語、古今集、新撰六帖、徒然草等に見えて詳かなり。されどこれ等はすべて合香即ち勅物なりしなり。天然の香木を食香せしは、佐々木高氏に始まればと云ふ。道榮は、兵馬性儀の際にありて、風流を好みければ、鬘を給ひて香木を弄し、自ら家藏の香百七十八種に給じたる目録存せり。足利義政將軍は最も此道を嗜好し、開香の式大に完備し、從ひて此道を専攻する者輩出せり。文明十年に始めて一木香合を行ひ、その法式を定めたり。この香合と云ふは、香を數品集めてそれを左右の二方に分ち、焚きてその優劣を列するを云ふ。十二年に遺書せし山陰十二段園中の典殿は開香席の遺儀なりと云ふ。而して當時最も有名は志野宗信にして、組香の法を創りて立て、これを十組香(十姓、宇治山、小島、小草、鹿島、矢野、名所、花月、源氏十種なり)といふ。今に用ふる所のものなり。細川玄旨法印は十組香の式目定めたりと云ふ。此の外三十組、四十組、五十組等の制あり。その後文龜二年六月に、曾相支清、大瑞、行二、長秀、兼直、元種、盛福、宗信、祐憲の十人、名香(一木香)二十種を合せて十番となし、左右に分れて優劣を争ふ。遠近院内府、これに批判を加へ、勝負を定めたり。世に名香合といふ。宗信の子宗温繼ぎて將軍家香道の師範たりしが、後、次子曾巴、これを繼ぎたり。武野燭

カウタ

カウタウ

強盜

強盜に對する刑罰は、王朝時代には、財を得ざれば徒二年、一尺を奪はば徒三年、二端ならば、一等を加ふ。もし十五端に及び、または人を殺せざる時は斬に處し、器仗を擡ふるものは、財を得ざる時は遠流、十端は絞、人を傷くるものは斬に行ひ、例令常赦大赦の時にも、其罪を赦さざるの制なりき。鎌倉時代には、主犯は斬に處し、從犯は流に處したり。江戸時代には、人を殺して物を奪へるものは、引廻しの上獄門、又物にて人を傷けしものは獄門、又物以外の器物にて傷けしものは死罪、不具者を殺して、物を奪ひしものは引廻しの上獄門に處し、なほ強盜の侵入せる場合には、政廳の處分を俟たず、自由に打捨つることを許したり(賊盜律、新編追加、御定書百箇條、古事類苑法律部)。

カウタウクワン

講道館

講道館 高松藩の學校

カウタウ

香綵

香綵 平綵の一種、香平綵とも云ふ、香色の綵の義、綵圖の時之を著用し、經に紅糸、緯に黄糸を以て織りたるもの、由、斐羅斯餘に記すと雖も、其形狀に至ては詳ならず。飾抄に、香、綵圖の時用之、而貞應度藤間、故道具類、用香平綵、人々頗奇、とあり又云香綵、赤見、其體、或公卿曰有、此平綵、遂可、勳人、云々、とあり(飾抄、裝束拾要抄)。

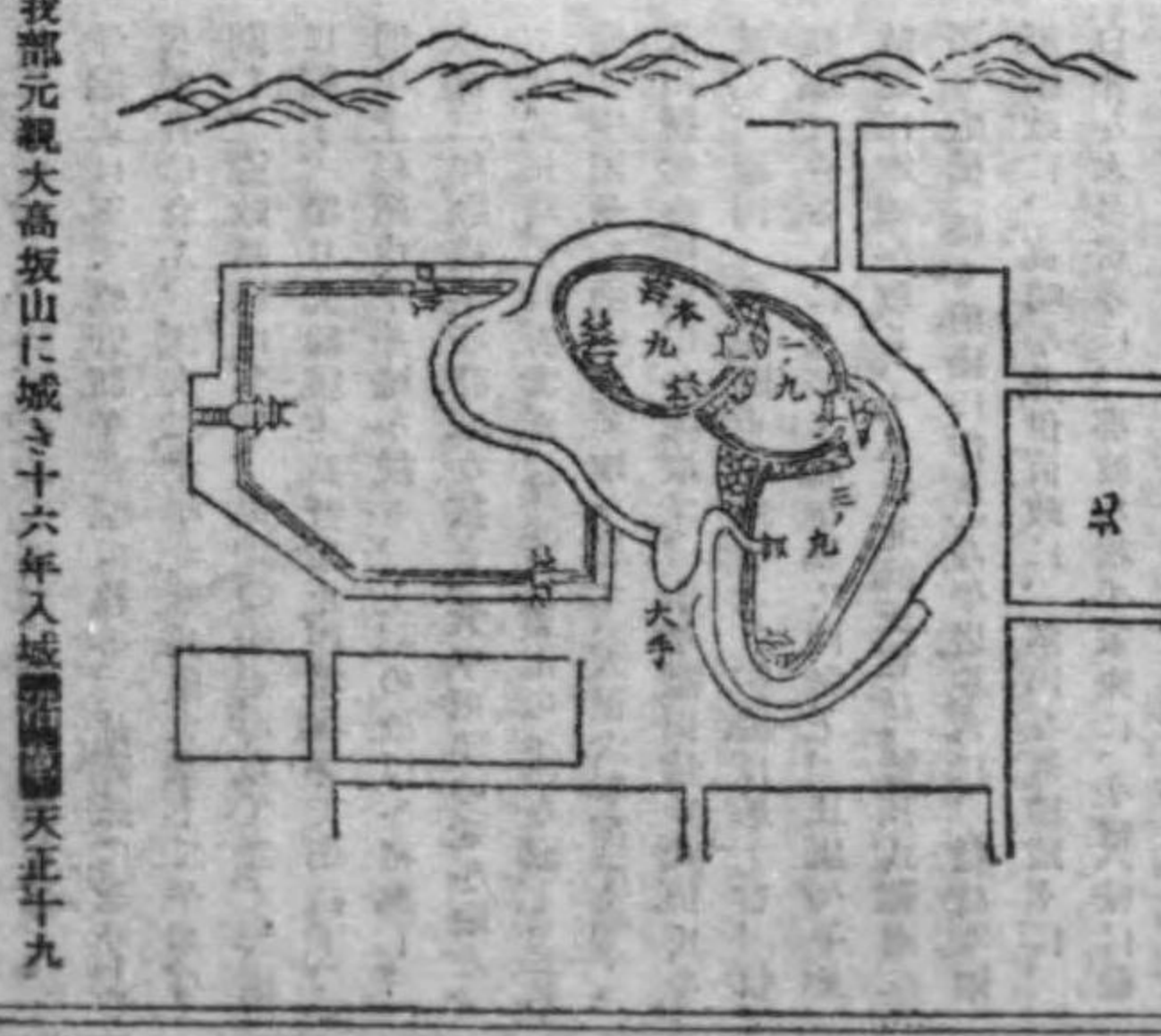
カウタウ

講談師

講談師 武將烈士賢婦烈女等の事蹟を講談するを職業となすもの、後世は世話物をも講す。太平記讀み、軍談師、講談師とも稱す。開闢前古くは軍書小説等を人に讀み聞かしたるものにて、早く江戸時代のはじめに、一華堂法務法橋といへるもの太平記を講じたることあれば、其以前よりかゝる類のこと行はれしなるべし。されどこれを以て營業とし糊口の料となすに至れるは、遂に後世のことなり。元祿の頃見付の清左衛門といふもの、淺草の門の傍にて辻講談を爲して大に流行し、また同じ頃赤松青龍軒といふもの、堺町に其居を稱

カウタ

カウチ



我部元親大坂山に城き十六年入城(開闢天正十九)



カウノ

氏に從て伊豫高城に據る、額四氣の爲めに殺さる、其子通信西軍を斬る、元暦元年派義經に從て西海を征し勳功多し、後北條時政の女婿となり野あり、元久二年閏七月伊豫國三十二人の守護を止めて、通信を伊豫一國の守護となし、其功を賞す、孫通秀後鳥羽院西面の武士となる、故を以て承久の亂に官軍に從ふ、子通久(母は北條時政の女)關東に從て宇治に向ふ、其孫通有弘安四年蒙古入寇するや、一族を率ゐて敵船に迫り、敵將を虜にして大功あり、後醍醐天皇の代、通盛一族土居得能二氏と共に勤王して、軍功多し、建武二年伊豫國守護となる、通朝足利氏に從ひ、文和三年周防の守護を兼ねたり、後細川氏勢を得るに及び、之れと連年戦ひ、慶安元年瀨田山城に細川頼之に攻められ戦死す、其子通直亦頼之と吉岡城に戦て戦死す、其子通能の時將軍義滿、父頼之の功を以て本領を安堵せしむ、然れど勢振はず、子通久大友氏と戦て戦死し、四代通直の時、福島正則伊豫に主たるを以て、通直國を出て、安藝國に赴き竹原に卒して河野氏終に亡ぶ、一族に得能、土居、壬生等あり(豫章記、善應寺本河野系圖、系圖要)

カウノトノ 頭殿 長官をいふ、保訓要に、四等の長官をすべてカミといふ、其を音假にてカウとトノリ、トノは殿也、源氏に、かうのきみといへるも意同じしとみえ、宇治拾遺に、郡司をさへりて云々、かうどのだにきたとこそめせ云々といあり、カウノナホシ 香直衣 香染の直衣、ナホシを見よ、カウノヌキジロ 香緋白 緋色の名、緋は香色にて、緋は白きもの(服色部類)カウノミチアリ 河野通有 關西關東九郎藏人と稱す、弘安記に五郎、系圖に六郎、日蓮注書贊に通高に作る關西關東上野介通直の男、關西關東男を以て尤も著る、對馬守に任ぜらる、弘安四年蒙古襲來して、大軍志賀、能古島等に滿つ、通有軍古擊退の命を受け、筑前國に向ひ、伯父通時と共に、敵船に侵入し、大將一人を虜し、火を敵船に放て歸る、通時を襲りて船中に死し、通有亦處々に創を蒙る、尋て首を京師に獻す、後勳功を以て肥前神埼庄、肥後山崎庄等を給はる(八幡愚童訓、河野家譜、豫章記)カウノミチノブ 河野通信 關西關東名若松丸、通稱四郎、東照寺と號す、法名觀光、關西關東を通流といふ、關西關東源頼朝の兵を擧ぐるや、通信父と共に應じ、屢々平軍と戦ふ、壽永三年平通盛等の來攻に合ひ備前走り、今木城に據る、又敵軍の攻むる所となり、敗れて伊豫に還る、元暦二年平宗盛西奔するに及び、通信を招き、應ぜず、平氏亡ぶるに及びて伊豫に還る、頼朝伊豫の國務を二に割き、通信を佐々木に、通信後を通信に授け、その後通信動し、陸奥守を攻めて功あり、陸奥三追

カウノ

色をうく、後北條源景時の際に過ひ道後の昔を奉はる、景時敗るの復仕す、頼家の時に至り、孫功を賞し、伊勢の國務に再任せしむ、實朝の代、新居四郎を隨興し、伊豫の守護と爲す、後頼朝の代、新居四郎官軍に應じ、敗れて捕へられ、陸奥平泉に流さる、貞應二年五月十九日流所に卒す、年六十八、通信壯勇策略あり、性潔儉にして飲食常に簡器を用ひ、軍に隨じし之を待すといふ(超智系圖、大日本史)カウノミネシヤウ 高峰城(鴻峰城)山口城(ヤマダシヤウ)を見よ、カウノモンゴ 香文濃 緋色の名、緋は香色に、緋は香色の文になしたるもの(服色部類)カウノモロナホ 高師直 關西關東關西關東守護常と號す、關西關東中務高師直の孫、師直の子、關西關東足利氏に從て北條氏を滅し、功を以て、武藏守となる、延元元年又源氏に從て關を犯す、又武藏守僧徒、藤原師基等を伐つて之を破り、尋て又藤原康實を攻め破る、三年北條時義を男山に圍む、後頼朝の兄頼家を安部野に殺す、正平三年楠木正行兄弟を四條橋に破り、吉野を都す、師直屢々職功を立て、源氏の變する所となり威權比なし、源氏の弟直義と政勝を争ひて隙を生ず、其子カウノバコ 香箱 香を入る箱にて、香盒をいふ、和漢三才圖會に、盒一名合子、盛物器名、今大明製以黄金爲之、圓合蓋、以磁紋、底圓、花爲之、強、按和名抄云、唐式所謂朱合、俗云朱漆合子也、(今云香箱)、朱或黑漆、描金、堆朱、青貝、數品不可計しと見えたり、カウノシヨ 講武所 江戸幕府の末、旗下の士に武術を講習せしむる所、超原治平は、講武所奉行(カウノシヨアキヤウ)を見よ、カウノシヨアキヤウ 講武所奉行 關西關東江戸幕府の職名、旗下の士に武術を講習せしむることを掌る、五位に候し高五千石、老中の所賞、席次美譽間詰とす○支那の下に、頭取、調方出役、勳番組頭(百五十俵高)、手當七人扶持、境火間詰勳番(五十俵高、三人扶持)等屬し、頭取調役等は、目付、使番、徒頭、寄合等より擡て、分任す、關西關東安政二年正月、始めて講武所を江戸築地小田原町紀州橋下屋敷に建築す、翌三年三月成る、号、勳番組頭、四衛を分ち、各師範役一人教授方出役を置き、總裁二人之を總轄す、六年七月、小川町三時稻荷社の前通に移し、高延元年正月より本行を置く、又三番頭、百人組頭、火消役、先手徒頭、入寺寺千人頭、及び總勘方等に令し、與力同心、徒走をして西洋法の銃陣を演習せしむ、初め築地講武所成りてより以來、劍、槍、砲の三術、及び水練等、講習の爲め、諸吏員、旗下部人及び

カウノ

を思ひ西國に走らんとす、源氏直義と計り師直兄弟を刺さんとす、師直知らず死首して降り、源氏の後に隨く、衆見て以て之を嘲る、面を掩ひて疾驅す、三浦八郎左衛門追て之を斬る、宗族皆其地に殺さる、師直戰度の職功を誇り、驕恣にして、怨望せざるものなり、鹽谷高貞の妻妾色あり、師直百計之を挑む、師直高貞を陥れ、其妻を奪はんとす、高貞家を擧げて出雲に走る、師直怒て源氏に請ひ追撃して生ながら妻を致さんとす、妻遂に死す、又京都の諸王公卿の子女を奪ひ、數箇所に之を置きて毎夜淫に就く、京直曰く、執事の巫宮神等けざるなし(大日本史)カウノモロフユ 高師冬 關西關東師直の弟、師直の妾子となる、關西關東元年東方平定の將として、下總に赴き、藤原實寛を駒城に攻め、常陸に進み、北條親房を小田城に攻め、翌年遂に常陸の二城を放く、既にして親房又來り攻む、師直利あらず死せる、興國二年再び小田城を攻め、城主小田治久を招降す、親房關城に走る、師冬長閑持久三年に及ぶ、城中兵糧盡き親房等城を棄て走る、師冬更に伊佐城を攻め、伊達行朝を降し、遂に關東を平定す、因て師を京師に遷へす、功を以て播磨守となり、上杉憲朝と共に足利基氏を輔佐し、東國の事を管す、後頼朝足利直義に應ずるや、師冬兵を發し攻むれども、兵士叛亂す、師冬走りて甲斐洲澤城に據る、遂に戦ひ勝たずして自殺す(大日本史)



(押) 化直師 誇り、驕恣にして、怨望せざるものなり

カウノモロヤス 高師泰 關西關東師直の弟、關西關東後守となり源氏の侍所となる、建武二年北條時行を相模河に破り、延元元年新田義興を越前國金崎城に圍み之を陥る、三年北條顯家と美濃に戦て克たす、興國元年源氏の命に依り東國を撃つ、途に遠江井伊城を攻めて之を陥る、正平三年楠木正儀と戦ふ、兄弟直と共に源氏を救ひ、石塔親房を光明寺に攻むりあらず、尋て源氏直義と和成て後、兄弟直と共に殺さる、師泰居常功を恃みて驕る、曾て別業を東山枝橋に營まんとす、其地菅原氏の墳墓なるを以て、菅原在登に請ふ、在登移葬の後に與へんことを請ふ、師泰怒て我を欺くとなし、遂に墓を發き別業を立つ、時人傍に歌を榜して之をそしる、師泰これ菅原氏の所爲となし、人をして在登父子を殺さしむ、殘忍の如きこと多し(大日本史)カウノシヒロ 郷義弘 關西關東右馬允と稱す、郷とは越中新川郡松倉郷に住するを以て單稱せるなり、關西關東元年間の人(或は云建武の頃の人と)相模鎌倉に行き正宗に師事し、鐵劍の術を究め、其傳法を得て歸り、名王を以て世に聞ゆ(本朝鍛冶考、古今鍛冶備考)カウノリウ 河野流 砲術の流派、伊豫の河野氏に傳ふる所のもの、南海治亂記に、鐵砲は薩州多福が島より始ると云へども、其傳來る所の者は大友より世上に弘まるなり、薩州河野家に傳を受て工風をなし、鐵の力と筒の強弱と計り合、其分量を定め、火勢を以て玉の飛ぶこと、其遠近を計り知る、玉行の恰麗を取て、玉を飛ぶることの分量を定めて是を仕かくる、是標劍と云ふなり、日當の星の見定、遠近に因て高下を爲す也、其標に仕懸けて其標を爲すに、木に付て手づから抛ても其用を爲す也、河野

カウノ

カウノバコ 香箱 香を入る箱にて、香盒をいふ、和漢三才圖會に、盒一名合子、盛物器名、今大明製以黄金爲之、圓合蓋、以磁紋、底圓、花爲之、強、按和名抄云、唐式所謂朱合、俗云朱漆合子也、(今云香箱)、朱或黑漆、描金、堆朱、青貝、數品不可計しと見えたり、カウノシヨ 講武所 江戸幕府の末、旗下の士に武術を講習せしむる所、超原治平は、講武所奉行(カウノシヨアキヤウ)を見よ、カウノシヨアキヤウ 講武所奉行 關西關東江戸幕府の職名、旗下の士に武術を講習せしむることを掌る、五位に候し高五千石、老中の所賞、席次美譽間詰とす○支那の下に、頭取、調方出役、勳番組頭(百五十俵高)、手當七人扶持、境火間詰勳番(五十俵高、三人扶持)等屬し、頭取調役等は、目付、使番、徒頭、寄合等より擡て、分任す、關西關東安政二年正月、始めて講武所を江戸築地小田原町紀州橋下屋敷に建築す、翌三年三月成る、号、勳番組頭、四衛を分ち、各師範役一人教授方出役を置き、總裁二人之を總轄す、六年七月、小川町三時稻荷社の前通に移し、高延元年正月より本行を置く、又三番頭、百人組頭、火消役、先手徒頭、入寺寺千人頭、及び總勘方等に令し、與力同心、徒走をして西洋法の銃陣を演習せしむ、初め築地講武所成りてより以來、劍、槍、砲の三術、及び水練等、講習の爲め、諸吏員、旗下部人及び



カウア

其嗣子、次三男、裕臣等、意旨に出せし、演習する事... 安政四年四月、講武所内へ、軍艦教練所を...

カウア

天皇が臣下に告ぐる文をいふ、五葉に、建久元年五... 月二日、此日中宮八社奉幣也、辰財文皇博士光朝朝臣...

カウフヨウ

高芙蓉 高芙蓉、字は福皮、號を芙蓉又は中... 近藤盛宮、名は孟龍、字は福皮、號を芙蓉又は中...

カウヘイ

康平 康平、名は冷泉天皇御宇の年... 天喜六年八月二十八日改元、大極殿火ありしに...

カウヘン

高辨 高辨、名は平賀朝臣、姓は平氏... 紀伊有田郡の人、父は重國朝臣、本安三年正月生る...

カウホウ

高峰 高峰、名は(ケンニチ)を見よ... 網務 網務、名は(ソウホフ)を見よ...

カウメイテンワウ

孝明天皇 孝明天皇、名は統仁、照宮と稱す... 御母は新待賢門院稚子、贈左大臣藤原實光の女...

カウメイテンワウサイ

孝明天皇 孝明天皇、名は統仁、照宮と稱す... 御母は新待賢門院稚子、贈左大臣藤原實光の女...

カウモ

拷問 拷問、刑罰人が罪状を自白せ... さる時、拷問を以て之を責め、その自白を促すをいふ...



又拷問をうけて罪服せざる時は、其罪跡確乎た... るものに限り、掛りの奉行より老中に伺ひ出て、...

カウモ

カウモリツケ 高陽院 高陽院、名は高陽... 高陽院、名は高陽、字は高陽、高陽院、名は高陽...

カウヤウモ

高陽院 高陽院、名は高陽、字は高陽... 高陽院、名は高陽、字は高陽、高陽院、名は高陽...

カウヤカミ

紙屋紙 紙屋紙、名はカミヤカミを見よ... カウヤカミ 香樂寺 新築師(カウヤカミ)を見よ...

カウヤ

カウヤサン 高野山 開闢紀伊國伊都郡 河内、葦原重盛の上に在り、高山の平地なるが故に高野と名づく。開闢當初入跡至らざる絶境なりしが、嵯峨天皇弘仁七年七月僧空海來請して此地を賜はり、一庵の草庵を造る、翌年法城を結界し、十年金堂成り、經守明神を勧請し、十二王子百二十社等を撰記して、大塔造營を始め、爾來諸堂漸く創設せり、之を名づけて金剛堂と號す、勅して御願寺國家鎮護の道場とす、承和二年三月空海入定す、六大弟子定身を三山の間に安置す、今の奥院はなり、開闢爾來眞然僧正空海の遺志を繼ぎ、伽藍を建設す、金剛堂寺を大成せしは、實に眞然の力多きに居る、昌泰三年十月延喜五年八月兩度宇多法皇奥院に幸し給ふ、後、無空聖觀賢の時、三十帖册子等の争の爲め、大に荒廢す、其後、雅真所親等の名僧相次ぎて、伽藍殿堂の興隆に務めたり、是を以て治安三年には關白道長の參詣あり、寛治二年二月五年二月兩度白河上皇御幸ありき、實に所親は第二中興の祖たり、後、覺慶出でて宗義を興し、大傳法院を建て、鳥羽上皇の信仰を得たり、故を以て上皇幸すること三度、保延六年覺慶乘徒に逐はれて根來に奔る、是れ眞言宗新派の起る所なり、仁安四年後白河法皇、承元元年後鳥羽上皇御幸あり、是より先後鳥羽天皇の世經阿上人あり、後白河法皇源朝の信賴に依り、根本大塔を修造し、供養料用途として、備後國大田庄を受く、正嘉二年後嵯峨上皇、正和二年後宇多法皇御幸あり、元弘元年大塔宮内山内に舊居し給ふ、延元三年後醍醐天皇滅漢の祈願あり、當國名手庄を賜ふ、正平十一年光嚴上皇、壽永五年長慶天皇御幸あり、又足利尊氏等之を信仰して、應安塔の御教書を下す、嘉吉年間より關國の奸賊等兵を以て

カウヤ

領地を押奪し、山内に亂入せんとする、康成なり、山内兵甲を備へて、之を防ぐ、元龜中繼田信長高野僧徒千三百餘人を殺戮し、大兵を以て之を攻む、大衆能く助き之を退く、天正十三年豐臣秀吉高野山の領地を削りて武家に納れんとす、山徒應ぜず、秀吉怒つて根來割滅の勢に乗じ、來攻せんとす、應其上入慨然衆に請うて自ら根來の陣營に至り、兵を罷めんと乞ふ、秀吉其志を憐み、押領の領地を削りて、大師の舊地を安堵す、文祿三年秀吉登山して佛事を營み、大に堂塔を復興す、又寶曆寺興山寺の兩巨刹を創建せらる、茲に於て諸伽藍再び舊觀に復す、徳川氏亦舊領を安堵す、僧徒領内の政治を行ひ、江戸に參勤し、献上拜領御朱印書符等給て、諸侯と格式を同す、古來皇室の勅賜を始め、皇族公卿武將等の莊園を寄附せし事故夥に堪へず、元和以降天下の諸侯悉く、禮契を結び、領地二萬一千石の外、諸院へ寄する料地數ふるに違あらず、文久三年天誅組の亂あり、慶應三年十二月尾尾侍從の兵を率ゐて登山し、勤王佐幕の意を問ふ、諸山一致して勤王の意を表す、金光院(今の四室院)を本陣として屯營し、以て近衛を鎮撫す、明治元年正月全軍大阪に向ふ、二月給旨を賜うて天下泰平萬民安堵の祈禱を修す、四年領地及び山林に離れて孤立となる、昔時最も盛處を極めし日に七千七百餘坊ありしと云ふるが、此の劇變に遭遇してより、大に減少し、加ふるに二十一年の大火に災頽其極に達す、爾來從舊觀して復興につとめ、現存の寺院百三十餘箇所ありと云ふ、○寶物古文書等最多く枚舉し難し、其尤も名高きは寶物には飛行結繩細絹小唐櫃等あり、古文書は高野山文書四百餘卷あり、尙ほ委しき事は高野山靈寶録あり、茲に見るべし(紀伊國關國風土記)

カウヤ

カウヤサンノミササキ 高野山陵 鳥羽天皇の皇后美風門院藤原得子の御陵、紀伊國伊都郡高野山西谷に在り(陵墓一覽) カウヤジャク 高野尺 尺の一種、高野山に藏する尺の名、曲七寸九分三厘一毫五ヤ、寸分なし、對尺にして唐の小尺を用ひしものなるべし、昔に、寶永九年於高野山一觀應慶僧久空海とあり(水初度量權衡考、古今要覽編) カウヤダイシ 高野大師 弘法大師を云ふ、徒然草に見えたり、空海(クワカシ)を見よ、 カウヤド 郷宿 江戸時代、城下町及び陣屋役所の所在地に、一宿を定め置き、近郷の村長等公用にて出づる時、此處に宿泊する場所なり、○若し其來不幸にして、勇代不如意を來す時は、村費にて無利息の年賦金を相應に貸付し、或は火災等に罹る時は、村柄に應じ出金して家屋を作り與ふるなど、最も信用を置きしものなりといふ(世間小話) カウヤドノ 高野殿 藤原兼房(フヤハラ カネフサ)を見よ、 カウヤマジャウ 高山城 關國大隅國肝尾郡高山村大字新宮關國長元九年伴實成城主となる、即ち肝付氏の祖なり、城し又この際創りしと云ふ、城の孤筆、應武二年、島津氏と争つて、兵を擧げて、城に入り、錦旗を、一して、應永十一年、立し、天正八年、は此城す、り、 此實は平城

カウラ

高麗、コマを見よ、 カウライイ 高麗寺 關國相模國海城郡 高麗寺村高麗寺山○鶴尾山雲上院と號す、關國天台宗、東叡山末應願傳(云ふ、昔し大同中、役小角始めて當山に登り、兩部垂跡の事を里人に告げし後、法相沙門堂社を創建し、其後小野文觀僧正中興す、この頃は眞言宗なりしが、何の頃よりか天台宗となり今日に至ると云ふ、源賴朝深く當寺を信仰す、建久三年五月頼朝、後白河法皇七七日佛事を修したる時、當寺の僧參加す、同年八月頼朝の夫人政子平産の爲め祈禱し、神馬を奉き、通經せしむ、永享十年九月持氏追討の時、上杉持房當寺に陣す、北條氏又大に歸依し、寺領六十七貫七百七十文を寄す、天正十九年十一月徳川家康寺領百二十石餘の朱印を給ふ、寛永二十年正月天海僧正十二箇條の捷書を出す(新編相模國風土記) カウライヘリ 高麗縁 疊の縁の白縁に、紋を黒く織出せるものをいふ、紋は通常雲形菊花等なれども一定せず、紋の大なるは親王大臣に用ひ、小なるは公卿用ふと云ふ、後世白き麻布に黒く紋を染出せるは、縁を似せたる略物なり、社寺貴族等の家に用ひらる、調度(テウド)の押繪參看眞丈雜記(安齋隱筆) カウラウシ 郊勞使 中古外國の人、將に京に入らんとする時に、朝延より迎として外郊まで發し給ふ使をいふ、 カウラクタク 康樂堂 大内理八書院十二

カウラ

堂の一、南東の堂といふ、東西の堂なり、康樂堂の南九丈五尺、會昌門の東邊を去る四丈二尺の東北に在りて長九間、朝堂の座者は、民部、主計、西を以て上と爲す、主税(菜を上と爲す)とす(拾芥抄、大内圖考) カウラン 勾欄(高欄) 縁の廻りにある欄干、發光の御殿神社佛堂等に在り、 カウリキウチ 高万氏 姓は平氏、熊谷直實の孫熊谷又二郎直重より出づ、曾孫直重元弘の亂、足利尊氏に從て功あり、三河八名郡桑田地頭職を賜ふ、五代孫兵庫頭重實の時同國宇利庄に移り、其子實長駿河の高川氏に屬し、其孫重長頼朝郡高力村に移り、初めて高力氏を稱す、或は云ふ、直重近江より三河に逃れて高力村を領し、高力氏を稱す、重長始め徳川家康の祖父清康と戦ひ地を争ひしが、終に清康に從ふ、其子安長同じく徳川氏に仕へ、其子清長家康に仕へて大功あり、永祿八年三河國奉行職となる、後ち屬々功あり、天正九年遠江の地を賜ひ、十年駿河田中城を賜ふ、十二年豐臣秀吉と和睦の事に關して功あり、秀吉大に悦び、叙爵して河内守となし、豐臣姓を授く、十八年家康江戸に移るに及び、岩槻城二萬石に封す、其子正長味方原長義の役に軍功あり、父に先て卒す、孫忠房殿、大坂の役の勳功により、元和元年九月一萬五千石加封、遠江國濱松城に移る、又藤津守になさる、寛永十一年八月五千石加封、十五年十二月肥前國島原城に移封、明暦元年十二月隆長の時、弟左京亮政房に三千石分封す、寛文八年二月御あり封除せられ、陸奥に流さる、天和三年更に補子伊豫守常長に三千石を賜はる(藩翰譜、系圖) ○直重 直忠 忠重 直綱 直氏 直重

カウリ

カウリンジ 岡琳寺 藤井寺(フヤケテラ)を見よ、 カウリヤク 康曆 關國後關國天皇御宇の年號、承和五年三月二十三日改元、二年にして永德と改元す、關國唐忠に承成康之贈業とあるに據る、大輔菅原朝臣長嗣之を勳進す(元祿別錄) カウリユウジ 香隆寺 上品蓮華寺(シヤヤゴンレンダイシ)を見よ、 カウリユウジノニフタクサキノナイダイジン 香隆寺入道前内大臣 大炊御門冬兼(オホツキヒメカドフユメ)を見よ、 カウリユウジノミササキ 香隆寺陵 二條天皇の御陵、山城國葛野郡衣笠村大字小北山に在り(陵墓一覽)○山陰志に、帝王編年集成曰、永萬元年天皇崩、葬香隆寺長野、又百練抄曰、二條院御骨自香隆寺本堂、讀三味堂、三味堂不書地、蓋以三味在寺内也、寺跡今小松也、猶古圖二條及其后紀高松院隆盛在焉、今亡と見えたり、 カウレイテンワウ 孝靈天皇 關國御名は日本根子彦太理、關國孝安天皇の第一皇子、御母は押媛皇后(尾張連遠祖祖津世國の妹)第七代の天皇關國孝昭天皇三十九年御降誕、六十八年立太子、孝安天皇の讓を受け、在位七十六年にして崩御、壽百六(紀實、一説百二十八)、大和國片丘馬坂陵に葬る(皇統原流録、大日本史) カウワ 康和 關國關國河天皇御宇の年號、承

カウワカ

三年八月二十八日改元、五年を経て長治と改む。...

カウワカノマヒ

幸若舞 幸若舞の舞曲なる故に名づく、コサヤカ...

カエイ

耶、其外傳左衛門、右衛門などして、數十人有之、...

カエイツシユギン

安政一朱銀 (アンゼンシユギン) を見よ、

カエツシユギン

安政一朱銀 (アンゼンシユギン) を見よ、

カエツシユギン

安政一朱銀 (アンゼンシユギン) を見よ、

カエツシユギン

安政一朱銀 (アンゼンシユギン) を見よ、

カエツシユギン

安政一朱銀 (アンゼンシユギン) を見よ、

カエツシユギン

安政一朱銀 (アンゼンシユギン) を見よ、

カカク

ものは、大官に對する事を得難く、...

カカク

大納言 從三位、黃門

カカク

從三位、從四位上、從四位下

カカク

從四位上、從四位下

カカク

從四位上、從四位下

カカク

從四位上、從四位下

カカク

從四位上、從四位下

カカク

從四位上、從四位下

カカク

公武の家格を示せば左の如し、但し公家時代に於ては、...

カカク

位下侍以上には、代々大納言の間に仕出、...

カカク

大納言 從三位、黃門

カカク

從三位、從四位上、從四位下

カカク

從四位上、從四位下

カカク

從四位上、從四位下

ガガク

四年九月十六日松平越前守克孝爲「聖養子」家齊公御末男之助殿被遣之旨被仰出也。依家柄、同年十月七日御加増、五萬石被下置、以後可被任中將、且先規之如、賜御一字、可被昇進從三位乎。松平阿波守、松平土佐守家來任之、從國主爲任之家格ニテ、場所柄三十年來無功、不任之、鳥取元兩家は格別之表、不任乎。○松平藤政守、松平下總守、酒井雅樂頭、酒問詰之時、京都御名代之節依勤功、被任之。○松平出羽守宗新京都依被勤御名代、無三十年功、任之。○松平越中守定信、天明七年六月御老中上座、被命補佐、後寛政五年七月御免之時任之、代々被命酒問詰。○松平内藏頭治政、松平安藝守重隆明和元年任侍從、寛政四年十二月任之、此時依前官被任。安藝守一同、以後致家格、問數旨命令。○文化六年十一月松平阿波守治照任之、安永元年侍從、明和六年家督後依勤功任之。○同七年十一月上杉彈正大弼治廣任之、敬代内此任絶、天明五年侍從父越前守治憲、以國政靜任之。

御大老 大留守居當時開官、  
侍從 拾遺補闕  
從四位上 越前補初官  
從四位下 松平播磨守、松平左京大夫初官、家督三年目任少將。○水戸御次男、御三男、初官備前守。○井伊掃部頭、松平肥後守、松平讃岐守、松平家督共。○藤原、仙臺、細川、越中守、松平因幡守、松平出羽守、松平家督共、四品例無之、享和二年五月細川六之助初御見之時、不任侍從、以前、四品當可、後出、旨有、命令、○松平大學頭、

ガガク

松平播磨守、備前、大學頭頼貞依老功、被任少將、或日有鎌公御命命故也。○國主十四家家督依家柄、少有不同。○酒問詰、御老中、京都所司代、高家肝煎、藤室家、雖爲家督、叙爵從四位侍從、又被任少將、自諸家昇進也。○松平越前守、伊達遠江守、松平平右衛門大弼、宗對馬守、家督。○伊達遠江守村候被任少將。○松平越後守、伊達守保之頃依早世、雖改家格、依志善頭頼徳、文化七年十一月侍從、任爲格別、以後爲例乎。○南部大膳大夫利敬文化五年爲參府、以後以三年功、被任少將乎。同十二年參府之節、上使爲御老中。○奥平大膳大夫昌高文化十四年、被命酒問詰、任侍從、先祖大膳大夫家昌同官後家格、七代目昌高代、任當位。○酒井雅樂頭、松平大和守、松平藤政守、小笠原大膳大夫、酒井左衛門尉、藤原遠江守、立花左近將監、丹羽加賀守、松平彈正大弼、南部大膳大夫各極官。○右以下之諸家無格別之勤功、容易不被任之。

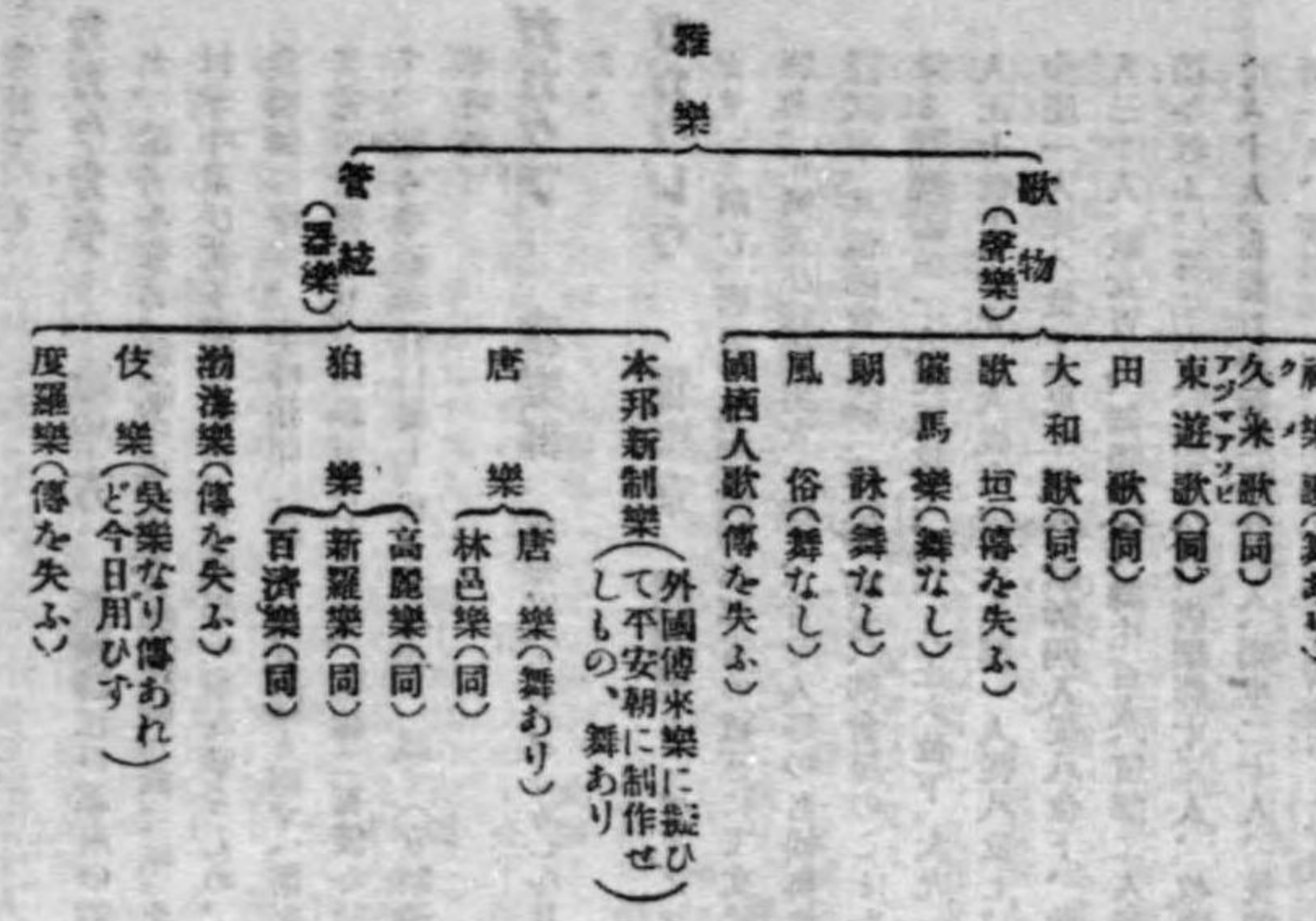
從五位下 高家初官、  
四品 從四位下 中大夫  
御老中、無任侍從。○御側用人、大阪御城代。○松平大學頭、松平播磨守兩家嫡。○尾紀御四男初官。○享保年間、奥州伊達郡松川領主松平主計頭通恭、赤心院殿頼朝御四男也、享和元年七月諸大夫、同二年五月十二日叙四品、有例。○國主十四家嫡、但熊本、鳥取、松江等之家、無嫡例。○細川兵部少輔清利享和二年二月初御見之時、雖家格、叙爵以前四品當可、後出、

ガガク

官有五百命。○松平彈正大弼嫡、松平左兵衛督、松平淡路守、松平備後守、松平平左衛門守、宗對馬守、松平大膳大夫宗正無間直任侍從、父之勤功格別爲平、最初官、叙四品。○松平越中守定信、補初官、四品少將之嫡子故也。○續出雲守信濃文化十二年七月二十八日被任四品。右者老年及、迄、奉勅交代無懈怠、依、眞實相勤也。但家格古來之通被成下、無之、其身段爲任者也。○津輕越中守學親文化五年、十一月高拾萬石被仰付、叙四品。文政三年、二月被任四品侍從、  
從五位下 朝散大夫  
萬石以上、但松平和泉守、松平遠江守、藤原也、父御役柄相勤之節、嫡子被仰付、候事。○坂主、四品以上嫡。○但高家、不然。○御側用人、藤原朝代、伏見奉行、御守守、御三家御側用人宛、但城主、嫡共。○御三卿御家老、大目附、町奉行、御勘定奉行、御作事奉行、御請奉行、小普請奉行、遠國奉行、但駿府御成金町奉行、佐渡奉行、浦賀奉行、不絶。○西丸御守守、御小性衆、中興御小性、御番儀御用人、御兼中御用人、御小納戸頭取、御三家家老、加賀家老、以上、  
ガガク 雅樂 國體雅正なる音楽の義にして、音聲正しく、拍子度に通したる雅樂の聲をいふ、俗樂の拍子雜にして、緩急中を得ず、聲音固邪にして流麗に流るゝものと分つ、即ち本邦上古の歌舞、並に唐、三韓等外國より傳來したる樂等の總稱なり、而して歌を以て主とするものを歌物(今の聲樂)に當る。樂器の奏樂を以て主とするものを管絃(今の器樂)に當るといひ、この兩者に舞を加へたるものを、舞

ガガク

起原は、遠く神代にあり、樂器又この代にあれば、雅樂は神代に始まりしものなるべし、東傳の如きは安閑天皇の世にありと傳へたり、應神天皇の時、三韓と盛に交通し、尤恭欽明天皇の代、彼の制を參取す、並に於て三韓及び伎樂を傳へ、推古天皇の代、厩戸皇子之を政教に加ふ、當時遣唐使、遣唐使、留學生、學問僧等、往來絶えず、兩唐の樂亦入



ガガク



(列陣館物博室帝京東)圖樂放所蔵弓彈藏所院倉正

ガガク

り來る、茲に於て固有の樂と外國樂と相並び行はる、文武天皇大嘗の御禮樂(ガガク)あり、  
て、歌舞を教習し、朝廷の式事には勿論、神事等にも用ひられ、天皇の御遊、公卿の宴遊の際等並に行はれたりしかば、功樂、立樂(節會の日庭上にて奏す)昇樂(法會の時に行ふ)降樂(同上)道樂(行幸又は神事の時に行ふ)船樂等種々の名目々あるに至り、又この頃外國樂に擬して新に製作せられしもの少からず、是より先嵯峨天皇の世には、大歌所の別當等を置き、固有の音樂を特に掌らしめ、村上天皇以後は別に樂所を置き、別當等を補し、音律に通じし人を以て之に任じ、雅樂の事を掌らしめたり、故を以て在朝の士樂を修めざるものなく、武臣源義家義光兄弟の如き、戎馬の際樂之を忘れず、平氏一門最も其人に當り、鎌倉以降俗樂漸く盛になりしと雖も、雅樂取て衰へず、室町時代には、攝關田樂等尤も盛に行はれ、雅樂漸々衰へし、黒世の時軍亦雅樂を修めざるはなかりき、應仁以來戰亂相繼ぎ、朝綱振はず、俗官も亦四方に離散するに至る、織田信長勢を振ふに及び、皇室の衰頹を歎き、之が恢復を圖り、豐臣秀吉、其志を繼ぎて、朝廷の舊儀を舉ぐ、雅樂並に於て復興す、江戸時代徳川家綱尤も斯道に意を用ひ、伶人家世跡の外、別に樂道播古料田二千石を置き、其伎に精練なるものに分賜し、以て之を奨勵す、現今は宮内省式部職に屬し、宮中の儀式、祭事には必ず行はる、別に雅樂稽古所あり、伶人家の子弟を教習養成し、兼て士民の斯道を講ずるものを教習せしむ、國體樂人にも三方樂所に屬し、三派あり、即ち天王寺派、京都派、南部派是なり、南部派は奈良に住し、皆朝臣たり、今六家あり、辻、上、蓮、久保、奥、芝、中世藤原姓を習せる、(ありき)と號す、京都派には今、多、山井(大神氏)豐原氏(安倍の四家あり)、天王寺派は大坂天王寺の樂入にし

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る職。元禄二年、北村季吟及び其子朝香を召して歌學の事を掌らしめ、

Table with 2 columns: 江沼 (Ezo) and 能美 (Nomi). Rows include names like 加賀 (Gaga) and 石川 (Ishikawa).



カガミ

品なるべし、醍醐天皇以後所謂藤原時代にありては、形骸に偉大の作なく、全體薄手にして、模倣は唐式に和様を折衷し、尤も優美温雅の度を高めたる形跡あり、而して柄鏡は早く此頃よりありしと見え、更科日記に、巾一尺の鏡を賜へて、柄鏡を差らせられぬ云々」とあり、鏡倉時代には形骸には大差なきも、模倣は愈々精巧の風を失ひて、全體武骨の風を生じ、江戸時代には、家紋を模倣に鑄出せるものあり、また往々にして、天下一の銘を附したるものあり、而して周邊を背割へ風曲せしむる様になしたる風は、全く其途を絶ち、模倣尊俗になりて、雅致の見るべきものなし、柄鏡は寛保延享の頃より盛行し、琥珀鏡は、早く室町時代の末年より此時代のはじめにかけて、支那人、西人の手より輸入したるものもあれど、製作せるは、元和の頃酒田彌兵衛が南蠻に伝へ、其製法を傳へたるを初とし、其後三府の工人、其傳を傳へたれど、需用極めて夥なかりしが、天明以後、行はるゝに至り、圓鏡形又は模倣によりて名づく、圓鏡は月に形し、圓を本式とす云へり、方鏡、延喜式に始めて見ゆ、柄鏡前に述べたり、八花形鏡、花の姿を見たりと見ゆ、唐鏡、唐土傳來の鏡を云ふ、枕草子心ときめきする物の段に、からのかみかみの少しくきみたるあり、爲鏡、鏡、鏡、鏡の裏に鴟鵂等を鑄出せし故に名づく、散木集に、附鏡うらつたひするか、ききに心かるさの程をみるかな、拾遺集に、鏡、鏡を侍りける裏に、つゝのたをいつけさせ侍りて、千歳とも何か祈らんとすにすむたづのうへをぞ見るべかりける」とあり(古事記傳、醍醐天皇、歴世女裝考、近世風俗考、考古便覽)

カガミ

銀のうす金にて包みたるを云ふ、コアマミ(巻着、貞丈雜記)

カガミカケ

鏡懸

鏡蓋(キヤリグイ)を見、文字にほりすかき、すうちのべてすかしく、鏡の如くに作りたるを云ふ、古き繪師の書きたる騎馬武者の繪に懸々見えたり、また防抄に見えたり(貞丈雜記)

カガミクツツ

鏡轡

響の十文字の所を、十文字にほりすかき、すうちのべてすかしく、鏡の如くに作りたるを云ふ、古き繪師の書きたる騎馬武者の繪に懸々見えたり、また防抄に見えたり(貞丈雜記)

カガミケラ

鏡鞍

鞍の總體を、銀又真鍮などの上すかれにて、包みたるを云ふ、總廻りを覆輪をとるなり、貞丈雜記に、鏡鞍と云ふは、前後輪の表を、一面に銀又は銅眞鍮などにて張り包み、山形の上よりつまき造、同じく包みたるを懸け、鏡に、小き鏡を打ちて留むる居木先もかねにて包み、鏡にて留むる居木先もかねにて包み、鏡にて留むる前後輪の裏の方居木はかねにて包み、鏡にて留むるなり」とあり、諸般日記に、御鞍の事、移の形にて赤銅を外に打ち、掛て覆輪を掛けたり、此カガミに各が鏡を打て付たり(中略)鏡鞍共云、此鞍は御幸の時公卿殿上人の乗鞍也と見えたり、又武人し之を用ふ、保元物語義朝白河殿夜討の事、同郎左衛門是を聞し皆めす(中略)月毛なる馬に鏡鞍置てぞ乗たりける」と見え、此外平安物語にも懸々見えたり

カガミツクリウチ

鏡作氏

神別、速姓あり、天璣戸命の後裔なり、天武天皇十一年鏡作造に姓連を賜ふ(書紀、古語拾遺)

カガミノコホリ

香美郡

所在、土佐國(原領)國、桓武天皇延暦二十四年五月始めて郡名見たり、(和名抄)に、安須、大忍、オホササヒ、宗我、ウカノ物部、モノヘ、深淵(ワカフチ)、山田(ヤマタ)、石村(イ)

カガミ

カガミ

ハムラ(田村(タムラ)等の郷あり、中世番我美に作る、嘉元四年の香宗我部文書に見えたり、正保關同にく之に作り、寛文中之を改め、元禄に至り復番我美の字を用ふ、或は又鏡に作る、天正十年の大久保文書に見ゆ、明治に至り香美に復す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カガミバコ

鏡篋

鏡、汗手巾、領巾等を入れ置く篋、中古行はれしものは、其八花形にして裏あり、諸般雜抄に、八花前徑一尺一寸、深三寸五分、蓋九分、蓋弘一尺四寸、足の高七寸に覆足なること見えたり、二階櫓の櫓の南に並べ置く、諸般抄に、藤原爲房具、用時北庭之三階南邊立之、具、三年四月十九日成茂、皇后宮立后兼用之、前次政大臣姫君、院女御長元十年三月一日高陽院四條宮立后例云々とあり、調度(ケツド)の神繪卷看

カガミビラキ

鏡開

江戶時代年中行事の一、具足餅(民間にては鏡餅)を飾して食するをいふ、或は鏡開の祝と稱す、武家にては十一日、民間にては四日に之を行ふ、日次紀事に、凡龍有六具、具足之謂也、其所具具足之餅、持以万石敷之、故以手以鏡破之、鏡之而當之、是謂鏡餅云々とあり、(先述)諸般雜抄に、古の鏡開の儀に於ては、正月の一事となし、正月二十日、江戶幕府にては正月儀式中の一、永以後十一日に改む、爾後諸儀に於ても、寛永以後に至り、又民間にては四日に、元日より床上及び神棚、井、籠などに供へたる鏡餅を食す、江戸にては多く汁粉となし、人に愛するを例とせり(日次紀事、日本歲時記、木朝食鑑)

カガミノコホリ

各務郡

所在、美濃國(原領)國、延喜式に始めて見ゆ、(和名抄)カガミと

カガメ

カガリ

御七、村園(ムラクラニ)大塚、各務(カ、ミ)郡河(ナカ)茶見、三井(ミツキ)等の郷あり、中世郡の東境村園大塚郷の地加茂郡に入る、明治二十九年四月廢せられて稲葉郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カガメ

加賀女

加賀國より出づる遊女をいふ、殿中申次記に云く、白拍子御禮申上歟の事、貞伊勢(下總守)從、殿中、真示(伊勢守)被三尋申、處に御禮申上事、先規無之、自然御陣中など、は致三上候候、殿中へ、祇候の事、不可不在、之、加賀女は殿中へも參事、自然可不在之歟の由御返事之云々、條々聞書に、加賀女などは今は聞きたる人もまれに候べしとあるは加賀女のうたひたる歌のふしを云ふなるべし、殿中申次記に、六月十四日祇園會、車公方へ参るとあるも、加賀女の事にて車といふは女の名なるべし、書札雜々聞書に、公方へしらびやうしは不參候、か、女と申遊女參候、加賀ふしなどいへや、り候云々とあり、

カガリ

懸

鞠を蹴る場所の垣に植ふる木をいふ、又蹴鞠の場をも云ふ、新古今集に、最勝寺の櫻は、まりのか、りといえ、源氏物語若菜に、よしあるか、りといえたり、一本懸は、天智天皇の故事にて是か、りの始なるべし、三本懸、五本懸、六本懸などもあれど、四本懸を専とす、長に櫻、御、坤に楓、乾に松也といへり、羅波家には四本ともふたまたの松を植ふるは、猿田彦大神の事に據るなるべし、水無瀧家も亦同じ(儀訓彙)

カガリノツボ

懸壺

蹴鞠の場所、ケマリを見よ、

カガリモノ

懸物

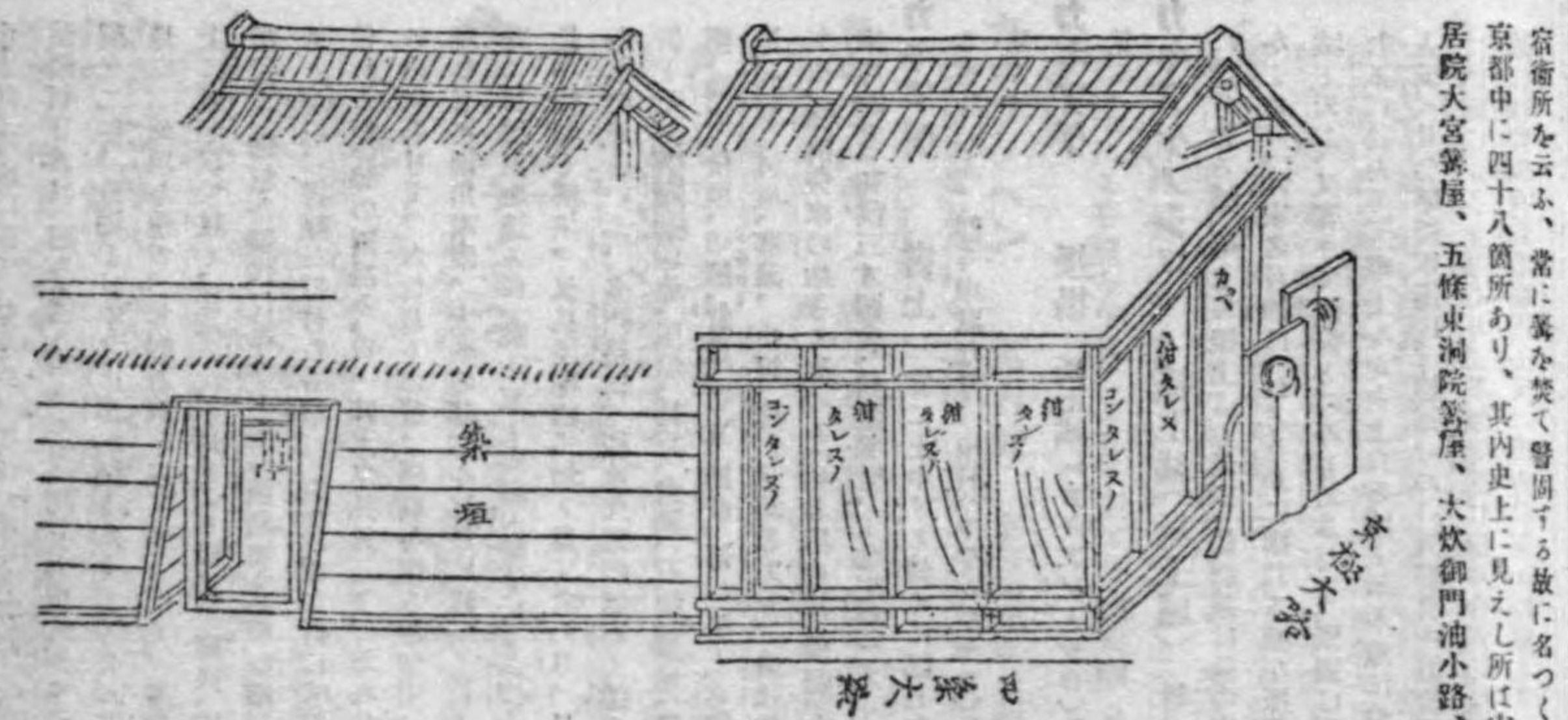
江戸時代、高或は人に課する所の費用をいふ、

カガリヤ

簀屋

鎌倉時代、京都警固の武士の

カガリ



宿衛所を云ふ、常に幕を張て警固する故に名づく、京都中に四十八箇所あり、其内史上に見えし所は安房院大宮齋屋、五條東洞院齋屋、大炊御門油小路、

カガリヤシユコニ

簀屋守護人

五條京極齋等あり、其製法詳かならざれども、建武年間記の落書に、此頃郡にはやるもの、町ごとにたつ齋屋は、庇涼五間板三枚、幕引まはす投所とも、其数知らず満たりとあり、一本に法量五間横三間とあり、是等によりて、は、知るを得べし、暦仁元年始めて之を置く、齋屋守護人(カガリヤシユコニ)をいふ、今一廻上人持所藏のかりやの圖を示す(先述)諸般雜抄に、

カガリ

Table listing various locations and their associated figures or counts. Columns include location names (山城, 和泉, 阿波) and numbers/figures (1,000, 大和, 紀伊, etc.).







カクエー カクワ

神皇正統記 弘安七年十一月... 覺法親王

カクエーホフシノワウ 覺法親王

カクエー 覺法親王

カクエー 覺法親王

カクエー 覺法親王

カクエー 覺法親王

カクカウ

管領基氏... 覺法親王

カクカウ 學校

カクカウ 學校

カクカウ 學校

カクカウ 學校

カクカウ 學校

カクカウ カクキ

行はしむ... 覺法親王

カクカウ 學校

カクカウ 學校

カクカウ 學校

カクカウ 學校

カクカウ 學校

カクキ

和寺の門跡... 覺法親王

カクキ 學校

カクキ 學校

カクキ

カクキ 學校

カクキ

カクキ 學校

カクキ

カクキ 學校



和寺の門跡... 覺法親王

カクキ 學校

カクキ 學校

ガクシ

音楽を教ふることを掌る、官位相當位八位上... 文武天皇大寶元年制定して唐樂師十二人... 笙、箏、尺八、篳篥、琴、琵琶、方響、鼓、舞師各一人... 高麗樂師四人(横笛、篳篥、琴、舞師各一人)...

ガクシウクワン

三河國西加茂郡中原(舊牛原村)に... 類の歌すへきなく詳かならず... 類八部、子類一部、集類四部、字書一部等あり(日本教育史資料)

カクシタ

歌の中に読み込めたるをいふ、もと物名と云ふ、興... 義抄に、隱歌、是古式に不載事也、但古今并に拾遺集物名部と云ふは、これにや、近代の人は、隱... 也、件歌は爲物物の名を歌のおもておきて他の心をよるなり、古今に云、結花、あさひかうの... けなりけりしちつゆのをけるくさばし、もかばりゆく、かなにかきにくきものをば、本字につきてかくべしとあり、又源平盛衰記三位入道歌事等の條に、大方此類歌は歌に於ては手慮者にぞ被思召れる、鳥羽院御時に宇治河原藤原大輔政と四題を下させ給ふ、一首に隱して遊ばせと勅定ありけるに、

ガクシ

宇治川のせいの淵をたざりひをけさいかに響まらんと申たりければ、時の人我々は一應をだにも一首に隱してはゆ、しき大事なるに、あまたの置を程なく仕りたる事、實に都看しと感し申けり、君もいみじく仕りたりと感有けりしと見えたり、

カクシバイチヨ

公許の婦家以外に於て寤に抱へ置き、人に姿を賣らしむる女、もと「バイチヨ」と稱す、今日の私賣子なり、尙ほ種々の名をつけて人目を忍び、姿を賣らしめたりと見え、歌集、白人、山崎、夜露、提灯、船頭、飯敷、隠はらひ等の名あり(日本教育史資料)

ガクシ

ガクシフ井

都の手ぶり、鎌川禁令考... 開明門院内膳部藤原天保十三年十月、仁學天皇、光格天皇の遺旨に因り、公卿等を教育せんが爲め、京都開明門院の舊地に學問所を建て、十一月より開場す、出所する者、大體四十歳以下十五歳以上、非華入二百人許にして、諸司の官人子弟の外等にも、願に依り許さる、講讀は月に三度、讀書は毎日なり、四書五經の類を講讀す、弘化二年名を學問院と改むる、學問所創立の時、下せし禁令を見れば、當時の事情を明にす、即ち左の如し、

カクシ

近年別面堂上風儀不宣、身柄不相離之遊興、卑俗之風着用、遊里、忍行之人々も有之歟之風聞、時々相聞候に付、被加制止候得共、兎角不相止、不法之進退致増長、關白殿にも被以被入、且幕に深御心配被成候、往古者大學寮四姓學校も有之候得共、當時廢絶、慶長十八年被仰出に、第一公家學問と御座候に付、年來何卒學問致候條、被成度御存念に候得共、堂上附隨之人々、一授成度御願出來、東條登候に付而、不學文書之輩多相成候次第、誠以御心配被成候に付而者、學校杯と申候而者、禮式作法之古禮も有之候條、御大體にも相成可申、其上六藝杯は堂上には先必用にも無之候間、實而は學問所被仰付、若輩之人々成共、往月に兩三度計教授有之、進行端正篤信に相成、往々は務向不進退も無之候被成度、全く習學之爲めに、清宮兩氏、又は御心掛候人々、兩人計も被仰之、專場所以下御預り、又外に六員計有職學生商賈被仰付、京仕爲買之儀業之師を被召、素習及講讀

ガクシ

諸藩差付、御會禮物并講讀用、且諸藩差復書籍等之類、何卒關東より被成進候條被遊遊、大體堂上四十歳以下十五歳以上、非職人二百人許、并御内勤之者にも、諸司官人子弟之外等にも、追々相願候は、人數に可被加候、右之次第故、年々米金五六百石餘程被宛行候は、精々實業に可被仰付候得共、堂上地下諸生往々之御見込に而者、三四百人計にも可相成候、其中に而隔年位に昇殿之人計成共、御用途に而、上中下出精之御養賜類成共被下候得者、自然と風儀改革、研學有之、往々御役に相立候半人柄に相成可申、餘り年次に御叱り之人計に而者、上之思召も深々被思入候、右場所は當時開明門院御舊地歟、又外に御舊地内に而、差支に不相成候場所に被取建候條、被成度、是等之儀其許へ宜申入旨、關白殿被命候事、

ガクシフクワン

江戸小川町雄子橋通郎内膳部藤原文久二年之を創立す、井上正和の時代に至り擴張す(日本教育史資料)

ガクシフクワン

高郡松阪殿町開明文化二年に創設し明治五年に廢す(日本教育史資料)

ガクシフクワン

下野國都賀郡壬生城内膳部藤原正徳二年近江水口より封を壬生に移され三年正月藩主島居忠英

ガクシフクワン

の創立開校する所、皇國學支那學を以て教導し、明治四年七月藤澤置縣の際に至る迄凡百五十九年間、此間多少の盛衰ありと雖も著しき變動なし、四年遂に廢す(日本教育史資料)

ガクシフクワン

新設後遠見郡村字北の密蔵十一世親明新に校舎を設け藩士の子弟をして文武を修めしむ、明治四年廢藩の爲め閉學す(日本教育史資料)

ガクシフクワン

校舎開明門院御舊地、又外に御舊地内に而、差支に不相成候場所に被取建候條、被成度、是等之儀其許へ宜申入旨、關白殿被命候事、

ガクシフクワン

觀政要、孝經集傳、論語補解、群書治要、藏書目録和漢洋の書千三百六十二種あり(日本教育史資料)

ガクシフクワン

持其子思嶺と號し、學舎を建て、九月開校す、忠寛の時、夙に學に志し遠郷五所に小學校を建てしむ、嘉永六年悉く落成す、明治三年又女學校を河南に設く、初め漢學小學校のみなりしが、明治の初和洋の二科を交り、武藝は各流派を立て、授業す(日本教育史資料)

ガクシフクワン

塾、講堂の隅に一棟を設く、二室併て十四畳、舎長以下事務室の諸所とす、正面に長屋を設く、長さ八間門衛使丁此に居らしむ、其側に着書庫あり、凡三四計、堂の西側に演武舎あり、長十間幅三間、河南移轉の後本堂を増築し、更に事務所一棟、及び寄宿舎五棟を建つ(日本教育史資料)

ガクシ

歌、三字經、孝經、寶鏡啓蒙等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

ガクシ

歌、三字經、孝經、寶鏡啓蒙等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

ガクシ

歌、三字經、孝經、寶鏡啓蒙等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

ガクシ

歌、三字經、孝經、寶鏡啓蒙等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

ガクシ

歌、三字經、孝經、寶鏡啓蒙等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

ガクシ

歌、三字經、孝經、寶鏡啓蒙等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

ガクシ

歌、三字經、孝經、寶鏡啓蒙等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

ガクシ

名詞本名は信法、又崇光寺御室と號す。門閥關島...

ガクシヨ

樂所 宮中において音楽を奏する場所をいふ、又ガクシとも訓めり、桂芳坊に在り...

ガクセイ

樂生 雅樂寮の樂生にて音楽を修業す、文武天皇大嘗元年初定して、樂生六十人...

ガクセンノタイフ

樂前大夫 正月十六日女盛歌の節、女樂人を導きて前行する者いふ、中...

ガクリ

事に、舞妓殿上の小庭より出て校倉殿に遊居る、樂前大夫と云ふ二人、帯剣して之を導く云々...

ガクチタウ

格致堂 舊今尾藩の學校、美濃國安八郡今尾下本町、美濃國文化文政の頃...

ガクトウ

學頭 社僧の職名、筑前の安樂寺、歴後の凶蘇宮神宮寺、鎌倉崎八幡宮、駿河久能山...

カクニチ

書日 詔書年月の下に日を震書し給ふをいふ、日の書様は其日を月の下に書し...

カクナイ

郭内 開門の内を云ふ、カクマンと見ゆ、

カクヒツ

角筆 讀書の際、文字を指すに用ふる器具、又經綬とも、木筆とも云ふ、天皇皇太子親王等の御讀書始めに用ひ給ふ、竹木、象牙等にて作...

カクノマ

額間 清涼殿の廊の中央の間、上長押に扁額をかけたる下の所を云ふ、(禁裏抄)...

カクパン

覺鏡 覺鏡始め正覺坊と號す、興教大師と號す、醍醐天皇五世の孫、父武略あり、



(藏所館物博室帝京東)

は攝氏(醍醐天皇)の孫、父武略あり、

カクニ

カクヒ

カクホ

ガクニニハチノモン

額二八枚 紋所の名、額の中に、二八の文字を書きたるもの、小出氏之を用ふ、後に二八の字を去て只額の形のけを用ふ、甲子夜話に、小出氏の先祖某所に於て首十十六を獲て賣...

ガクニ

樂人(俗人) 樂を奏する人を云ふ、古は之を舞樂人といへり、真丈雜記に、樂人は上古よりあり、樂の道は人王五十一代平城天皇の御時、大同四年三月二十二日、高麗人十人來朝して傳...

カクホフホフシロウ

覺法親王 醍醐天皇の皇子、醍醐朝に於て仁和寺に入り、密法を學ぶ、名聲甚だ高し、帝其才を愛して、宣して内苑に入り佛像を禮せしむ、法座に陞りて演説す、語音流暢にして、群臣咸く嘆服す、仁平三年十一月六日化す(元亨釋書、東國高僧傳)...

カクミヤウ

覺明 醍醐天皇の皇子、後村上天皇又三光國師の號を賜ふ、醍醐朝に於て七歳にして父を喪ひ、十七にして帝位に、諡山に昇りて受具し、台教を學ぶこと八年、更に法燈國師に號せしめ、又了然明高峰日南浦明の諸老に參謁す、應長元年元日に渡り中峰本に天目に參す、師制して出雲國宇賀郡に靈樹寺を創す、元弘の初後醍醐天皇即位に對す、詔して行在に召して戒法を受け給ふ、貞和元年覺明に居り其定戒を修す、又洛西の妙光に住す、足利尊氏弟直義御書を創りて招請せられども辭して赴かず、夜窟に逃れ去る、後村上天皇敎して和泉の高石に大維寺を建て、開山第一世となす、開堂の日大駕親しく臨じ、康安元年五月二十四日遷化す、壽九十一、座夏七十五(水滸高僧傳、扶桑釋林僧傳、龍門釋譜)...

カクメイ

革命 曆法に世の代りめをいふ、易に云、天地革而四時成、湯武革命順乎天、而應乎人、革之時大矣哉、傳に云、王者の興る命を天に受く、故に世を易ふる之を革命と謂ふ、○本朝の曆法に革命、革命と云ふことあり、辛酉の年を革命とし、甲子の年を革命とし、此年に必ず改元あり、是れ易緯に、

カクホ

カクホ